

官報

号外 平成十九年四月十七日

○第百六十六回 衆議院會議録 第二十三号

平成十九年四月十七日(火曜日)

議事日程 第十八号

平成十九年四月十七日

午後一時開議

第一 放射線を発散させて人の生命等に危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律案(内閣提出)

第二 統計法案(内閣提出)

第三 イーター事業の共同による実施のためのイーター国際核融合エネルギー機構の設立に関する協定の締結について承認を求めるの件

第四 イーター事業の共同による実施のためのイーター国際核融合エネルギー機構の特権及び免除に関する協定の締結について承認を求めるの件

第五 核融合エネルギーの研究分野におけるより広範な取組を通じた活動の共同による実施に関する日本国政府と欧州原子力共同体との間の協定の締結について承認を求めるの件

第六 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○本日の會議に付した案件

日程第一 放射線を発散させて人の生命等に危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律案(内閣提出)

日程第二 統計法案(内閣提出)

日程第三 イーター事業の共同による実施のためのイーター国際核融合エネルギー機構の設立に関する協定の締結について承認を求めるの件

日程第四 イーター事業の共同による実施のためのイーター国際核融合エネルギー機構の特権及び免除に関する協定の締結について承認を求めるの件

日程第五 核融合エネルギーの研究分野におけるより広範な取組を通じた活動の共同による実施に関する日本国政府と欧州原子力共同体との間の協定の締結について承認を求めるの件

日程第六 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

学校教育法等の一部を改正する法律案(内閣提出)、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)及び教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律案(内閣提出)並びに教育職員

の資質及び能力の向上のための教育職員免許の改革に関する法律案(藤村修君外二名提出)、地方教育行政の適正な運営の確保に関する法律案(牧義夫君外二名提出)及び学校教育の環境の整備の推進による教育の振興に関する法律案(笠浩史君外二名提出)の趣旨説明及び質疑

午後一時三分開議

○議長(河野洋平君) これより會議を開きます。

日程第一 放射線を発散させて人の生命等に危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律案(内閣提出)

○議長(河野洋平君) 日程第一、放射線を発散させて人の生命等に危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律案を議題といたします。委員長(榎屋敬悟君)の報告を求めます。文部科学委員長榎屋敬悟君。

放射線を発散させて人の生命等に危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律案及び同報告書(本号末尾に掲載)

(榎屋敬悟君登壇)

○榎屋敬悟君 ただいま議題となりました法律案につきまして、文部科学委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、核によるテロリズムの行為の防止に関する国際条約等の適確な実施を確保するため、核燃料物質の原子核分裂の連鎖反応を引き起こし、または放射線を発散させて、人の生命、身体または財産に危険を生じさせる行為等についての処罰規定を整備する措置を講ずるもので、その主な内容は、次のとおりであります。

第一に、放射性物質をみだりに取り扱うこともしくは原子核分裂等装置をみだりに操作することにより、またはその他不当な方法で、核燃料物質の原子核分裂の連鎖反応を引き起こし、または放射線を発散させて、人の生命、身体または財産に危険を生じさせた者を処罰すること、

第二に、第一の犯罪の用に供する目的で、その予備をした者、原子核分裂等装置を製造した者ま

たは放射性物質もしくは原子核分裂等装置を所持した者を処罰すること、

第三に、放射性物質または原子核分裂等装置を用いて人の生命、身体または財産に害を加えることを告知して、脅迫した者を処罰することなどであります。

本案は、四月十日日本委員会に付託され、翌十一日伊吹文部科学大臣から提案理由の説明を聴取し、去る十三日質疑を行い、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(河野洋平君) 採決いたしました。

本案の委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(河野洋平君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第二 統計法案(内閣提出)

○議長(河野洋平君) 日程第二、統計法案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。総務委員長佐藤勉君。

統計法案及び同報告書

(本号末尾に掲載)

(佐藤勉君登壇)

○佐藤勉君 ただいま議題となりました法律案につきまして、総務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、国民にとって合理的な意思決定を行うための基盤となる公的統計の体系的かつ効率的な

整備を推進し、調査票情報の多様かつ高度な利用を可能とするための措置を講じようとするものであります。

本案は、去る四月九日本委員会に付託され、翌十日菅総務大臣から提案理由の説明を聴取し、同月十二日及び十三日質疑を行い、これを終局いたしました。質疑終局後、採決いたしましたところ、本案は全会一致をもって可決すべきものと決しました。

なお、本案に対し附帯決議が付されました。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(河野洋平君) 採決いたしました。

本案の委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(河野洋平君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第三 イーター事業の共同による実施のためのイーター国際核融合エネルギー機構の設立に関する協定の締結について承認を求めるの件

日程第四 イーター事業の共同による実施のためのイーター国際核融合エネルギー機構の特権及び免除に関する協定の締結について承認を求めるの件

日程第五 核融合エネルギーの研究分野におけるより広範な取組を通じた活動の共同による実施に関する日本国政府と欧州原子力共同体との間の協定の締結について承認を求めるの件

○議長(河野洋平君) 日程第三、イーター事業の共同による実施のためのイーター国際核融合エネルギー機構の設立に関する協定の締結について承認を求めるの件、

認を求めるの件、日程第四、イーター事業の共同による実施のためのイーター国際核融合エネルギー機構の特権及び免除に関する協定の締結について承認を求めるの件、日程第五、核融合エネルギーの研究分野におけるより広範な取組を通じた活動の共同による実施に関する日本国政府と欧州原子力共同体との間の協定の締結について承認を求めるの件、右三件を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。外務委員長山口泰明君。

イーター事業の共同による実施のためのイーター国際核融合エネルギー機構の設立に関する協定の締結について承認を求めるの件及び同報告書

イーター事業の共同による実施のためのイーター国際核融合エネルギー機構の特権及び免除に関する協定の締結について承認を求めるの件及び同報告書

核融合エネルギーの研究分野におけるより広範な取組を通じた活動の共同による実施に関する日本国政府と欧州原子力共同体との間の協定の締結について承認を求めるの件及び同報告書

(本号末尾に掲載)

(山口泰明君登壇)

○山口泰明君 ただいま議題となりました三件について、外務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、イーター国際核融合エネルギー機構設立協定について申し上げます。

核融合エネルギーの科学的及び技術的な実現可能性を証明することを目的とするイーター事業に関し、同事業の実施に専念する安定的な基盤を有する国際機関の設立が必要と認識されるに至ったため、平成十三年十一月より政府間協議を行って

まいりました。その結果、協定案文について合意に達しましたので、平成十八年十一月二十一日、パリにおいて、日本、欧州原子力共同体、中国、インド、韓国、ロシア及び米国の七者により、本協定の署名が行われました。

本協定の主な内容は、イーター機構を設立すること、イーター機構は、イーター施設の建設等を行うこと、

イーター機構は、国際法上の法人格を有すること、イーター機構の資源は、加盟者から提供される財政上の貢献等から成ること

などであります。次に、イーター国際核融合エネルギー機構特権免除協定について申し上げます。

イーター事業の実施に当たり設立される国際機関及びその職員等が確実にその任務を遂行するためには、特権及び免除の付与が不可欠であることが認識をされ、政府間協議を行ってまいりました。その結果、協定案文について合意に達しましたので、平成十八年十一月二十一日、パリにおいて、日本、欧州原子力共同体、中国、インド、韓国及びロシアの代表者により、本協定の署名が行われました。

本協定の主な内容は、イーター機構の建物、公文書等は不可侵とすること、

イーター機構は、裁判権からの免除、強制執行の免除等を享受すること、

イーター機構並びにその財産及び収入については、同機構の公的な活動に関し、直接税、関税等を免除されること

等であります。最後に、日・欧州原子力共同体核融合エネルギー協定について申し上げます。

我が国政府は、欧州原子力共同体との間に、イーター事業等を支援する、より広範な取り

組みを通じた活動を共同で実施するための枠組みを定めることを目的とする協定について、平成十七年七月より交渉を行ってまいりました。その結果、合意に達しましたので、本年二月五日、東京において本協定の署名が行われました。

本協定の主な内容は、
より広範な取り組みを通じた活動は、国際核融合材料照射施設に関する工学実証及び工学設計活動に係る事業、国際核融合エネルギー研究センターに係る事業並びにサテライト・トカマク計画に係る事業の三つの事業から成ること、
より広範な取り組みを通じた活動の実施のための資源は、両締約者から提供される財政上の貢献等から成ること
などであります。

以上三件は、去る四月十日外務委員会に付託され、翌十一日麻生外務大臣から提案理由の説明を聴取し、十三日質疑を行い、討論の後、採決を行いました結果、いずれも賛成多数をもって承認すべきものと議決した次第であります。
以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(河野洋平君) 三件を一括して採決いたします。
三件を委員長報告のとおり承認するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)
○議長(河野洋平君) 起立多数。よって、三件とも委員長報告のとおり承認することに決まりました。

日程第六 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)
○議長(河野洋平君) 日程第六、自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域にお

ける総量の削減等に関する特別措置法の一部を改正する法律案を議題といたします。
委員長の報告を求めます。環境委員長西野あきら君。

自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法の一部を改正する法律案及び同報告書
(本号末尾に掲載)

(西野あきら君登壇)
○西野あきら君 ただいま議題となりました法律案につきまして、環境委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、窒素酸化物対策地域または粒子状物質対策地域のうち、大気の汚染が特に著しい地区において、自動車から排出される窒素酸化物等による大気汚染防止対策の強化を図るため、当該地区について都道府県知事が窒素酸化物重点対策計画等を策定するほか、自動車の交通需要を新たに生じさせる建物を新設する際の届け出制度の導入や、窒素酸化物対策地域等の周辺地域に使用の本拠の位置を有する特定の自動車を指定地区で使用する事業者の取り組むべき措置を設けること等の措置を講じようとするものであります。

本案は、今月三日本会議において趣旨説明及び質疑が行われ、同日本委員会に付託されました。委員会におきましては、去る十日に若林環境大臣から提案理由の説明を聴取し、十三日参考人から意見を聴取した後、政府に対する質疑を行いました。同日質疑終了後、直ちに採決いたしましたところ、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、本案に対し附帯決議が付されましたことを申し添えます。
以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(河野洋平君) 採決いたします。
本案の委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

○議長(河野洋平君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

学校教育法等の一部を改正する法律案(内閣提出)、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)及び教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律案(内閣提出)並びに教育職員の資質及び能力の向上のための教育職員免許の改革に関する法律案(藤村修君外二名提出)、地方教育行政の適正な運営の確保に関する法律案(牧義夫君外二名提出)及び学校教育の環境の整備の推進による教育の振興に関する法律案(笠浩史君外二名提出)の趣旨説明

○議長(河野洋平君) この際、内閣提出、学校教育法等の一部を改正する法律案、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案及び教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律案並びに藤村修君外二名提出、教育職員の資質及び能力の向上のための教育職員免許の改革に関する法律案、牧義夫君外二名提出、地方教育行政の適正な運営の確保に関する法律案及び笠浩史君外二名提出、学校教育の環境の整備の推進による教育の振興に関する法律案について、順次趣旨の説明を求めます。文部科学大臣伊吹文明君。

(國務大臣伊吹文明君登壇)
○國務大臣(伊吹文明君) ただいま議題となりました三法案につきまして、逐次その趣旨を御説明申し上げます。

まず最初に、学校教育法等の一部を改正する法律案について、その趣旨を御説明申し上げます。昨年、約六十年ぶりに教育基本法が改正され、新しい時代に求められる教育理念が法律上明確になりました。

近年の教育を取り巻くさまざまな問題を解決し、内閣の最重要課題である教育の再生を実現するため、改正教育基本法の理念のもと、学校における教育の目標を見直すとともに、組織運営体制及び指導体制の充実を図る必要があります。

この法律案は、このような観点から、義務教育の目標を新たに定め、各学校種の目的等を見直すとともに、学校に置くことができる職として新たに副校長等を設ける等により、学校教育の充実を図るものであります。

次に、この法律案の内容の概要について御説明申し上げます。
第一に、改正教育基本法において明確にされた教育理念を踏まえ、義務教育の目標を定め、各学校種の目的等に係る規定を見直すとともに、学校教育法に規定する学校種の順序について、教育を受ける者の発達段階等を踏まえ、幼稚園から規定することとするものであります。

第二に、学校は、教育活動等の状況について評価を行い、改善のための措置を講ずることにより、教育水準の向上に努めるものとするとともに、保護者等との連携協力を推進するため、教育活動等の状況について情報を提供するものとするものであります。

第三に、大学等は、学生以外の者を対象とした特別の課程を修了した者に対し、証明書を交付することができることとするものであります。

第四に、学校の組織運営体制及び指導体制の充実を図るため、小学校、中学校等に置くことができる職として、新たに副校長、主幹教諭、指導教諭を設け、これらの職務内容をそれぞれ定めるものであります。

以上、学校教育法等の一部を改正する

このほか、所要の規定の整備を行うこととしたしております。

次に、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案について、その趣旨を御説明申し上げます。

国民から信頼される教育行政を実現するためには、教育基本法の改正を踏まえ、地方における教育行政の中心的な担い手である教育委員会が、より高い使命感を持って責任を果たすとともに、国と地方の適切な役割分担を踏まえつつ、教育に国が責任を負える体制を構築していく必要があります。

この法律案は、このような観点から、教育委員会の責任体制の明確化や体制の充実、教育行政における地方分権の推進と国の責任の果たし方等について所要の措置を講ずるものであります。

次に、この法律案の内容の概要について御説明申し上げます。

第一に、合議制の教育委員会がみずから管理、執行し、教育長に委任することができない事項を明確化するとともに、教育委員会の事務の管理・執行状況の点検、評価の制度化を図るなど、教育委員会の責任体制を明確化するものであります。

第二に、市町村は教育委員会の共同設置等に努めることとするともに、市町村教育委員会は事務局に指導主事を置くよう努めることとするなど、教育委員会の体制の充実を図るものであります。

第三に、地方公共団体の長が、スポーツ、文化に関する事務を管理、執行することができることとするともに、県費負担教職員の転任については、市町村教育委員会の内申に基づいて行うこととするなど教育の地方分権を推進するものであります。

第四に、教育委員会の事務の管理及び執行が法令に違反する場合またはその管理及び執行を怠るものがある場合において、緊急に生徒等の生命身体を保護する必要が生じ、他の措置によつてはそ

の是正を図ることが困難な場合、文部科学大臣は、教育委員会に対し是正、改善の指示ができることとするなど、教育における国の責任の果たし方を見直すものであります。

第五に、都道府県知事は、私立学校に関する事務について、必要と認めるときは、都道府県教育委員会に対し、学校教育に関する専門的事項についての助言、援助を求めることができることとし、私立学校に関する教育行政の充実を図るものであります。

このほか、所要の規定の整備を行うこととしたしております。

最後に、教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律案について、その趣旨を御説明申し上げます。

学校教育の成否は教員の資質、能力に負うところが大きく、教育基本法の改正を踏まえ、教員全体への信頼性を高め、全国的な教育水準の向上を図ることが重要であります。

そのため、教員が、社会構造の急激な変化等に対応して、最新の知識、技能を身につけ、自信と誇りを持って教壇に立ち、社会の尊敬と信頼を得られるようにする必要がある一方、指導が不適切な教員に対しては厳格な人事管理の実施を通じて毅然と対応する必要があります。

この法律案は、このような観点から、教育職員の免許の更新制の導入及び指導が不適切な教員に対する人事管理について必要な事項の制度化を図るものであります。

次に、この法律案の内容の概要について御説明申し上げます。

第一に、教育職員の普通免許状及び特別免許状に十年間の有効期間を定め、更新制を導入するとともに、勤務実績不良等により分限免職の処分を受けた教員の免許状の効力を失わせることとするものであります。

なお、既に授与されている普通免許状または特別免許状を有している教員についても、十年ごと

に更新講習を課すものであります。

第二に、公立の小学校等の教諭等の任命権者は、児童等に対する指導が不適切であると認定した者に対して指導の改善を図るための研修を実施しなければならないこととするともに、研修の終了時の認定において児童等に対する指導を適切に行うことができないと認める者に対して、免職その他の必要な措置を講ずることとするものであります。

このほか、所要の規定の整備を行うこととしたしております。

以上が、学校教育法等の一部を改正する法律案、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案、教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律案の趣旨でございます。(拍手)

○議長(河野洋平君) 提出者藤村修君。

(藤村修君登壇)

○藤村修君 民主党の藤村修でございます。

ただいま議題となりました教育職員の資質及び能力の向上のための教育職員免許の改革に関する法律案、民主党提出趣旨説明させていただきました。

このたび、約六十年ぶりに教育基本法の改定がされ、政府は、中教審答申も踏まえて教育職員免許法の改正をただいま提案されております。ただし、その内容は、免許法について簡単に言えば、教員免許状に十年の有効期間を設け、十年ごとに免許状更新講習を実施し、修了した者に免許状の有効期間を更新する、それだけのものではないでしょうか。

民主党は、何より、教員免許の見直しを行うなら、教員養成段階に手をつけられない限り何ら抜本的な改革にはならないと考え、ただいま議題となりました民主党提出の免許制度改革法案を提案いたしました。

で教員となる者の大幅な資質向上を図るために、教員の普通免許状については、現在の四年制大学修了から、さらにその後一年間の教育実習を含む二年間の修士修了者に免許することとしたしました。第二に、修士を経て教員の職についた者が、実務経験八年以上を経た後に、さらに教職大学院大学で一年間の専門的な教育を受けて取得できる今まではない専門免許を新設して、いわゆるスーパーティーチャーの資格を設けることとしたしました。第三に、免許状には政府案のように十年の有効期間は設けないものの、原則として免許授与後十年ごとに講習を受け、修了を認定することとし、また、専門免許にはこれら講習の必要がない仕組みといたしました。

このように、民主党案では、養成段階での大幅な資質アップ、さらにスーパーティーチャー資格の新設、十年ごとの講習と修了認定の仕組みなどを盛り込んだ内容の大変厚いものとなっております。

以下、内容の概要を御説明申し上げます。

第一に、本法案は、教育職員の免許状の制度改革について基本的な理念と方針を定めるもので、教育職員が高度の専門性と豊かな人間性が求められる職業であることを踏まえ、その養成段階において、教育職員としての使命感を涵養しつつ、その職務をつかさどるための必要な資質及び能力を確実に修得させるとともに、実務についた後においても、研究と修養の機会を十分に与え、その資質、能力の一層の向上を図ることができるよう、並びに教育職員の資格付与等に関し国が果たすべき役割と責任を明確にする等を基本にしております。

第二に、免許状を子供の発達段階に適切に対応したものとするため、教諭の普通免許状及び特別免許状は、現行の学校種別ではなく、幼稚園、小学校の初等教育諸学校、中学、高校の中等教育諸学校、そして特別支援学校の三つの区分にすることと。

また、教諭の普通免許状は、専門免許状及び一般免許状に区分すること。専門免許状は、一般免許状を有し、教育実務等に八年以上携わった者が、教職大学院において三つの分野、すなわち、学校経営、教科指導、生活・進路指導等の各専門分野における高度な資質、能力を修得するための必要な科目の単位を得た者に授与し、一般免許状も、現行制度で学士の資格のところを修士の資格としたものであります。

第三に、民主党は、我が党提出、日本国教育基本法案においても提案のとおり、普通教育に関し国が最終的な責任を有することにかんがみ、普通免許状は文部科学大臣が授与するものとしたしました。

第四に、免許状は、原則として十年ごとに、知識、技能に関する講習、模擬授業を中心とする演習等から成るおおむね百時間程度の講習を受講し、その修了認定を受けなければならないこととしたしました。最初の十年経過の際の講習は、いわゆる教育公務員特例法について義務づけられている十年研修制度をもつてこれに当てることを想定しております。また、専門免許状取得者は、いわゆる十年ごと講習の対象者とはしないこととしたしました。

以上が、民主党の教員免許の改革法案の御説明でございます。

議員各位におかれましては、何とぞ、十分な御審議の上、御賛同いただきまますようお願い申し上げます。(拍手)

○議長(河野洋平君) 提出者牧義夫君。

(牧義夫君登壇)

○牧義夫君 民主党の牧義夫でございます。

民主党の学校における教育力向上に向けての政策パッケージ、いわゆる学校教育力の向上三法案の一つであります地方教育行政の適正な運営の確保に関する法律案につきまして、その提案の理由及び内容の概要について御説明申し上げます。

今、教育現場では、教育格差の問題、いじめ、不登校、学力低下、子供をめぐる痛ましい事件の続発など、毎日のように問題が起こっており、こうした問題の一日も早い根本的な解決、改善が求められております。

しかし、きめ細やかな対応が必要な問題であっても、現在の教育行政は、国が学習内容を決め、都道府県が教職員の採用や人事を決め、市区町村が学校の設置や管理を行うなど、責任の所在が三位ばらばらの実態がございます。さらに、地方自治体においても、教育の予算編成など教育財政は首長が決め、教育行政については教育委員会が行うといった二元行政の仕組みになっており、民主党は、こうした仕組みを改善することが今の学校教育現場及び教育行政に求められていることだと考えております。

民主党は、今国会にも提出いたしております日本国教育基本法案において、普通教育と義務教育について、学校主権の確立と、いざというときの国の最終責任を明確にいたしました。その上で、各学校の活動について基礎自治体も大いに支援する必要がある、そのためには、地方公共団体が行う教育行政についても大きく改革しなければなりません。教育財政に責任を持つ地方自治体の首長が教育行政にも責任を持つてその任に当たる方が、今の教育現場を日々よくしていくためには望ましいと考えております。

政府・与党は、こうした教育行政の改革に本気で取り組んでおらず、今回も小手先の見直しにとどめ、根本的な改革は先送りしております。こうした無責任な政府・与党に対し、民主党は、既に昨年の臨時国会において教育行政を改革する法律案を提案し、今回、改めて学校の教育力を向上させるための法律案として再提出したところであります。

以下、本法案の主な内容について御説明申し上げます。

本法案の理念に基づき、地方公共団体における教育行政の民主的かつ適正な運営を図るため、地方公共団体による教育機関の設置及び学校理事会、教育監査委員会等に関し必要な事項を定めようとするものであります。

第一に、責任の所在が不明確な教育委員会を廃止し、その事務を地方公共団体の長に移管することとしております。

第二に、地方公共団体に新たに教育監査委員会を設置し、地方公共団体の長に移管された事務の実施状況に関し、必要な評価、監視を行い、長に對しその改善のために必要な勧告をすることとしております。

第三に、地方公共団体の設置する学校ごとに保護者や地域住民、校長等から構成される学校理事会を設置し、各学校において主体的、自律的運営を行うこととしております。

第四に、公立学校の教職員の任命は、すべて設置者である地方公共団体の長が行うこととしております。また、設置者である地方公共団体の長は、いわゆる指導力不足教員がある場合に、引き続き児童等に不適切な指導が行われることがないよう必要な措置を講ずることとしております。

最後に、政府提出の地教行法改正案は、現在の教育行政の仕組みを温存したままの小手先の見直しにとどまっており、責任の所在は依然として不明確であります。

いじめや未履修を初めとするさまざまな教育現場の問題は、今の教育行政の弊害も大きな原因の一つとして引き起こされた問題とも言えるのではないのでしょうか。民主党は、責任政党として、学校の教育力の向上を目指し、教育問題における責任の所在を明確にすることを前提に、教育行政のあるべき姿として本法律案を提案した次第であります。

何とぞ、十分に御審議の上、御賛同くださいますようお願い申し上げます。(拍手)

○議長(河野洋平君) 提出者笠浩史君。

(笠浩史君登壇)

○笠浩史君 民主党の笠浩史でございます。

民主党のいわゆる学校教育力の向上三法案の一つであります学校教育の環境の整備の推進による教育の振興に関する法律案につきまして、その提案の理由及び内容の概要について御説明申し上げます。

現在、我が国の公教育に関する公財政支出の割合は、先進国の中で最低の水準になっております。一方で、教育費に占める家計の負担は最高水準です。こうした状況の中で、教育格差、学力格差などの問題が深刻になっております。親の経済力によって、その子供の学びの機会に差がつき、その結果として、習得できる能力や就業できる職業、ひいては生涯の所得に格差がつく。まさに、格差の世代間連鎖が起こっております。

こういった教育格差を是正し、教育現場が抱える問題を具体的に改善するためには、教育財政の拡充が求められます。人づくりへの投資にもっと十分な予算を充てる体制へシフトする仕組みが必要です。

政府が教育予算の削減を進めようとしているのに対して、民主党は、今国会に提出している日本国教育基本法案の中で教育財政の充実を明記しており、その理念を具体化したのが本法律案であります。学校教育力を向上させるために、よりよい学校教育の環境を整備するための指針等を策定するとともに、その着実な達成を図ることにより、教育の振興に資することを目的としております。

以下、本法案の主な内容について御説明申し上げます。

第一に、学校教育の環境の整備は、子供たちがその発達段階及びそれぞれの状況に応じた適切かつ最善な環境で学校教育を受けることができるよう、多様な教育機会の提供、きめ細やかな教育指導の充実、安全、快適な学校教育のための諸条件

の整備、心身の健康、職業選択等に関する相談体制の充実等を旨として行うことを基本方針とすることとしております。

第二に、国は、この基本方針に基づき、学校教育の環境整備に関する施策を総合的に策定、実施する責務を有することとしております。

第三に、地方公共団体は、この基本方針に基づき、学校教育の環境整備に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その区域の特性を生かした自主的な施策を策定、実施する責務を有することとしております。

第四に、教職員の数、教員の有する免許状の種類ごとの比率等の教職員の配置、学級編制、学校の施設設備など学校教育の環境に係る重要項目についての目標水準、その達成の目標年次等に関し、日本国教育基本法第十九条の教育の振興に関する計画の一部として、政府は整備指針を、地方公共団体は整備計画をそれぞれ策定することとしております。

第五に、国及び地方公共団体は、日本国教育基本法第十九条に規定する教育予算の確保、充実に目標を踏まえ、整備指針及び整備計画を達成するため、必要な財政上の措置等を講ずることとしております。

第六に、行政改革推進法の五十五条の三項と五十六條の三項に当たる、公立学校教職員の削減を定めた規定及び人材確保法の廃止を含めた見直し等を定めた規定を削除することとしております。教育予算の充実こそ未来への投資であります。民主党は、責任政党として、学校現場における教育力を向上させるため、安定的な財源の確保は必要不可欠であると考え、本法律案を提案した次第であります。

何とぞ、十分御審議の上、御賛同くださいますようお願いを申し上げます。(拍手)

学校教育法等の一部を改正する法律案(内閣提出)、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)及び教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律案(内閣提出)並びに教育職員の資質及び能力の向上のための教育職員免許の改革に関する法律案(藤村修君外二名提出)、地方教育行政の適正な運営の確保に関する法律案(牧義夫君外二名提出)及び学校教育の環境の整備の推進による教育の振興に関する法律案(笠浩史君外二名提出)の趣旨説明に対する質疑

○議長(河野洋平君) ただいまの趣旨の説明に対して質疑の通告があります。順次これを許します。馳浩君。

(馳浩君登壇)

○馳浩君 私、自由民主党を代表して、ただいま議題となりましたいわゆる教育再生三法案について、総理大臣及び文部科学大臣並びに厚生労働大臣に質問をいたします。(拍手)

法律の具体的内容に先立ち、まずは、総理が立ち上げた教育再生会議の役割についてお伺いいたします。

矢継ぎ早に改革案が打ち出される再生会議と、文部科学省との政策決定プロセスには、どのような運動性があるのでしょうか。また、再生会議と中教審にはどのような役割分担がなされているのでしょうか。さらに、再生会議はどうして中教審のようにマスコミにオープンではないのでしょうか。会議の後に議事録を公開するだけでは、議論の流れやニュアンスを第三者が判断することはできません。安倍内閣の重要課題に位置づけられている教育再生の、そのリーダー役を務めていると思われる再生会議は国民注目の的でした。マスコミ公開に難色を示すメンバーがいるとしたならば、国民に開かれた再生会議とは言えず、何をか言わんやです。ぜひマスコミ公開のもとで議論される

べきであると考えますが、総理の見解をお伺いいたします。

次に、改正の具体的内容について質問いたします。

第一に、学校教育法の改正について質問いたします。

昨年、六十年ぶりに教育基本法が全面的に改正されました。新しい理念や目標が明示されました。これらの理念や目標を学校現場でどのように具体的に実現していくかがこれからの課題です。実現に向けての総理の見解をお伺いします。

また、伊吹大臣には、学習指導要領をどのようなスケジュールで見直して、新たな教育の理念や目標の実現を現場に浸透させていくおつもりか、お伺いします。

また、新たに規定された幼児期の教育についてお伺いします。

幼児期の教育の重要性を考えると、保育所と幼稚園の垣根が低くなることが望まれます。幼保一元化に向けての国民の期待を総理はどのようにお考えでしょうか。また、幼児教育の将来の無償化については骨太の方針二〇〇六にも盛り込まれておりますが、実現に向けてのクリアすべきハードルは何か。財源なのか、文部科学省と厚生労働省のベルリンの壁なのか、総理と文部科学大臣及び厚生労働大臣に具体的にお伺いします。

また、学校評価及び情報提供に関する規定が整備されます。

私は、かつて、母校星稜高校で国語の教員として教壇に立つておりました。体験から申し上げますが、学校が適切な評価を受けるために一番大切な情報提供は、職員会議の運営と内容についてであると確信しております。例えば、一部の組合員の大声でじゅうりんされるような閉鎖的な職員会議であってはなりません。今回の改正で、職員会議を含め、どのように学校運営の状況に関する情報か国民に対して提供されるのか、伊吹大臣の答弁を求めます。

第二に、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案について質問いたします。

一口に教育委員会と申ししても、大きく違います。都道府県教育委員会、政令指定都市教育委員会、中核市教育委員会、規模の小さな市や町や村の教育委員会です。規模は違えど共通していることが一つあります。議会承認という手続こそありますが、いずれも任命権者である知事や市町村長に頭が上がらないことです。その証明は、三位一体改革のときに、教員給与の国庫負担金の一般財源化問題について、本心は反対なのに、知事会や市長会の顔色をうかがい、声高に意思表明できなかったことに尽きます。こんなありさまで、本当に教育の中立が保たれるとお考えでしょうか。総理と伊吹大臣にお伺いいたします。

次に、高校の未履修問題について伊吹大臣に質問します。

本来履修すべき教科の授業が行われていなかったこの問題は、いかなる言いわけも許されない、言語道断、情けない、根の深い問題でした。とりわけ私立学校に未履修が多く、裏返すと、地方教育行政上の指導が十分私学の現場に行き届いていないのではないかとこの組織上の懸念を抱かされました。今回の法改正で、このような未履修問題に対し、私学も含めて対応できるようにするのがよいのか。

御存じのとおり、私学を所管しているのは、教育委員会ではなく、知事部局である総務部です。このままでは、必要な教育行政上の相談や連絡体制において公立学校との格差が生じます。この問題は、国立大学法人附属学校においても同様です。私学を担当する知事部局に教育行政のプロの職員を配置するか、さもなければ、教育というくくりで教育委員会が所管するという形にするかを検討する時代ではないかと思いますが、伊吹大臣の見解を伺います。

次に、民主党の地方教育行政の適正な運営の確保に関する法律案の提出者に伺います。

この法案においては、教育委員会を廃止して教育事務を首長に移管するなどの仕組みが提案されていますが、このような提案で果たして教育がよりよくなるのか、民主党案の提出者に見解を伺います。

第三に、教育職員免許法及び教育公務員特例法の改正案について質問いたします。

私は、指導が不適切な教員を現場から排除する仕組みとして免許更新制を導入するという発想には断固反対します。

私も、大学を卒業していきなり教壇に立ったとき、自分に自信がなく、大いに不安でした。しかし、そんな私を温かく指導してくださった先輩教員や保護者の支えがあったおかげで少しずつ成長できました。だめ教員を一方的に評価して現場から駆逐するという発想があつては、人間教育のほの学校現場が殺伐とし、教員に求められる多様な個性を萎縮させかねません。免許更新制を今導入しなければならぬ哲学について、総理に伺います。

また、現在教壇に立つている百十万人の教員が今後十年ごとの免許状更新講習を修了するとして、一体幾らの国庫負担や都道府県の負担が必要でしょうか。また、大学側の負担はどのようなものになるのでしょうか。それらの新たな負担に見合った、いや、それ以上の成果が納税者から期待されるわけですが、伊吹大臣の見解を伺います。

次に、民主党から提案のあつた新免許法について質問いたします。

現行の教育職員免許法は、短期大学から大学院まで、さまざまな大学が、その特性を生かし、多様な教員を養成することを基本理念としています。が、民主党案では、どのような教員を養成することを考えてでしょうか。提案者の見解を伺います。

また、政府から提出している教員免許更新新制の要件は、教員の負担や大学の講師等の受け入れ体制を勘案して、三十時間の講習の修了としていま

すが、民主党案では、どのような要件を満たした者に更新を認めることとなるのでしょうか。お答えください。

次に、指導が不適切な教員の人事管理の厳格化について伺います。

そもそも、指導が不適切という言葉の定義は何か。伊吹大臣に伺います。

既に、各都道府県で指導力不足教員への対応が一定程度進んでいます。しかし、その取り組み状況には地域によって温度差があります。文部科学省は、教員の資質の向上のために、つくばにある中央教員研修センターなどを活用して、全国的な教育水準の維持向上を図る必要があると思います。

伊吹大臣の見解を伺います。

また、よりよい教員を育てていくためには、教員の養成、採用、研修、免許更新制と、それぞれの段階を貫く哲学が必要であります。とりわけ採用に関しては、多様な指導力のある教員を現場に配置できるような配慮が必要です。より実践的な教科教育法や学級経営論や、障害児対策や、生徒指導や進路指導や部活動指導の方法もマスターしていかなければなりません。時には、理不尽な保護者への対応の仕方も求められます。伊吹大臣の哲学を伺います。

多忙感をきわめる現職教員への要求は尽きることはありません。大変なプレッシャーのかかる教員の処遇については、一罰百戒ばかりではなく、優秀な教員に対する表彰制度や給与へのめり張りをつけることも必要です。当然、教職員をふやし、多様な要求にこたえるための職場環境の改善は、待ったなしであります。教員給与の優遇措置を定めた人材確保法は、制定時と現在では社会的、政治的背景が違いますので、一律性はぜひとも見直し、頑張る教員は評価され、処遇に反映されてしかるべきと思いますが、伊吹大臣の見解を伺います。

最後に、美しい国を支える人材とは、具体的に一体どんな日本人像とお考えか、総理にお伺いし

て、質問を終わります。(拍手)

〔内閣総理大臣安倍晋三君登壇〕
○内閣総理大臣(安倍晋三君) 馳浩議員にお答えいたします。

教育再生会議の役割と中教審との役割分担についてお尋ねがありました。

教育再生は、私の内閣における国政上の最重要課題であります。二十一世紀の日本にふさわしい教育体制を構築し、教育の再生を図るために教育再生会議を設置いたしました。

教育再生会議の提言については、速やかに施策として実行に移せるものは移し、今回の教育三法案のように、制度改革が必要な場合など、さらに検討が必要なものは中央教育審議会での検討も踏まえつつ、内閣を挙げて教育再生に取り組んでいくところであります。

教育再生会議の議事の公開についてお尋ねがありました。

教育再生会議については、記者ブリーフィング、議事要旨、議事録等により、会議の内容を公開しています。これは委員の意見を踏まえた措置であり、今後とも、こうした形で会議の内容の公開に努めてまいります。

学校現場における改正教育基本法の理念の実現についてお尋ねがありました。

教育基本法の新しい教育理念を学校現場において実現するため、まず、学校教育法を改正し、義務教育の目標として規範意識、公共の精神、伝統と文化の尊重、そして郷土や国を愛する態度を養うことなどを法律上明確にします。さらには、学習指導要領の改訂などを通じて、このような内容の具体化を図り、公教育の再生に取り組んでまいります。

幼保一元化についてのお尋ねがありました。

現在の幼稚園と保育所は、それぞれ異なる目的、役割を有していますが、連携を進めていくことが重要と考えております。また、国民の多様なニーズに対応するため、昨年十月、就学前の子供

への教育と保育を一体的に提供する認定こども園を創設したところであります。今後とも、認定こども園制度の活用促進など幼稚園と保育所の一層の連携を進め、就学前の子供に対する教育、保育の充実に取り組んでまいります。

幼児教育の無償化についてお尋ねがありました。

幼児教育の将来の無償化については、財源、制度等について検討する必要があると考えており、歳入改革にあわせてそれらの問題を総合的に検討することとしております。いずれにせよ、幼児期の教育は人間形成の基礎を培う重要なものとして極めて大切であると考えており、文部科学省と厚生労働省の連携により幼児教育の充実に取り組んでまいります。

教育委員の中立性についてのお尋ねがありました。

地方における教育行政については、教育の中立性や継続性、安定性の確保、さらには多様な民意の反映を図るため、首長から独立した合議制の執行機関として教育委員会が設けられております。このような制度の趣旨を踏まえ、教育委員会はみずからの責任を自覚して教育行政を進めていくことが重要であると考えています。

教員免許更新制についてお尋ねがありました。

国際化が進み、価値観が変化し、自然科学が進化するなど、世の中が時々刻々と変化している中で、教員が、その時々、必要な知識、技能を確実に身につけることは、教育の充実を図る観点から極めて重要であります。このため、すべての教員が自信と誇りを持って教壇に立ち、そして社会の尊敬と信頼を得ることができるよう、十年に一度、資質、能力を刷新する教員免許更新新制の導入が必要と考えています。

なお、問題ある教員への対応については、御指摘の点に十分留意しながら、教育公務員特例法において対処していく所存でございます。

美しい国を支える人材についてお尋ねがございました。

明治、大正期に日本を訪問した多くの外国人は、日本人の謙虚さや質素さなどについて称賛をしております。そういう意味で、立ち居振る舞いの美しい日本人の育成こそ美しい国を実現する上で重要と考えています。このため、先般成立した改正教育基本法の理念のもと、家族、地域、国、そして命や自然を大切に、公共の精神、そして豊かな人間性と創造性を備えた日本人の育成を目指してまいります。

残余の質問については、関係大臣から答弁させていただきます。(拍手)

(国務大臣伊吹文明君登壇)

○国務大臣(伊吹文明君) 馳議員から十一にわたる御質問がございました。

まず、学習指導要領の見直しですが、現在、中教審において審議をいただいております。その中では、国会で御承認をいただきました改正基本法の理念を踏まえて、基礎的な知識の着実かつ確実な定着とその活用をする力、あるいは規範意識の確立のための具体的な手だてなどを検討していただいております。

改正基本法を国会で御承認はいただいておりますけれども、学習指導要領は文部科学大臣の告示という手続によってなされますので、今回、学校教育法の御審議をもう一度国会にお願いすることによって、その間を国民の意思によってつないでいきたいと考えております。

次に、幼児教育の無償化についてのお尋ねであります。御指摘のとおり、骨太の方針あるいは「日本経済の進路と戦略」等の閣議決定がございます。文部科学省と厚生労働省の間には、ベルリンの壁などというものはございせん。あるとすれば、まさにそれは財源の壁でございせん。これを無償化するためにはやはり膨大な財源が要りますので、閣議決定の際にも併記してあるように、今後の税制改正のあり方等々を参考にしながら、で

きれば無償化することが望ましいと思っております。

次に、学校教育法改正で、職員会議等を含めて、学校の情報提供についてどうするのかというお尋ねでございます。

学校は、まずその説明責任を果たして、そして家庭と地域と協力をして教育力を果たさねばなりません。そのためには、学校に関する情報の積極的な提供が求められておりますので、今回の学校教育法においても、情報提供について新たな条項を設けて規定しているところであります。

この規定は必ずしも義務規定ではありませんけれども、本条の趣旨に照らして、学校の教育目標、教科指導や生徒指導の様子など、職員会議の内容も含めて、学校運営の状況を知らせるために必要な情報を各学校において積極的に検討していただきたいと考えております。

次に、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案について二つ御質問があったと存じます。

まず最初は、教育の中立性についてであります。

既に総理がお答えをいたしましたように、地方における教育行政については、教育の中立性や継続性、安定性を確保し、さらに、多様な民意を反映させるために、選挙によって選ばれる首長から独立をした合議制の中立的執行機関としての教育委員会を設けていることは御承知のとおりであります。

このような制度の趣旨を踏まえて、今回の改正案では、特に教育委員は、その職務の遂行に当たって、みずから教育行政の運営について重大な責任を負っているということを自覚していただくことを規定し、同時に、教育委員会の責任体制の明確化を図ることとしたしております。

このような観点から、教育委員会が地方教育行政の中心として主体的にその責任を果たしていただくことを促してまいりたいと思っております。

次に、私立学校の未履修問題についてお尋ねがありました。

私立学校といえども、国公立学校と同様に、国会で定められた法律に基づく学習指導要領に基づいて適正な教育課程が編成、運営されることは、私は、国民として当然のことだと思っております。学習指導要領に反し未履修がある私立学校については、所轄庁である都道府県知事の十分な指導助言が行われることが大切であることは言うまでもありません。

今回の地教行法の改正では、知事が必要と認めるときは、教育委員会に対し、学校教育に関する専門的事項について助言または援助を求めることができるという規定を新たに設けており、したがって、私立学校における未履修問題については、これまでどおり、所轄庁である都道府県知事において管理監督をいたしますけれども、その際には、教育委員会から助言、指導等が十分活用されるよう、一層適切な文部科学省としての要請、指導を行いたいと思っております。

なお、法律を作成する際に、内閣総理大臣から総務大臣に対して、ただいま御指摘になりましたように、知事部局に指導主事を置くなど、適切な指導が行える体制を促すようにという御指示があったことを申し伝えたいと思います。

次に、私立学校に関する教育行政のあり方についてであります。私立学校も公教育の一端を担うものでありますから、主権者たる国民の代表である国会で決められた法律を遵守することは、これは当然のことです。このような考え方に基き、中央教育審議会の答申では、所轄庁である都道府県知事のもとに学校教育に関する専門的知識を有する者を配置するなど、体制の充実を求めています。この求めに応じ、先ほど申し上げた総理の指示が出されたところであります。

また、今回の改正地教行法におきましても、ただいま申し上げましたように、知事が必要と認めるときは、教育委員会に対し、学校教育に関する

専門的事項について助言または援助を求めることができる旨の規定も織り込んでおります。

今後とも、私立学校の教育行政上のあり方については、注意深くこれを見守り、国会の議決の範囲の中で公教育の責任を果たしていただくように努力をさせていただきますと思っております。

次に、免許更新制についての費用負担でございますが、更新制の導入に当たっては、更新の講習会の実施、全国的な免許管理システムの導入、その他必要な広報の実施等に係る費用が必要となつてまいります。

そのうち最も重要なものは、言うまでもなく、更新の講習の実施に要する費用であります。年間十万人ずつの教員が受講するといまして、従来の実績を勘案いたしますと、一人大体三万円程度の費用が必要になります。ということは、年間三十億前後の費用が必要だということです。

この教員免許は、個人の資格、職業に対する資格でありますから、その更新に要する費用については個人負担にするという考えももちろんございます。しかし、同時に、国あるいは教育上の要請から、国会の議決によって、特に現職の教員についてはこれまで予期しなかった負担が生ずることになりますので、当然一定の配慮が必要だと考えております。

したがって、国会においてどのような御議論をしていただくかということも踏まえて、今後、費用のあり方については、国、地方自治体そして御本人の負担等について検討させていただきたいと思っております。

指導力が不足という言葉の定義についてお尋ねがありました。

これは、率直に言って、見る人の立場によっていろいろ考えが違ふと思います。しかし、一般論として言えば、教科に対する専門的知識、技術が不足しているため、学習指導が適正に行えない教師、あるいは、指導力、指導方法が不適切であるため、学習指導を行うための技術や専門的知識ま

で欠けているような教師、そして児童生徒の心を理解する能力や意欲に欠けて、学級経営や生徒指導を適切に行い得ないような教師、このような場合がやはり指導が不適切な教師に当たると理解しております。

次に、教師の資質向上について、全国的な教育水準の維持向上を図ることにつき、中央教員研修センターの活用などの御提案がございました。

各地域で中心的な役割を担う校長、教頭等に対する研修や、都道府県教育委員会が実施する研修の指導者の養成を行うのが、御承知のとおり中央教員研修センターであります。文部科学省といたしましては、このセンターを活用し、教員の底上げに努め、全国的な教育水準の一定化を図りたいと考えております。

教員の養成について、極めて哲学的なお尋ねがございました。

教育は人なりと言われるように、学校教育の成否は教員にかかるところが大きいことは言うまでもありません。養成、採用、研修の各段階の改善充実を通じ、質の高い教員を育てていかなければなりません。

養成段階にある大学においては、教職課程の見直しを図ることも大切だと思います。教員に求められる基礎学力をしっかりと身につけるように指導をしていくことも必要だと考えます。採用段階では、御指摘のように選考方法に工夫を凝らし、質の高い教員の卵をしっかりと見きわめねばなりませんし、また、採用された後の現職の研修では、経験豊富な先輩教員の教えを前提として、実践的な指導力の完成を目指すことが何より大切です。そして、それとあわせて、今回お願いしております更新制は、時代の変化や要請に応じて求められる資質の刷新を図ることをねらっているものであります。

こうした各般の施策を通じて、強い情熱そして確かな力量、総合的な人間力、馳先生が備えておられたような資質をしっかりと兼ね備えたいと考えた教職員の養成、確保に努めてまいりたいと考え

ております。

最後に、教職員の処遇の改善、教員の表彰あるいは給与等についてのお尋ねがございました。

単に教職員のむちで追うだけが私は教員をよくする道だとは決して思っておりません。そして、黙々と努力をしている多くの教員の人がおられることをよく存じております。したがって、政府としては、教職員の数も含めて公務員の総人件費の改革に取り組んではおりますけれども、今後の教職員定数のあり方については、安倍内閣の教育改革にかける思い、そして今後の教育振興計画の策定等の議論を踏まえて、総理も熱い決断をしてくださることを私は期待いたしております。

すぐれた成果を上げた教員を表彰することは、ことし、初めて安倍内閣においてこれを実施いたしました。今後とも、教員の意欲を高めるためにさまざまな取り組みを推進してまいりたいと思っております。

なお、教員に優秀な人材を確保することは教育再生の必要不可欠な条件であると思っております。人材確保法の精神は今後とも大切にすべきであると考えております。ただ、一律の優遇措置の見直しは、教職員のおっしゃったとおり考えていく必要があると思っております。職務負担の適切な評価やめり張りのある教員の給与ということが大切だと思っております。

平成二十年年度の予算編成に向けて議員各位の御協力を心からお願ひして、御答弁といたします。

(拍手)

(国務大臣柳澤伯夫君登壇)

○国務大臣(柳澤伯夫君) 教職員からは、私に、幼保一元化関連で二つほど御質問をいただきました。

保育所と幼稚園とはそれぞれ異なる目的、役割を果たすものとして設置をされております。したがって、今後とも、それぞれの特性を踏まえながら連携を深めていくことが基本であろうと考えております。

他方、少子化の進行や保育、教育ニーズの多様

化への対応も求められておりまして、これに對しましては、保育、教育を一体的に提供し、地域における子育てを総合的に支援する施設として、認定こども園というものを昨年十月より設置し始めたところでございます。

いずれにいたしましても、文部省との間で垣根を低くして協調して、保育所と幼稚園の一層の連携を深め、就学前の子供に関する保育、教育の充実に取り組んでまいりたい、このように考えております。

幼児教育の無償化につきましてお尋ねがありました。

昨年七月に閣議決定されました骨太の方針二〇〇六等におきまして、御指摘のとおり、幼児教育の将来の無償化について検討することとされております。

保育所も含めた幼児教育の無償化につきましては、保育制度、教育制度のあり方及び財源の問題にもかかわりがありますのは当然のことですが、さらに、親の働き方とも関連する面があること等から、国民の幅広い議論が必要であろうと考えております。

厚生労働省といたしましては、閣議決定された方針に沿って、歳入改革が行われる場合には、文部科学省とも連携を図りながら、幼児教育のあり方として総合的に検討してまいる所存であります。

以上であります。(拍手)

(藤村修君登壇)

○藤村修君 馳浩議員の御質問にお答え申し上げます。

まず、教職員の内閣提出法案に対する御質問については、ポイントを非常に厳しく押さえられ、時に辛口の質問をされたというふうに出ておりました。これぞ国会審議の矜持を示したものと敬意を表したいと存じます。また、本日提出したばかりの我が党案にも御質問をいただいたことに感謝を申し上げます。

馳議員からは、我々の新地教行法と免許法につ

いての御質問でございました。

まず、地教行法について、地方公共団体の行う教育行政について、我々は首長ということに権限を集中させました。現在、首長と教育委員会との二元行政の問題が、これはずっと指摘されているところであり、また、地教行法に基づく現行の教育委員会制度においては、教育委員は首長による任命制でございますし、ですから、レマンコン

トロールという、いわば民意を反映した教育行政が行われているとはいえないというところもずっと指摘されてきたところであります。

選挙を通じて住民に責任を負う首長が、これは財政も持ちますから、一元的に教育行政を所管することにより、地域の個性を発揮し、住民の声にも的確に対応する教育行政が可能となる、このように考えております。ただし、中立性の問題というところが常に指摘されます。

そこで、我々は、現行教育委員会を、これは発展的改組という言い方をしておりますが、外部の教育監査委員会に改組することとし、教育行政に対する厳しいチェックを外部機関、独立した機関として機能することにより、首長の恣意あるいは行き過ぎた過度な政治性を排除することも、また学校現場の不適切な運営を排除することもでき、よりよい教育の実現に資するものと考えております。

次に、免許法のご二問ございました。

まず、各大学、学部で学んだということを全然否定するものではございません。我々も教員養成についてはいわゆる開放制を考えております。ただ、現在、全国で約八百ぐらいの教員養成大学があります。先ほどの伊吹大臣の答弁にもありました、それらがマンネリ化しているといえますが、教員養成課程を持つそれぞれの大学にもやや問題があることは中教審からも指摘されているところでございます。

基本理念としては、教員には高い資質、能力を求めたいという気持ちがございます。子供たちも多様化しており、昔は見られなかったような問題

もさまざま出てきている教育現場でございます。とも考え合わせれば、現在までと同じ学びの量で現在の理想に足り得る教員の資質、能力が培われるとはなかなか言いがたい現状があることも認めなければならぬと思います。

よって、民主党案では、思い切った教員養成におけるレベルアップを目標とし、一般免許はすべて修士レベルを要求し、その養成課程の中で、これは修士の段階であります。一年間の教育実習を必須とすることにより、養成段階での適切な学びと、教員としての高度の専門性と豊かな人間性を培うことに力点を置いております。

もう一問、教員免許のことです。免許状の取得後原則として十年を目途に、学び直しの機会を設け、自己研さんを奨励するため、教員等の経験八年と教職専門大学院においての一年課程を修了した者に、より専門的な力を持つていると認定し、専門免許を授与することとし、免許を新設しております。

また、専門免許未取得の免許者に対しては、原則として十年ごとに講習を実施することとし、その最初の研修機会として、現行教育公務員特例法で定められておりますが、十年経験者研修というものゝを拡充し、これに充てたいと思っております。

また、その内容については、百時間程度。現行の教特法における十年講習というのは二十日間、時間数にするとおおよそ百時間程度になるかと思ひます。それを一つの参考にし、十年研修における百時間程度の講習の修了を目指してあります。修了要件は、もちろん通信教育あるいはオンデマンド教育なども活用し、知識科目七十時間、スクーリング形式による実習、演習等を三十時間、計百時間程度としてあります。そして、これは委託された各認定大学等が修了認定をすることといたしております。

以上、簡単に申し上げました。(拍手)

○議長(河野洋平君) 野田佳彦君。

(野田佳彦君登壇)

○野田佳彦君 民主党の野田佳彦でございます。

私は、民主党・無所属クラブを代表して、たゞいま議題となりました政府提出の教育関連三法案及び民主党が提出をした教育力向上三法案について質問をいたします。(拍手)

その前に一言申し上げたいのは、最近、民主党がせっかく法案を提出して提出者が登壇をしても、一方的に自民党の議員が批判をして、そして立ち去るという姿を随分見てきました。ひきょうであり無礼だと思ひました。その中で、先ほどの馳浩議員の態度は、疑問に思つたことはきちんとぶつけていただきました。教育者らしい、スポーツマンらしい、フェアな態度だと敬意を表したいと思ひます。

一方で、最近の自民党の国会運営には厳しく抗議をしたいと思ひます。委員会、本会議、残念ながら職権で開かれるということが随分と多くなつてまいりました。久しぶりにこの本会議に登壇しましたけれども、やはり見渡す限り自民党がふえた、そのせいだと思ひます。つくど煮にしたいくらいいいつばいす。そんな中で、どうしても傲慢さや強引さが出てきているらうと思ひます。私は、おなかの回りが八十五センチを超えたメタボリックの注意が必要な男であります。ハウスの中で、四百八十人の定数の中で三百を超える政治勢力となると、どうも注意すべき兆候がいっぱい出てきているらうと思ひます。

度量の大きさが示されるべきであります。残念ながら、了見の狭い強引な運営ばかりが目立っていると言わざるを得ません。先週、十三日の金曜日、残念ながら教育再生に関する特別委員会が議決をされました。国会法の第四十五条により、各議院は、その院において特別な案件と認められた場合とか、あるいは常任委員会の所管に属しない特定の案件については特別委員会が審議することができると規定をされて

れています。

しかし、今回の特別委員会設置の理由は、特段の理由が見当たりません。あえて言うならば、政府提出の法案の時期が大幅におくれにおくれたがゆゑに、審議を迅速にするために、特別に、便宜的に設置をした委員会と言わざるを得ません。これは極めて残念なことであると思ひますし、恐らく、与党の文部科学委員会の理事の皆さんや委員の皆さんでも、これは本来、文部科学委員会ですれまで議論されてきたし、これからもそうだと思っている方が本当は多いのではないかと私は思ひます。

さて、そうした中で、具体的な質問に入つていきたいと思ひますけれども、先ほども少し議論が出ていましたが、今回の三法案の提出に至る過程において教育再生会議、中教審の審議がありましたが、余りにも大急ぎの突貫工事のように見えしました。その結果出てきた今回のさまざま個別法案は、戦後教育からの脱却というそんな言葉を言う前の、何か貧弱な法案ばかりであります。

私は、教育再生会議というのは、本来ならば、もつと奥の深い、奥行きのある議論を丁寧にする組織だと思つていました。地域社会と学校のあり方とか、家庭と学校のあり方とか、地域の再生方とか、家庭の再生方とか、教育再生はあります。まさに、教育再生とは日本再生そのものであります。その割には、残念ながら、そうしたしつかりとした議論がなされたようには思ひません。その最大の理由は、恐らく、私は、教育再生を一番最初に唱えて、今国会でも重要課題と位置づけている安倍総理の理念そのものであると思ひます。

そこで、安倍総理にお尋ねをしたいと思ひます。どのような理念に基づいてこの国の教育を再生しようとしているのか、ぜひしつかりとお答えをいただきたいと思ひます。(拍手) さて、個別法の質問に入ります。まず、教員免許法改正案についてであります。

私も子供が二人います。子供たちの成長過程を見てまいりました。一番感動的だったのは、はいはいをしている赤ちゃんの段階から、立ち上がろう、立ち上がろうとしている、その満一歳前後だったと思ひます。とても感動的でした。赤ちゃんは、親が教えなくても、立ち上がろう、立ち上がろうとする。転んで滑つて痛い思いをしても、ずっと寝ていた方が楽だという赤ちゃんはいないと思ひました。みんなが伸びよう、伸びようとしているんだと実感しました。その伸びよう、伸びようとしている新しい芽をしつかり学校教育の現場で受けとめて、また、その任に当たる教師がしつかりしているかどうか。これは大事な論点だと私は思ひます。

そこで、政府案を見ましたが、真に教員の質と能力を高めるための内容になつていくかというところ、そうではなく、教員の免許期間を十年間として定め、三十時間の講習をして更新をするという内容、それだけです。その貧弱な内容で本当に教育再生ができると思つていくかどうか、これについても総理にお答えをいただきたいと思ひます。さらに、具体的な質問は文部科学大臣にお尋ねをいたします。

十年ごとに三十時間講習で更新。その講習の中身はどうなつていくのか、どこで講習を受けるのか、だれが認定をするのか、どういう費用負担になつていくのか、具体的な仕組みについて御説明をいただきたいと思ひます。

なお、民主党も新免許法案を提出しました。この中身については、せんだつての衆議院文科委員会において、法案提出者の藤村修議員と伊吹大臣との間で質疑応答がありました。

民主党は、教員養成の段階から大幅に資質向上を図ろうとし、一定の実務経験を経た後に上級免許状を創設するなど、総合的、抜本的改革案になつております。そのことは、せんだつての文科委員会のやりとりで、伊吹大臣の表情を見えています。と、民主党の方がいいんじゃないかなという顔

を私はされていたと思います。ぜひきょうは、民主党案についての伊吹大臣の本音の御評価も伺いをしたいと思います。

さて、中教審の答申によりますと、「教員として必要な資質能力は、「時代の進展に応じて更新が図られるべき性格を有しており」という表現がございいます。これは、ほかの専門職種にも当てはまる表現だと私は思います。例えば、医師として必要な資質能力は、時代の進展に応じて更新が図られるべき性格を有しており等々、他の専門職種にも十分当てはまる表現です。

そこで、この点については総理にお尋ねをいたします。今回のような免許更新制度を今後他の専門職種にも適用するつもりなのかどうか。特に、医師免許は取り急ぎ検討すべき課題だと思いますが、総理のお考えをお伺いしたいと思います。

次に、不適切と判断をされる教員の問題であります。いわゆる外れ教師と言われていると思います。私も入学式や始業式にお招きをいただくことがたくさんあります。そのときに一番異様な空気がなるのは、担任教師の発表のときです。みんながわくわく、どきどきしながら、これは外れか当たりかを見ています。ことしも外れたわとどよめきが起るときも私は何回か見たことがあります。

外れた教師が学級担任になったときの教室は悲惨です。できる子は抑えられ、できない子は置いてきぼり、豊かな子は奪われて、気の弱い子はいじめられて、だれにとつても不幸な空間になりかねません。そうした意味からも、指導力の不足した教員あるいは不適切な教員への対策はしっかりと講じるべきだと思います。

でも、政府案を見ますと、都道府県の教育委員会が不適切を認定するという内容で、その後、研修をさせたり、研修の効果があるかどうか、またその認定があるようですが、私は、肝になるのは、この不適格の認定基準だと思うんです。その不適格の認定基準について伊吹文科大臣はどのよう

うにお考えなのか、お答えをいただきたいというふうに思います。また、この政府の仕組みは有効な対策として期待できるのかどうか、その効果についてもあわせてお答えをいただきたいと思いをします。

次に、地教行法改正案についてお尋ねをします。昨年は、いじめによる自殺が多発をしたり、あるいは未履修問題が社会的な問題になってクロージアアップされました。その際に、教育委員会が適切に機能していなかったという事態が随分各地で散見をされました。教育委員会の抜本的な改革は必要だと思いをします。

しかし、今回の改正案を見ると、都合よく国の関与が教育委員会にできるようになっているだけであって、教育委員会制度そのものは温存をされています。文部科学大臣が教育委員会に是正要求や指示が出せる権限が盛り込まれました。しかし、先ほど申し上げたいじめの問題やあるいは未履修問題は、長い間放置されてきた文部科学省の態度の悪さも同時に指摘をされたはずでありました。国の関与を教育委員会に強めるだけで、一体これが有効な方策になるのかどうか、私は極めて疑問に思いをします。この点についての文科大臣のお考えをお聞かせください。

そして、この是正要求であるとかあるいは指示というやり方、地方分権の流れに逆行するのではないかと懸念があります。地方団体の長も申し、そして、政府の規制改革会議でもそういう指摘があります。分権の旗振り役である総務大臣はどのような御見解をお持ちでしょうか。

私立学校に関する教育委員会の関与規定も盛り込まれました。私学の自主性や振興などにどのような影響があるか、これについては、文部科学大臣と総務大臣、お二人にお答えをお聞かせいただきたいと思いをします。

さて、昨年の教育基本法の改正によって、今回の学校教育法の改正がありました。中身は、義務

教育の目標として、「規範意識であるとか、あるいは「我が国と郷土を愛する態度を養う」、こういう項目が新たに規定をされたわけでありました。私も民主党は、心や感性は強制できるものではないという立場であり、昨年提出し、今国会でも提出をしていますが、日本国教育基本法の中で、「日本を愛する心を涵養し」という表現をさせていただいています。水が自然にしみ入るように、じつくりと養育するという考え方です。これに対する、政府の先ほどの「規範意識や我が国と郷土を愛する態度を養う」というやり方、教育現場ではどのように行おうとしているのか、文科大臣にお尋ねをしたいと思います。

中教審では、義務教育年限の見直しの議論もあつたはずであります。九年を延長すべきという議論もあつたと聞いていますが、最終的には九年のままとなりました。その理由を文部科学大臣にぜひ明らかにしていただきたいと思いをします。義務教育年限については、総理の御著書の「美しい国へ」にも明記されている部分があります。「義務教育の年限を何年にするかについても検討し直すことになる。」と明らかに書いていますので、総理は、今後、義務教育の年限の見直しを行うおつもりがあるかどうか、お答えをお聞かせください。

最後に、忘れないように、民主党三法案についてであります。それぞれどのような点が学校の教育力向上に資するものか、どうぞお答えください。質問は簡潔でしたが、御答弁はじつくりと。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

久しぶりに登壇を申し上げても、ちょっと前列からは随分ぎやかな御声援をいただきました。我が国と郷土を愛する態度を言う前に、やはり、心を澄まし、耳を傾ける態度をぜひ自民党で教育されることを強く申し上げて、質問を終わりたいというふうに思いをします。(拍手)

どうもありがとうございます。(拍手)

(内閣総理大臣安倍晋三君登壇)

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 野田佳彦議員にお答えをいたします。

教育再生についてお尋ねがございました。教育の理念については、昨年、教育基本法を改正したように、人格の完成、国際社会の平和と発展への貢献といった普遍的な理念を継承しつつ、道徳心、みずからを律する精神、公共の精神を養うことなどが、今日、極めて重要であると考えております。子供たちが豊かな人間性と創造性を備えた規律ある人間として育成されるよう、教育再生を内閣の最重要課題として位置づけ、教育改革を一層推進してまいります。

免許法案についてお尋ねがございました。よき先生こそが教育再生のかぎを握っています。すべての先生が人間的に児童生徒の信頼を得、最新の知識、技能を身につけ、自信と誇りを持って教壇に立てるように、十年に一度の教員免許更新により資質と能力を改めて磨くことは、教育再生に資するものと考えます。

免許の更新制度についてのお尋ねがありました。各種の免許制度については、それぞれの制度の置かれている状況にかんがみ、そのあり方を考えていくべきであると思いをします。医師免許についてはさまざまな議論があり得ると考えられますが、現在、各学会等において、さまざまな研修の機会を活用した資質向上の取り組みが行われています。まずは、これらの取り組みを積極的に推進することにより、医師の資質向上に努めていくことが大切であると考えています。

義務教育年限の見直しについてのお尋ねがありました。現在的小中学校の九年間という義務教育年限は国民の間に定着をしており、その見直しには国民の理解が必要であります。また、義務教育年限の延長は、学校教育制度のあり方にかかわり、多額

の財政負担を伴う問題であるため、当面は、義務教育年限は、現行制度のとおり、九年とすべきと考ええております。

残余の質問につきましては、関係大臣から答弁させます。(拍手)

(国務大臣菅義偉君登壇)

○国務大臣菅義偉君 まず、地方教育行政法改正案と地方分権との関係についてお尋ねがありました。

今回の地方教育行政法の改正は、いわゆるいじめ問題への適切な対応など、内閣の最重要課題であります教育再生の実現に向けた関係法律の改正の一環として、自治事務について認められた関与の範囲内で行われるものであります。したがって、内閣の最重要課題であります教育再生と地方分権改革を両立させ、いずれも強力に推進するものであると考えております。

私立学校に関する教育委員会の助言、援助規定と私学への影響に関するお尋ねがありました。

地方教育行政法改正案では、知事が私立学校に対応する際には、教育委員会に助言、援助を求め、教育委員会の知見を活用できるようにすること等の規定が盛り込まれております。これは、私立学校における教育に関する最低限の基準の確保の必要性和、私学の建学の精神や独自性等の尊重の両面に配慮して盛り込まれたものと受けとめております。

以上であります。(拍手)

(国務大臣伊吹文明君登壇)

○国務大臣(伊吹文明君) 野田議員にお答えを申し上げます。

先生がおっしゃったように、心を澄まし、耳をそばだてて聞いておりましたが、何分にも直前に御質問の予告をいただきましたので、漏れがないことを確信してお答えをいたしたいと思っております。まず、免許更新制についてお尋ねでございます。講習の内容につきましては、平成十八年の中教

審の答申で、まず一つに、使命感や責任感、それから教育的愛情、二番目に、社会性や対人関係の能力、それから、幼児児童生徒の理解や学級経営等の力、教科、保育内容の指導力、こういう事項について研修をしろということが言われております。

これから、民主党も御対案を出したいというわけですから、両々相まって御審議をいただいて、いいものを吸収させていただいて、具体的な内容を決めたいと思っております。

それから、講習の主体でありますが、まず開設は、基本的には、教員養成を行う大学が主体となります。都道府県教育委員会等も研修の開設をすることは可能だと思っておりますが、同時に、講習の修了について、これは当然開設主体が認定をいたしますが、その確認は、必ず都道府県教育委員会が行うことだいたいと思っております。

費用ですが、これは先ほど馳議員にもお答えをいたしましたように、今後、御本人とそれから地方自治体と国のお二人当たり約三万円程度の講習費用の分担について、国会の御議論を踏まえて検討させていただきたいと思っております。

それから、民主党の新免許法案についての評価ですが、私の文部科学委員会の表情から、どうもその民主党案がいいというような表情をしていたというお話ですが、私は、余り心のうちは表情に出ない男だと言われております。多分、あのときに、私の表情は、いいものであつても、経費の負担だとかあるいは六年制による新しい教員の採用だとかを考えると、実務的にも実現可能性がどれほどあるのかなという表情をしていたのではないかと思います。

それから、指導力が不適切な教員についてのお尋ねでございますが、指導力が不適切な教員の認定基準については、当然これは、任命権者である都道府県、指定都市の教育委員会が、地域の実態に応じた、その権限と責任において策定しなければならぬものです。もちろん、その基礎には、

評定者である校長の評定があることは言うまでもありません。

文部科学省といたしましては、この認定基準の参考となるようなガイドラインをできるだけ早く、法律が通過いたしましたら作成をさせていただいて、各教育委員会に周知徹底することによって全国的な水準を一定に確保したいと考えております。

同時に、任命権者において、指導が不適切な教員に対する人事管理システムについてのお尋ねであります。今回の改正案はその改善を図るための法律上の手続を規定するものでありまして、現法律のもとにおいても、教育委員会の決断とやる気があれば実はこのことはできるわけであります。けれども、さらにそのことを促進するために、今申し上げたように手続等を明確にしたものであります。

それから、地教行法の改正について、なぜ指示や是正の要求を規定することにしたのかというお尋ねであります。

これはもう先生から先ほど来お話がございますように、教育委員会の事務については、本来、任命された首長、それから任命に同意した地方議会が地方自治の力を発揮して、自浄能力を十分に発揮していただく、つまり、地方自治の力が試されている分野だと私は思います。このことが前提であることは申すまでもありません。

しかし、教育委員会やあるいは教育委員を任命された首長、承認をされた地方議会が自浄能力を十分に発揮されずに現に起こってしまったのが未履修であり、いじめへの対応だと思っております。十分な責任を果たせない場合には、憲法に保障する国民の権利を守るために、国が必要最低限の関与を行うということがこの法案の趣旨でございます。

したがって、地教行法を改正して、教育委員会が法令上の規定に違反したり、事務の管理、執行を怠っているという場合には、教育を受ける権利

が侵害されているということが明らかとなるときに講ずるべき措置としては是正の要求を示しているということでもあります。また、教育委員会が法令の規定に違反したり、事務の管理、執行を怠っている場合には、生徒等の生命身体の保護のための緊急の必要があり、他の措置によつては是正することが困難なときに初めて指示を行うわけですから、地方自治との関係においては、先ほど総務大臣が御答弁になったとおりであると思っております。

次に、私立学校に対する関与であります。今回の地教行法の改正の趣旨は、私立学校において学校教育法等の国の法令に基づき適正な教育が行われることは、これはもう当然のことであつて、知事が必要と認めるときは、教育委員会等に対して、学校教育に関する専門的な事項について助言または援助を求めることができるという規定を設けております。私立学校に対する知事の権限を侵しているものではありませんが、知事に地方自治の力を十分発揮していただくための突っかかり棒をつくつていくというふうに御理解をいただきたいと思います。

それから、義務教育の目標として新たに示された規範意識や郷土を愛する態度をどのようにして養うのかという御質問であります。

今回の学校教育法の改正では、教育基本法が既に国会の議決を受けているということ踏まえまして、義務教育の目標として、「規範意識」や「我が国と郷土を愛する態度を養う」ということを定めております。今後、国会での御審議もいただきながら、学習指導要領を改訂することといたしておりますので、学校では、道徳教育、社会や人々との触れ合いの体験活動、我が国や郷土の伝統や文化の学習の充実などを通して、義務教育の目標として新たに追加された規範意識や我が国と郷土を愛する態度をどのように養うかということの涵養に努めてまいりたいと思っております。

それから、中教審で義務教育の九年を延長すべきという提案があつたが、最終的には九年とした

のはなぜかというお尋ねであります。

中教審ではいろいろな御意見があつたということとは確かでありますが、現在の国民間には、一応、六年、三年という義務教育期間が定着してゐるということ、先ほど馳議員から御質問があつたように、上に延ばすか下に延ばすかはともかくとして、この九年を延長するということは、義務教育は無償が原則でありますから、膨大な国民負担を伴うということは、もうこれは先生御承知のとおりです。したがって、今後、国民負担のあり方等々も含めて、この点は考えさせていたいただきたいと思ひます。

以上、メモいたしておつたので抜けてゐるところはないと思ひます。(拍手)

(藤村修君登壇)

○藤村修君 野田佳彦議員からの問い合わせは、私も民主党から提案された三法案について、それぞれどのような教育力向上に資するものになると考えるか、こういうお問い合わせでございました。

私も今今回提出いたしました教育力向上三法案は、必ずしも政府提出の三法案に対するそれだけの対案とはなっておりません。私どもの三法案の目的は、学校教育の質の向上、この一点にあるわけであります。

学校教育の質は、施設設備、カリキュラムなどとはもとより、教育者として教壇に立つ教員の資質、能力、人柄による部分も相当大きいと考えます。そのために、教員の養成と研修、免許については、今回提出いたしました教育職員の資質及び能力の向上のための教育職員免許の改革に関する法律案において考えを示しております。

具体的には、まず、そもそもの教員の指導力の基礎をつくる教員養成課程を基本的に修士レベルとし、免許の取得までに、現行では二週間とか四週間の教育実習でお客様の経験をやるんですが、一年の教育実習を義務づけ、例えば各学校における副担任等として学校実習を積むことで、みずからの適性を判断し、本職の教員になる前にみずか

らの学すべき点を確認の上、本職の教員としてスタートしていただくように仕組んでおります。

次に、教員免許状の取得後、原則として十年を目途に、学び直しの機会を設け、自己研さんを奨励するため、教員等の経験八年と、教職専門大学院における研修一年を修了した者には、より専門的な力を持つてゐると認定し、専門免許を授与することとし、その免許を新設いたしました。

また、専門免許未取得の免許者に対しては、原則として十年ごとに講習を実施することとし、その最初の研修機会として、現行の教育公務員特例法で定めておりますが、実施されている十年経験者研修、これを活用し拡充したい。個々の教員の学びのニーズに対応できるよう、選択科目を増強し、より効果的な学びの機会にすることを想定しております。

また、教員免許状の要件は国が定めており、またその養成課程も国が所管しております。教員免許はいわば国家資格であります。しかし、免許の授与のみが都道府県教育委員会等、あるいは地方分権一括法において自治事務となつてゐる。その点を、我々は、これは都道府県の自治事務とされても都道府県にはさほどの裁量がありません、国が最終的に責任を持つという考えから、民主党の日本国教育基本法の理念に基づき、免許権者は国といたしております。

次に、地方教育行政の適正な運営の確保に関する法律でございますが、これも、民主党の日本国教育基本法の理念を実現するための制度改正の法律でございます。

そのポイントは、学校ごとに、保護者、地域の方々、有識者、校長、教員等から成る学校理事会を設置し、その合議機関での機関決定によるところを大きくし、現場に権限移譲を図る趣旨でございます。

地方分権がうたわれて長い時間が経過してゐますが、特に公立の義務教育諸学校に関しましては、保護者や地域住民の声を取り入れられる手段やルート自体が存在しておらず、地域の個性を生

かし、地域コミュニティと協働してという趣旨から見て、これから、本来の地方分権を図る上であるべき姿として考えた姿でございます。

次に、学校教育の環境の整備の推進による教育の振興に関する法律案がどのように教育力向上に資するかについて御説明いたします。

義務教育に係る最終責任は国にあるため、財源的な最終保障等は国の責務であることを明確にしております。

現在中断されている第八次定数改善計画、五年ごとに改善されている第八次でございますが、これが閣議決定案件ということで法定されてないことから、簡単に、今、凍結されているのが現状であります。それではその時々々の政権の考えに振り回され、着実な実施は確保できません。そこで、定数改善や教職員配置に係る項目を法定することといたしております。

また、配置充実を図るために阻害要因となつてゐる、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律の一部改正として、同法五十六条三項の規定を削除し、教員の定数削減に歯止めをかけることを附則で定めております。

端的にまとめますならば、教員の養成課程を充実させ、教員のニーズに見合った研修機会を担保し、常日ごろから教職員の資質、能力の維持向上に努めること、学校理事会に権限の大幅移譲を図ること、学校運営や教員人事に関しても保護者、地域の声が反映される道確保すること、真の分権の理念にかなうと考えますし、地域コミュニティの協働を仕組んだものであります。

その上で、国の責任として教職員配置等、つまりは教育予算に関しては国が最終的に責任を負う、このことを明確にしたところでございます。

まずは、これら三法案によつて確かなる学校教育力力の向上を図らうとしてゐるところでございます。以上でございます。(拍手)

○議長(河野洋平君) 西博義君。

(西博義君登壇)

○西博義君 私は、公明党を代表して、ただいま議題となりました教育関連三法案について質問いたします。(拍手)

日本の教育制度は、教育基本法に掲げられた理念のもとに、学校教育法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律という二つの法律によつてその骨格が形成されてゐます。私は、学校教育を中心とする現行の教育制度が、戦後、教育の普及という面で大変重要な役割を果たしたものの、時代が変わり、社会の変化に対応できずに、制度疲労や制度の硬直化が見られることを指摘いたしました。

その具体的な一例として、居場所がなくなる問題を上げました。これは、学校教育法第一条に規定される学校に適応できない場合、児童生徒にはそうした学校以外に選択肢がないので、子供たちに居場所がなくなつてしまふという制度上の問題を指摘したものです。

現在、いわゆる不登校の児童生徒数が十二万人、青少年の引きこもり者数が百万人とも言われており、極めて厳しい現実があります。子供たちに見られるこうした行動について、人間が真に成熟していくためのシステムが機能していないのではないかと、本質的な問題を鋭く指摘する識者もおります。

これだけ多くの子供たちが学校、社会に対して拒絶反応を示していることについてどのようにお考えか、総理にお伺ひいたします。また、人間が真に成熟していくためのシステムが機能していないのではないかとこの指摘について、総理の御見解をお伺ひいたします。

政府においても、教育論議をされておりますが、現場や実態を踏まえながらも、幅広い観点から十分な検討を行い、教育のあり方に関して方向性が示されるような深い議論が行われることを期待しております。

さて、教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律案について質問いたします。子供にとつての最大の教育環境は教員であります。授業がわからず学校がつまらないということが、子供の問題行動を起こす遠因として指摘されています。だれにでも経験があると思いますが、よい教員に教えてもらつと、やはり授業がよくわかり、学校も楽しくなつてくるものです。興味を引き出し理解を深める授業力、特に、児童生徒とのコミュニケーション能力などが教員に要求されています。専門家としての技術を磨き、能力を高めるにはどうしたらよいのが教員育成の最大の課題と言えます。

現在、公教育の再生が一つのテーマとなっております。特に、有名私立学校と比較して、私立と公立との間に質的な教育格差が生じているということが問題視されていますが、公教育への不信の底流には教員の質に対する不信があることは言うまでもありません。

教員免許更新制の導入に当たっては、教員の技術や能力を向上させるような実のある研修にしなければならぬと思いますが、免許更新制度の導入にどのような効果を期待しているのか、お考えを伺いたい。

また、いわゆる不適切な教員対策については、既に、各都道府県で研修体制を整え、対応しているところであります。今回、不適切な教員の認定については、手続や研修の法的な位置づけ、認定基準を明確にする改正が盛り込まれましたが、認定手続等の公正さをどう確保するのか、伺いたいと思います。

続いて、学校教育法等の一部を改正する法律案について質問いたします。

今回の学校教育法の改正は、小中学校等に副校長や主幹教諭、指導教諭という職を置くことで、学校の組織運営体制や指導体制の充実を図りたいということですが、それぞれの職の役割、そして位置づけについて、校長や教頭との関係性を含め

説明されたい。また、地教行法第四十四条では、本来、都道府県知事が職階制に関する計画を定めることになっていますが、こうした役割や位置づけを条例で定めていくこととなるのか、伺いたいと思います。

学校評価に関して質問します。

学校評価については、文部科学大臣が定めるところにより教育活動や学校運営の状況について評価し、学校は、その評価に関する情報を積極的に提供することとしております。文部科学大臣が定める教育活動や学校運営の状況に関する評価項目はどのようなものか、また、学校が評価に関する情報を提供するというが、どのような手段を想定しているのか、伺いたい。

学校評価が導入されると、結果的には、それが児童生徒への管理強化につながるのではないかと懸念があります。また、学校評価に関して結果を求められるようになると、校長や教員は、評価されやすい学力、テストでよい成績をとるということに安易に流されるのではないかとということも懸念されています。こうした二つの懸念に対する見解を伺いたいと思います。

次に、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案について質問いたします。

昨春秋に大きな社会問題となつたいじめや未履修問題については、その対応をめぐって、国、教育委員会や学校のあり方についてさまざまな議論を呼びました。

平成十七年十月の中央教育審議会答申「新しい時代の義務教育を創造する」の中に、国、地方、学校の役割について考え方が示されています。答申では、「義務教育の中心的な担い手は、学校である。国、都道府県、市区町村の協力で、学校を支えなければならない。国は義務教育の根幹保障の責任を、また、都道府県は域内の広域調整の責任を十全に果たした上で、市区町村、学校が、義務教育の実施主体として、より大きな権限

と責任を担うシステムに改革する必要がある。」と記述しております。

教育は、子供たちや地域住民に身近な学校や市町村が、それぞれの学校や地域の特色を生かして主体的な活動を展開していくことが重要であります。実施主体はあくまで学校であり、学校ごとの裁量を広げ、教員の創意工夫が生かされる制度となるようシステムを改めるとともに、国、地方がしっかりとサポートする立場に徹するべきであると考えます。

そこで、教育に関する国の役割とは、義務教育の根幹である機会均等、水準確保、無償制を保障し、学校を支援する役割だと認識していますが、改めて確認をしておきたいと思ひます。

今回の地教行法の改正では、文部科学大臣が教育委員会に対し、是正の要求や指示をすることを可能としています。特に、指示については、地方自治法に基づく規定ですから、地方分権の趣旨を尊重し、その行使に当たっては、その目的を達するために必要な最小限のものとするほか、自治体の自主性、自立性に配慮しなければならぬことは当然のことであると考えています。必要最小限度での権限行使や自治体の自主性尊重をどう担保するのか、御意見を伺いたい。

文部科学大臣が是正の要求や指示権限を持つということとは、同時に責任も負うということになります。そうすると、責任を問われないよう、問題が起きる前に防止しなければならぬということ、文部科学省が予防的な介入を行うようになるのではないかと懸念されます。このような予防的な介入など、必要な最小限度を超える介入は行わないということを確認しておきたいと思ひます。

私立学校に関する教育行政のあり方について伺います。私立学校に対する教育行政のかかりについては、法案の検討段階で、知事部局が担当している私立学校への指導を教育委員会が一部担うという考えが示されました。この考えに対して、我が党

は、私立学校法の趣旨を踏まえ、私立学校の自主性、独自性を尊重する立場から、現状維持を強く主張いたしました。その結果、基本的には現行制度が維持され、教育委員会が私立学校に対して直接関与は行わないということになりました。

今回の法改正では、知事が必要と認めるときは、教育委員会に対し、学校教育に関する専門的事項について助言、援助を求めることが可能となる内容となっております。そこで、助言、援助を求める専門的事項について、私立学校の自主性が損なわれないよう、あらかじめ何らかの形で明確にしておく考えはあるのか、伺いたい。

いじめや不登校問題など、早急に対応が必要な課題があります。私も公明党では、教育改革推進本部を設置し、教員、児童生徒、保護者、教育行政関係者などから意見を聞き、また、学校やいじめ問題に取り組む第三者機関等の視察を精力的に行つてまいりました。そして、三月六日、「緊急提言・現場からの教育改革」を発表いたしました。意見交換や視察の中で最も要望が多く、緊急の課題として集約したのが、いじめ、不登校、親、格差の四つです。

主なものとしては、いじめレスキュー隊の設置を提言しています。川崎市や兵庫県川西市では、子供たちの問題を解決するための第三者機関としてオンブズパーソンを設置して、成果を上げています。学校と教育委員会、児童生徒、保護者という当事者ではなかなか思うような解決に至らないのも現実であり、公正な第三者機関が有効です。不登校対策では、一部自治体などで、教職を目指す大学生を学校に派遣するメンタルフレンド制度が実施されています。子供たちの心のよりどころとなり、また、教員と子供を結ぶかけ橋として不登校の防止に役立っています。

親に関する施策では、カナダで大きな効果を上げていた親学習プログラムの実施を推進したいと考えています。これは、親自身が育つ環境を整えるのに役立つ施策であると思ひます。

また、格差解消のため、公教育の充実、教育費の負担軽減に取り組みたいと考えています。

今回の教育関連三法案の改正とあわせ、こうした緊急的な課題に対してもぜひ積極的に取り組んでいただくようお願いしたいと思いますが、総理の御意見を伺いたいと思います。

最後に、これからは私も公明党は、現場第一主義に徹して、よりよい教育環境づくりのために全力で取り組んでいく決意を申し上げ、私の質問を終わります。

ありがとうございます。(拍手)

〔内閣総理大臣安倍晋三君登壇〕

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 西博義議員にお答えをいたします。

不登校やいじめの引きこもりの子供たちの問題についてお尋ねがございました。

不登校やいじめの引きこもりの原因については、家庭や学校生活の問題、本人の意識の問題等の要因が複雑に絡み合っており、発生していると考えられますが、これらの対応は極めて重要な課題と認識しております。

不登校児童生徒については、スクールカウンセラーの配置等による学校における教育相談制度の充実等に取り組むとともに、いじめの引きこもりの問題への対策としては、精神保健福祉に関する相談の実施等に取り組んでいるところであります。

これらの問題に対しては、学校、家庭、関係機関が連携をして、地域社会全体でその社会的自立を支援していく環境を整備を図っていくことが必要であると考えております。

人間が真に成熟していくためのシステムについてお尋ねがありました。

近年、人間関係の希薄化等による地域の教育力の低下や、核家族化や少子化等に伴う家庭の教育力の低下、学校教育をめぐるさまざまな問題が相まって、子供たちを健やかに育てるための環境

が必ずしも十全に整っていない面があると考えております。

こうした課題に対応するためには、すべての子供たちにきちんとした規範意識を身につける機会を保障し、公教育の再生を図るとともに、地域や家庭の教育力を再生することが重要であります。

このため、教育再生を内閣の最重要課題と位置づけ、社会総がかりで教育改革を一層推進してまいります。

教育に関する緊急の課題についてお尋ねがありました。

いじめや不登校の問題については、全国統一ダイヤルによる二十四時間いじめ相談の実施や、スクールカウンセラーの配置の充実などに引き続きしっかりと取り組んでまいります。

また、子育てに不安を抱える親の問題については、子育て講座の全国的開設、子育て中の親への情報提供、相談体制の整備などを図り、すべての親が安心して子育てを行えるよう積極的に取り組んでまいります。

さらに、教育格差の問題については、保護者の経済力にかかわらず子供たちにひとしく教育を受ける機会を保障し、高い教育水準が維持されるよう、公教育を再生し、教育の機会均等に努めてまいります。

残余の質問につきましては、関係大臣から答弁させます。(拍手)

〔国務大臣伊吹文明君登壇〕

○国務大臣(伊吹文明君) 西議員にお答えをいたします。

いじめや不登校あるいは引きこもりの原因についてはいろいろなものがあると思います。学校、家庭の問題あるいは本人の意識の問題。したがって、学校や家庭あるいは関係機関がお互いに協力し合って、このことを子供のために解決してやらねばなりません。

文科科学省では、これまで、スクールカウンセ

ラーの配置等により学校の教育相談体制の充実に取り組んでまいりましたけれども、これから学校における取り組みに加えて、地域社会総がかりで問題のある子供の社会的自立を支援していく環境を整備するということは、極めて大切なことだと考えております。

人間が真に成熟していくシステムについてのお尋ねですが、これは総理がお答えしたとおりでございます。

近來、社会の変化に伴いまして、家族制度が核家族化、少子化現象等で極めて変化をして、家庭と地域の教育力が極端に落ちております。その重荷をむしろ学校の先生が一身に背負っているというのが現実じゃないかと私は思いますので、やはり社会総がかりで教育改革を進め、家庭や地域社会がそれぞれの責任を果たして、子供たちの健全な成長をはぐくんでいくための環境整備に、改正教育基本法の理念を大切にして努めていきたいと思っております。

国際化が進み、価値観が変化して、自然科学が進化するなど、世の中は刻々と変わっております。その中で、国立、公立、私立を問わず教職員が、その時々で必要な知識、技能を身につけていただくことは、公教育の充実の観点から当然のこととあります。

免許更新制の導入によって、すべての教員が十年に一度、定期的に知識、技能を刷新し、自信と誇りを持って教壇に立ち、社会の尊敬と信頼を得ながら教育に従事できるようにしたいと思っております。

また、指導が不適切な教員の認定を公正に行うことは、先生御指摘のとおり、極めて大切なことであります。したがって、今回の改正案では、任命権者が指導が不適切な教員を認定するに当たっては必ず専門家や保護者の意見を聞かねばならないこと、認定の手続について必要な事項は教育委員会規則で定めることを明記しております。

その際、文科科学省といたしましては、認定基準の参考となるようなガイドラインは各教育委員会にお示しをすることにして、全国一律の水準を確保したいと考えております。

新たに創設しようと考えております副校長というものは、学校に機動的、組織的な運営体制を確立するという観点から設置をするものであります。校長から任せられた校務をみずからの権限で処理することを職務としております。また、副校長と教頭があわせて置かれるような場合には、教頭は校長及び副校長を補佐する立場になることを想定いたしております。

次に、主幹教諭は、校長や教頭と教諭の間に設けられる職でありまして、校長などを補佐する立場で、校長から任せられた校務の一部を取りまとめ、整理するとともに、児童生徒の教育もまた担当するということを考えております。

指導教諭は、児童生徒の教育を担当するとともに、他の教諭に対しても教育指導に関する指導助言を行う職務としたいと考えております。

現在の職階制は実施されていないところでありまして、これらの職については、給与などは条例で定めて、職の具体的な役割や位置づけは、法律の規定を踏まえて、教育委員会の規則において定めていただきたいと考えております。

学校教育法の改正において、学校評価の具体的な実施手続や公表のあり方について、文科科学大臣はその基準を定めることといたしております。学校評価の項目は、現在、各学校においてその実情に応じて設定しておりますので、文科科学省がこれを一律に規定することは考えてはおりません。また、学校評価に関する情報提供の手段としては、一律に文科科学省がこれをしろということ命ずることは考えてはおりませんけれども、例えば、学校評議員への説明あるいは学校便り、またはホームページなどによる情報の提供が考えられるところでございます。

次に、学校評価の導入に伴う御懸念がございましたけれども、学校評価は、学力に限らず学校運営全般の改善を図ることを目的として行われるものでありまして、児童生徒の管理強化につながったり、テストの成績で評価が左右されるというようなことはあつてはなりませんので、適切な学校評価の趣旨の周知徹底に努めてまいりたいと思ひます。

国は、国民の教育を受ける権利を保障するため、学校教育の基本的な仕組みを整備する責任を負つております。特に義務教育においては、教育の機会均等、全国的な水準の確保、それから、教科書及び義務教育の無償制という、その根幹を保障する責任を負つております。

この責任を果たすために、国は、学校教育法等の法律により基本的な制度の枠組みをつくり、全国的な基準を設定し、教育条件の均等化のための財源の保障を行い、地方自治体に対する必要な指導、助言、援助を行う役割を担つておりますが、さらに、国会の定めた法律に基づいて教育が行われないような場合には、国の責任で法令を守らせるといふ仕組みを今回御提言しているということでございます。

今回の地教行法の改正でございますが、教育委員会の事務については、任命した首長や任命に同意した地方議会が地方自治の力を發揮して自浄能力を十分發揮していただくことがまず第一であるということとは、先ほど来累次申し上げております。しかし、教育委員会を任命した首長、地方議会が十分な自治能力を發揮していただけない、十分な責任を果たせない場合には、憲法で保障される国民の権利を守るために、国が最小限の関与を

行ふということが今回の御提言のねらいであります。

地教行法に規定する是正の要求や指示はこのような考えに立つものでありまして、決して国の権限を拡大し、教育を管理するものではございません。

私立学校に対する公明党としての強いお考えの表明がございました。

まず、私立学校も公教育の一端を担つておりますので、当然、先般の未履修問題などということがあつては困るわけでして、国の法令に基づく適正な教育が行われることを担保し、確保する必要があることは言うまでもありません。

このため、地教行法の改正においては、知事が必要と認めるときは、教育委員会に対して、学校教育に関する専門的な事項について助言または援助を求めることができる旨を二十七条の二に規定し、お諮りいたしております。教育委員会の指導主事等が学習指導要領などに関する専門的な知見を知事部局に活用していただくよう、両者の連携をお願いしているということでもあります。

したがつて、私立学校に対する都道府県知事の権限は何ら変更されるものではございません。また、教育委員会が主体的、直接的に私立学校に助言等を行うということは法律上想定されていません。

このような趣旨に沿つて、知事がどのようにこの条文を行使するかは、これからの国会の御議論を踏まえて、通知の内容等を考えさせていただきたいと思つております。

最後に、公明党の緊急提言についてのお尋ねであります。いじめや不登校の問題については、

個々の子供の状況に応じたきめ細かな支援に努めるということとは当然のことであつて、いじめの早期発見、早期対応が図られますように、安倍内閣においては、全国統一ダイヤルによる二十四時間いじめ相談の実施、スクールカウンセラーの配置の充実、学校や家庭、地域社会など関係機関が連携した取り組みなどに引き続きしっかりと取り組んでいきたいと思つております。

子育てに不安を抱える親の問題についても、子育て講座の全国開設や、子育て中の親への情報提供や相談体制の整備を図るとともに、中学校、高等学校生と幼児との触れ合いの交流や、家庭科における子育てや保育の重要性について指導を充実するなど、すべての親がしっかりと子育てを行えるよう積極的に取り組んでまいりたいと思ひます。また、所得格差によつて教育格差の生じないように、教育機会の均等を担保するよう努力をしてまいりたいと思ひます。

これらの諸課題について、公明党から現場に即した率直な御提言をいろいろいただいていることに感謝を申し上げます。(拍手)

(議長退席、副議長着席)

○副議長(横路孝弘君) 石井郁子さん。

(石井郁子君登壇)

○石井郁子君 私は、日本共産党を代表して、教育三法案について、総理並びに文部科学大臣に質問をいたします。(拍手)

まず指摘したいのは、安倍教育改革の異常さです。昨年の臨時国会で、教育基本法の改悪を与党単独で強行成立させました。そして、総理直属の教

育再生会議を発足させ、教育研究者と教育現場関係者を排除したまま、密室の協議で、安倍総理の掲げる改革を国民と子供たちに押しつけようとしているのです。その上、これら三法案を、中央教育審議会がわずか一カ月の審議で答申を出させ、法案化したのです。しかも、特別委員会を設置してまでごり押しを図るといふのは、安倍内閣の強権政治のあらわれと言ふほかありません。

教育は、子供の未来、日本の将来がかかつた憲法上の重要課題です。国民と子供の合意なしに進めるべきではありません。総理の見解を求めます。

教育三法案は、改悪教育基本法を具体化するものです。改悪教育基本法が、憲法の保障する思想、良心の自由、教育の自主性、自律性を踏みにじるものであり、今回提出された法案も同様の問題を持つていることを指摘せざるを得ません。

法案の大きな問題の一つは、国を愛する態度などの徳目を法律に掲げ、その具体化を図つていくことです。我が党はさきの国会で、このような徳目を法律に書けば義務づけることになり、時の政府による特定の価値観が子供たちに強制されると厳しく指摘しましたが、今回、学校教育法の改正で、義務教育の目標に国と郷土を愛する態度など多くの徳目を盛り込んでいます。義務教育の目標として法律に掲げれば、徳目の内容や教育方法について事細かな指示を学校、教員に行うことができるようになるのではありませんか。

また、道徳を正式教科にすることも議論されていますが、正式教科となれば教科書もつくられることとなります。文部科学省の行う教科書検定を通じて、政府に都合のいい道徳を押しつけること

につながりかねません。憲法の思想、良心の自由に反し、人間の内面や個人の生き方の問題である道徳について国が特定の方向を示して押しつけることは、やってはならないことではありませんか。総理の答弁を求めます。

そもそも、安倍総理、あなたに道徳や規範意識を語る資格があるのでしょうか。タウンミーティングでのやらせ質問、そして松岡農林水産大臣をめぐる政治と金の問題など、政治不信に拍車をかけているのが、ほかならぬ安倍総理だからです。子供たちに規範意識を言う前に、正すべきは安倍内閣そのものではありませんか。総理の答弁を求めるものであります。

三法案は、国の権限を強化し、教育の国家権力の介入を許す中身となっていることが重大です。昨年の教育基本法審議では、我が党の追及に、憲法上、教育内容への国家の関与はできるだけ抑制的にと認め、総理も、国の権限は強まらないと答弁しました。ところが、今回の法案はどうでしょう。

地方教育行政法の改正では、文部科学大臣による是正、改善の指示、教育委員会に対する是正の要求を新たに持ち込みました。一九九九年、地方分権一括法で削除されたものの復活であり、文部科学省の権限を強化したと言わなければなりません。これらは、学校に対する直接支配を可能にし、教育委員会をこれまで以上、文部科学省の管理のもとに置くものです。これこそ、教育の地方自治、教育の地方分権を否定するものではありませんか。

また、私立学校に対する教育委員会の指導助言を新たに可能としました。これでは、私学の自主性への侵害になりかねません。国の権限は強まら

ないどころか、強化されているではありませんか。総理の答弁を求めます。

同じく、学校教育法の改正によって、小中学校に、これまでの校長、教頭、教諭に加え、新たに副校長、主幹教諭、指導教諭という職を置くこととしました。まさに、管理職を強化して政府の教育方針を押しつけるために、上意下達のピラミッド形の体制をつくるものです。

教員免許法の改正によって、教員の免許状に十年の有効期間を定め、三十時間の講習修了を免許更新の条件としました。なぜ教員免許更新制が必要なのでしょう。説明してください。いわゆる不適格教員への対応は、現行制度で十分可能です。結局、十年で免許が切れるのだから上司の言うとおりにしろのおどかしにほかなりません。教員を萎縮させ、上ばかり見る教員になってしまうのではありませんか。

そもそも、教員は、教育の専門家として自律的に職務を行うことが要請されています。総理は、憲法上の要請である教育と教員の自律性を否定するのでしょうか。答弁ください。

次に、四月二十四日に予定されている全国学力テストの問題です。

この学力テストは、競争の教育を一層激しいものにし、全国の学校と子供たちを序列化するものです。既に学力テストが実施されている自治体では、点数が下がると言われた子供が学校を休んだりするなど、心を痛める問題が起きているのです。子供たちの心を痛めて、どうして学力の向上につながりますか。

また、学力テストの実施を受験産業に丸投げすることも重大です。児童生徒の個人情報や学校情報

報が受験産業に握られるということに、父母や市町村教育委員会に新たな不安が広がっています。こうした不安にどうこたえるのですか。

一斉学力テストは中止すべきです。総理の答弁を求めます。

教育再生会議は、ゆとり教育が学力の低下をもたらしたという一方的判断のもとに、授業時間一〇%の増を提言し、夏休みや冬休みを短縮しようとしていきます。このようなことに一体どのような科学的根拠があるのですか。答弁を求めます。

そして、教育再生会議は、学校選択制や、児童生徒が多く集まる学校への予算配分の優遇まで掲げています。学力テストがこうした制度と結びつければ、学校間格差は広がる一方ではありませんか。教育の機会均等の原則を破壊するものと言わなくてはなりません。

今国民が願っているのは、学力やいじめなどの問題を解決するために、最も有効な三十人以下学級の実施など、国際的に優れた教育条件を抜本的に整備することであり、過度の競争教育から子供たちを解放することです。教育予算はOECD参加国最下位であり、これを抜本的に引き上げることこそ政府の責任ではありませんか。総理の答弁を求めます。

日本共産党は、教育への国家統制の具体化としての教育三法案を廃案にするともに、一人一人を人間として尊重し、自然と社会の仕組みを考えさせる知育、市民道徳を身につける徳育、豊かな情操、体育を学校教育の中心に据え、公教育の充実に全力を挙げるものです。このことを表明して、質問を終わります。(拍手)

〔内閣総理大臣安倍晋三君登壇〕
○内閣総理大臣(安倍晋三君) 石井郁子議員にお答えをいたします。

教育の重要性についてお尋ねがありました。教育再生は内閣の最重要課題であり、昨年は、長時間の審議の上、六十年ぶりの教育基本法改正を行ったところであります。また、教育再生会議を立ち上げ、教育に関する議論を精力的に深めるなど、社会総がかりでの教育改革を推進してまいります。

さらに、今回の教育三法案に関連する事項につきまして、既に、教育審議会において長い間にわたり御議論をいただき、結論をいたしたものであります。加えて、関係団体からの意見聴取やパブリックコメントなども実施しており、広く国民からの意見も伺ったところであります。

教育改革は、教師、保護者、地域社会が連携して行うことが必要であり、関係者間の連携を図りつつ、すべての子供たちに高い学力と規範意識を身につける機会を保障し、教育再生に努めてまいります。

道徳教育についてお尋ねがありました。道徳教育を充実するための具体的な方策については、現在、教育再生会議や中央教育審議会において議論が行われております。改正教育基本法にのっとり、すべての子供たちに規範意識を身につけさせることは極めて重要であり、そのことが思想、良心の自由を反するとは認識しております。

私に道徳や規範意識を語る資格があるのかとお尋ねがありました。私自身、確かに、至らない点の多々ある人間で

ございます。みずからの行動が子供たちの規範たり得ているかについて、日々、心の中で葛藤を繰り返しております。

しかし、私たち大人は、次の世代の子供たちを教育する責任から逃れることはできないのであります。未来を担う子供たちに対して道徳や規範意識を語るの、私たち大人の責任であります。

今後とも、国民の声に謙虚に耳を傾けながら、反省すべきは反省し、政策運営に当たってまいります。そうした私たちの姿こそが、子供たちから真摯に受けとめられるものと信じております。

国の地方教育行政への関与の強化が地方分権を否定するものではないかとお尋ねがあります。

昨今のいじめや未履修問題に見られるように、本来子供たちに規範意識を身につけさせるべき教育委員会の規範を逸脱した行為などが問題とされ、国民の公教育に対する信頼が損なわれかねない問題が生じたところであります。

今回の改正による指示や是正の要求は、教育委員会が自浄能力を発揮せず、十分な責任を果たせない場合に、国民の権利を守るため国が必要な関与を行うものであり、地方分権を否定するものではないと考えます。

私立学校に関する教育行政についてお尋ねがありました。

今回の地教行法の改正案の趣旨は、知事が必要と認めるときは、教育委員会に対し、学校教育に関する専門的事項について助言または援助を求めることができるものとして、私立学校に対する知事の権限を変更するものではありません。したがって、私立学校の自主性を侵すとの問題は

生じないものと考えております。

教員の自由と自律性についてお尋ねがございました。

学校教育において、教員がみずからの創意工夫に基づき豊かな教育活動を展開することは大切なことであります。他方、国は、国政の一部として広く適切な教育政策を樹立、実施すべき責任を有しております。

今回の法案は、現在の教育制度における基本的な枠組みを前提としつつ、教員の質の向上を図るため、教員が時代の変化や要請に合わせた教育を行える能力や資質を確保するよう必要な改正を行うものであります。

学力調査は全国の学校や子供たちを序列化するとのことですが、全国学力・学習状況調査は、児童生徒の学習到達度や学習環境、生活状況等を把握し、各教育委員会や各学校の指導の改善に資するために実施するものであります。

この調査においては、個々の市町村名や学校名を明らかにした結果の公表は行わないこととし、学校間の序列化や過度の競争をとおらないよう、十分に意を用いているところであります。

学力調査を中止すべきとのことですが、義務教育については、全国どの地域においても一定水準の教育を受けることができるようにし、その成果もしっかり把握、検証する仕組みが必要であります。今月二十四日の全国学力・学習状況調査を円滑かつ確実に実施し、その結果を検証しながら、我が国の教育の質の向上を図っていくことが必要と考えられます。

授業時間の一〇％増の提言の科学的根拠についてお尋ねがありました。

教育再生会議の第一次報告では、基礎的な学力を確実に身につけさせるための一つの有力な手段として、必要な授業時間数を十分確保し、基礎、基本の反復、徹底と応用力の育成を図ることが提言されたものであります。

授業時間をふやすだけで学力が向上するとは考えておらず、全国学力調査の結果を生かすこと、習熟度別指導の充実、教員の質の向上、家庭学習の習慣をつけることなど、さまざまな取り組みを通じて基礎学力の向上を図るべきとの提言がなされております。

学校選択制や児童生徒が多く集まる学校への予算配分の優遇についてお尋ねがありました。

一般論として申し上げれば、公教育においては、平等な機会均等の保障、全国的な水準の確保と同時に、自治体、学校、子供たちが切磋琢磨して教育の内容や質を高めていくことは、いずれも重要なことと考えております。

教育再生会議においては、こうしたことも踏まえ、教育再生の具体的な施策について、引き続き議論を進めているところであります。

教育予算についてお尋ねがありました。

教育再生は内閣の最重要課題と位置づけられており、社会総がかりで、教育の基本にさかのぼった改革を推進し、教育新時代を開くものと考えております。教育予算の内容の充実は極めて重要であると考えております。

このため、平成十九年度予算においては、問題を抱える子供の自立支援や教育相談体制の充実、全国学力・学習状況調査の実施や放課後子どもプランの創設、公立学校施設の耐震化の推進等、教育再生を推進する施策について重点化を図るな

ど、真に必要な教育予算の充実に努めてまいります。

今後とも、効率化を徹底しながら、めり張りをつけて、真に必要な教育の費用については財政措置を講じてまいりたいと考えております。

残余の質問につきましては、関係大臣から答弁させます。(拍手)

(国務大臣伊吹文明君登壇)

○国務大臣(伊吹文明君) 石井議員にお答え申し上げます。

まず、義務教育の目標を含んだ学校教育法で教育の大枠を定めるところと云々というお話がございましたが、教育理念を規定する教育基本法とそれから学習指導要領の間をつなぐ法律として、学校教育法に教育の目標を書いてあります。

したがって、今回の改正法は、教育基本法の規定を踏まえて、義務教育の目標として「我が国と郷土を愛する態度を養う」ということを書いてあるわけでして、もしもこの法律を国会に提出しないということになると、教育基本法と告示で物事が処理されて、教育の目標について再度国会で御議論をなさる場面がなくなるからこそ法律を出しているわけですから、どうぞ特別委員会でも十分の御議論をしていただければ結構だと存じます。

次に、免許制についてのお尋ねでございますが、今回の免許制は、免許の更新制そのものではなく、適格な教員の排除を直接の目標とするものではないということ、先生よく御承知のとおりです。教員が最新の知識と技能を身につけて、自信と誇りを持って教壇に立ち、社会の尊敬と信頼を得るための前向きな制度とぜひ御理解いただきたいと思っております。

いわゆる不適格教員への対応につきましては、今回の更新制とともに、教育公務員特例法を改正いたしまして、指導が不適切な教員の人事管理の厳格化を盛り込んでおりますので、これらが相まって、すぐれた教員をぜひ確保し、児童生徒によい教育を施す条件を整えたいと考えております。

学力テストについて、児童生徒の個人情報との関係についてお尋ねがございました。

全国学力・学習状況調査は、文部科学省が学校の設置者である市町村教育委員会、学校法人等と協力して実施をするものでありまして、調査問題の発送、採点等、一部の作業につきまして、経費等の観点から民間機関に委託しているということ、御指摘のとおりです。

その際、個人情報保護等の観点から、安全確保措置や従業者の監督を確実に履行させるということが重要であることは、これは申すまでもありません。委託先に対しては、契約書において、機密の保持や個人情報等の取り扱い等について遵守すべき事項を明示し、これに反した場合は、契約を解除し、損害賠償の請求をするということは、文部科学委員会が先生の御指摘もいたいただいて、厳密に規定をいたしております。

文部科学省といたしましては、本調査の確実、円滑な実施に向けて、教育委員会と緊密な連絡をとって、遺漏なきを期してまいりたいと思っております。

最後に、いわゆるゆとり教育についてのお尋ねがありました。

基礎的、基本的な知識を身につけた上で、これを活用し、実地に適用し、考える力をはぐくん

いくといういわゆるゆとり教育の理念自体は、私は間違っていないかと考えております。一方で、その運用について多くの問題があったということは、これはまた事実でございます。

我が国の子供たちの学力は、国際的な学力調査などの結果からいたしますと、自国語の読解力の低下が見られること、学習意欲や学習の習慣が必ずしも十分でないということをOECDから指摘されております。

ただ、授業時間と学力の相関関係は、必ずしも、先生がおっしゃったように明らかではございません。したがって、基礎的な知識を定着させ、それらを活用して考えさせるために必要な授業時間を確保しながら、今後の基礎学力の充実に努めたいと考えております。

以上です。(拍手)

○副議長(橋路孝弘君) 保坂展人君。

(保坂展人君登壇)

○保坂展人君 社会民主党・市民連合を代表して、政府提出の教育関連三法案に対する質問を行います。(拍手)

冒頭、本来この三法案は、常任委員会である文科委員会できつくり審議されるべきものであつて、これをすつ飛ばして特別委員会に急坂を駆け落ちるような特急審議をなすべきことではないというのを申し上げておきたいと思ひます。

総理、学級閉鎖直前のような本日の本会議の欠席だらけの模様を、最重要法案提出者としてどうお感じですか。通告はありませんが、答弁を求めます。

総理が語る教育再生という言葉は、無用な学校

教育への不信感をあおっていないでしょうか。従来、国会で議論されてきた金融再生、民事再生という言い方は、経営破綻後の法的手続やスキームをあらわしていますが、日本の教育は破綻あるいは壊滅寸前の事態という認識のもとで、総理は教育再生という言葉を使っているのでしょうか。

子供たちの規範意識の欠如を憂慮し、そのための教育再生を訴える総理に、政治家の規範意識、政治倫理についてどのような関心と方針があるのでしょうか。松岡農水大臣の何とか還元水、事務所費問題も無為無策で放置をしたまま、国民の間に政治不信が広がっている今、教育再生に増して政治倫理再生を最優先すべきではないでしょうか。総理の見解を問います。

安倍総理の教育観を聞いてみると、教育の自由について、統治権力の当事者としての規範意識の欠如を感じます。フランスの社会学者コンドルセは、「公教育に関する五つの覚書」の中で、教育の自由に触れ、学ぶ自由、教える自由をすべての人間固有の自然権としています。公教育は人民に対する社会の責務であり、また公権力の義務なのです。総理は、国家権力が教育現場に介入を強めることにいたく熱心ですが、教育の自由を国民に保障する為政者の責務について無自覚なのではないでしょうか。

過去の教育改革論議を踏まえ、中曽根内閣当時の臨時教育審議会、また森内閣当時の教育改革国民会議の十七の提案で述べられたことは、今となっては不十分だったのか、総理に答弁を求めます。

教育再生会議には、教育現場の経験者はたった二人だけ、教育問題の研究者はいません。文科大

臣から諮問を受けた中教審は、土日返上の突貫審議を行つて、わずかな期間で答申を強いられました。

総理自身もメンバーとなつた教育再生会議の第一次報告は、一体だれに対して行われたものなのでしょうか。また、この報告と文科大臣が中教審に諮問した内容は同一であるのか。だれが見ても前のめりにどたばたと急ぎ過ぎている理由は何なのか、総理の答弁を求めます。

○一年六月の国会審議で、学校教育法、社会教育法、地教行法の改正後、政府はその実施に努めている最中ではないのでしょうか。今回、改めて制度変更を行うというのであれば、六年前の教育関連三法案の改正をどう総理は総括されるのか。

また、再生会議報告は、ゆとり教育を見直し、学力向上のために、授業時間の一〇％増加などで基礎学力強化をうたつています。ところで、ゆとり教育による学力低下が現実には起きているという調査結果はあるのでしょうか。文科省が全国の高校三年生を対象として行われた調査によれば、学力改善と学習意欲の向上がむしろ見られたという傾向が報告されています。また、授業時間増が学力向上に貢献するデータがあるのであれば、文科大臣、出していただきたいと思ひます。

土曜日スクールの提言なども行われています。長い時間かけて議論してきた学校五日制の存否にかかわります。学校教育のみならず、社会全体で週休二日制を定着させようと努力してきた政府の従来の方針を転換するという考えもあるのか、官房長官に伺います。

学校教育法改正では、我が国と郷土を愛する態度を養ふことなどが教育の目標とされています。

いわゆる愛国心の規定は、偏狭なナショナリズムの蔓延につながるおそれが極めて大きいと指摘してきましたが、早速、教科書検定において、沖縄戦での集団自決において軍の強制の部分が修正意見によって削除されています。事は重大です。総理の見解を伺います。

従来、教育内容にかかわることは学習指導要領で示されてきました。学校教育法に具体性を持たせるべきではなく、目標は大綱的な基準とするべきではないでしょうか。学校教育法と学習指導要領の関係について文科大臣に聞きます。

政府は、新設される副校長、主幹教諭、指導教諭などの管理組織で教職員の管理強化を図ろうとしています。従来の教頭や教務主任、学年主任との相関関係は一体どうなるのでしょうか。教師総がかりで子供に向かい合う必要のある現場に、ピラミッド形の指揮系統を持ち込むことは、管理職の顔色に振り回され、子供の顔色には目が行かないヒラメ型の教員を増してしまうのではないかと心配でございます。

学校評価の拙速な導入は、学校間の格差を広げます。安倍総理が手本としているイギリスの教育改革では、学校間格差が拡大し、下位校に通う子供たちの存在が見捨てられました。

エリートの一部選抜するのではなく、達成度の低い学校こそ手厚くサポートし、子供の学力全体の底上げを図る必要があります。テスト結果のみを絶対視せず、教育実践の全体を見なければなりません。短絡的に教員評価と学校評価を連動させるべきではないと考えます。学校評価と学校間格差について、また評価結果の扱いについて、文科大臣の方針をお願いします。

地方自治法に規定される是正要求を地教行法に新設し、指示権限を国が持つ、これは国の管理強化にはかならず、教育の中立性と教育行政の安定性確保を目的とした教育委員会制度の否定にもつながります。

地方分権の理念とも根本から対立します。是正要求、指示の要件とされる、児童生徒の教育を受ける機会が侵害されている、あるいは生命身体を保護する必要とは、どのような場合なのでしょう。文科大臣から頻繁に是正要求や指示が出されるのか、それとも伝家の宝刀のようなものなのか。文科大臣に聞きます。

教員免許は教員資格の問題であり、教員としての勤務状態は人事管理の問題であります。教員の採用、養成、研修などの人事行政、管理の不備を教員免許更新とすりかえており、問題の所在を履き違えていると言わざるを得ません。

免許資格が条件とされる医師、法曹など多くの専門職の中で、教員免許のみを更新制とすることは、ただでさえ多忙な教員全体に不要な負担を強いることであり、現場を混乱させます。また、免許更新のためのコストはだれが負担するのでしょうか。文科大臣に聞きます。

また、教育公務員特例法による人事管理の厳格化で、任命権者の恣意的な運用が行われるおそれがあります。これを防止するには、第三者機関の判定審査や不服申し立てなどの制度化が必要だと思いますが、文科大臣のお考えをお聞かせください。

OECD加盟国の中で、政府提案のような教員免許更新制がある国は果たしてあるのか、どういう制度になっているのか。また、教員免許更新制

の根拠となっている教員の質の低下ということを証明するデータが文科省にあるのでしょうか。文科大臣に聞きます。

政府が提出した教員法改正案は、子供をめぐる社会的環境の変化を無視し、学力低下の要因をすべて教員に責任を負わせるものではないでしょうか。三十人学級など、きめ細かい教育プログラムによって子供の教育環境を改善することが先決ではないか。自由で独創的な教員によって意欲的な授業ができる環境をつくるのが政府の使命ではないか。予算も教育施設も大幅な拡充が必要という認識について、総理並びに文科大臣に聞きます。

教基法の審議の中で議論されたいじめ自殺、未履修問題が、国の地方教育行政への関与の強化によって果たして改善されるのか。いじめ問題は子供をめぐる社会の問題であり、未履修問題は有名大学への受験競争を本質とする問題ではありませんか。

教育の制度設計を誤れば、子供たちのかけがえない人生を奪うことになり得ます。突貫工事はしばしば手抜き工事になり、通常の工期を無理に短縮してでき上がった建物は欠陥建物になります。教育制度の重大な変更は、慎重を期し、安全で間違いのない構造にしなければならず、拙速は禁物です。

今回の法案は典型的な欠陥法案であることを指摘して、私からの質問を終わります。(拍手)

(内閣総理大臣安倍晋三君登壇)
○内閣総理大臣(安倍晋三君) 保坂展人議員にお答えをいたします。

まず最初に、本会議の出席状況について御質問

がございましたが、これはまさに衆議院で御議論をいただきたい、このように思います。

教育再生という言葉についてお尋ねがありました。

私は、すべての子供に高い学力と規範意識を身につける機会を保障することが必要と考えておりますが、現在の公教育、家庭、地域の教育力では十分な状況とは考えられないことから、教育再生を国政の最重要課題の一つと位置づけて取り組んでいるところであります。

なお、私は、教育に新しい命を吹き込み、活力のあるものとする意味で、教育再生という言葉を使っております。

政治倫理に関する私の考え方と教育再生との優先順位についてお尋ねがありました。

私たち政治家は、国民の信頼の上に立つて初めて政策を実現することができるのであって、李下に冠を正さずとの姿勢のもとに政治を行っていくかなければならないと考えております。政治家一人一人が責任を持って、国民から信頼される仕組みをつくり、そしてそれを守っていくべきであると考えています。

一方で、多くの国民の皆さんが、現在の教育のあり方について不安や不満を持っているのではないのでしょうか。教育は子供たちの未来に直結をし、教育再生はまさに待ったなしの課題であります。早急に対応することが政治の責任であると考えております。

教育の自由についてお尋ねがありました。

国は、国政の一部として広く適切な教育政策を樹立、実施すべきものと考えます。また、近年、子供のモラルや学ぶ意欲の低下などが指摘される

中で、豊かな人間性と創造性を備えた規律ある人間の育成が課題であることから、国の責務として、教育再生に向けて全力で取り組んでいるところであります。

臨時教育審議会及び教育改革国民会議での議論についてお尋ねがありました。

臨時教育審議会の答申や教育改革国民会議の報告は、それぞれの時代において、重要とされた教育改革についての方針が示されたものであり、これらについては着実に実行してきたところであります。

しかしながら、なお、子供たちのモラルや学ぶ意欲の低下、子供を取り巻く家庭や地域の教育力の低下などが問題となっています。このため、教育再生を内閣の重要課題とし、改正教育基本法の理念のもと、社会総がかりで、教育の基本にさかのぼった改革を推進していく必要があると考えています。

教育再生会議の第一次報告と中央教育審議会での審議についてお尋ねがありました。

教育再生会議の第一次報告は、学校、教育委員会のほか、家庭、地域社会、企業そして文部科学省を初めとする政府に対する提言であります。

この第一次報告で提言された四つの緊急対応のうち三つは、教育職員免許法など早急に法律改正が必要となるものであり、改正教育基本法を踏まえた法改正を含め、文部科学大臣から中央教育審議会に審議を要請し、その答申を受け、今国会に教育三法案として提出したところであります。

なお、教育再生会議の委員は、いずれも、教育、学術、芸術、スポーツ、企業活動等各界で御活躍され、教育に関して豊かな経験、識見を有し

ている方々であります。さらに、中央教育審議会においても精力的審議を行っており、十分に審議を尽くしたものと考えております。

平成十三年の教育関連三法改正の総括についてお尋ねがありました。

平成十三年に行った教育改革関連法の改正は、平成十二年に取りまとめられた教育改革国民会議の報告等を踏まえ、政府として緊急に対応すべき事項につき改正を行ったものであります。この法改正については、社会奉仕体験活動の充実等についてその実行を図っております。

今般国会に提出させていただいた法案は、以上の教育改革の動向や、教育をめぐる学校、地域、家庭の現状、昨年改正された教育基本法の趣旨を踏まえ、必要な法改正を行うものであります。

義務教育の目標及び教科書検定についてお尋ねがございました。

今回の改正案は、偏狭で排他的な自国賛美ではなく、国際社会で生きる日本人としての自覚の確立を目指すものであります。

また、個別の教科書検定について見解を述べることは避けたいと考えております。

次に、教育環境や教育予算についてお尋ねがありました。

教育再生は内閣の最重要課題であり、社会総がかりで、教育の基本にさかのぼった改革を推進し、教育新時代を開くためにも、教育予算の内容の充実が重要であり、また、教員の質が教育再生のかぎを握っていると考えております。

このため、平成十九年度予算においては、問題を抱える子供の自立支援や教育相談体制の充実、全国学力・学習状況調査の実施や放課後子どもプ

ランの創設、公立学校施設の耐震化の推進等に必要予算額を計上し、教育再生を推進する施策について重点化を図るなど、めり張りをつけ、真に必要な教育予算の充実に努めているところであります。

一方、総人件費改革など行政改革の推進は行いつつも、公立学校における教育の質の低下をもたすことのないよう、習熟度別少人数指導などに必要な定数を確保し、教育水準の維持向上とすぐれた教員の確保という観点から、めり張りをつけた給与体系の検討を行い、必要な措置を講じてまいりたいと思います。

いじめ自殺や未履修問題と国の地方教育行政への関与についてお尋ねがありました。

昨今のいじめや未履修問題に見られるように、本来、子供たちに規範意識を身につけさせるべき教育委員会の規範を逸脱した行為などが問題とされ、国民の公教育に対する信頼が損なわれかねない問題が生じたところであります。

今回の改正による指示や是正の要求は、教育委員会が自浄能力を発揮せず、十分な責任を果たせない場合に、国が必要な関与を行うものであります。

これからの措置により、いじめや未履修問題等に関してより適切な是正、改善を図ることが可能となるものと考えております。

残余の質問につきましては、関係大臣から答弁させます。(拍手)

(国務大臣伊吹文明君登壇)

○国務大臣(伊吹文明君) 保坂議員にお答えをいたします。

いわゆるゆとり教育と学力についてのお尋ねでありますけれども、再三申し上げておりますよう

に、国際的な学力調査でありますOECDのPISSA二〇〇三によりますと、日本の子供の自国語の読解力の低下がある、それから、学習意欲や学習習慣が必ずしも十分でないという指摘を受けております。そして、先生が御指摘になりましたように、先般公表いたしました高校生対象の学力調査の結果では、同一問題の八割までが前回と同様の正答率でありまして、学力が改善したか、悪くなったかということは、にわかにはこれだけでは判断はできないと思います。

今月二十四日に全国学力・学習状況調査を行いますので、その結果、児童生徒の学力・学習状況をきめ細かに把握し、分析をして、授業時間と学力の相関関係を明確に理解した上で、必要な時間数をしっかりと確保していきたいと思っております。

それから、義務教育の目標についてお尋ねがありました。

今回お願いいたしております学校教育法の改正案は、先般国会がお認めいただいた教育基本法の規定を踏まえて、義務教育の目標の一つとして、「伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛する態度を養うとともに、進んで外国の文化の理解を通じて、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養う」と書いておるわけですから、偏狭的、排他的自国賛美ということとは、私は当たらないと思っております。

それから、現行の学校教育法におきましても、小中学校等の教育の目標が確かに書かれておりまして、教育内容の大枠を定めるということになっております。つまり、教育理念を基本的に定めた

教育基本法と、文部科学大臣の告示による学習指導要領をつなぐ役割を果たしているわけで、このつなぐ役割について国会で御審議をいただくために国会に提出しているわけです。ですから、どうぞ、特別委員会でも十分な御議論をいただければ結構だと思います。

それから、副校長、主幹教諭、指導教諭の創設等でございますが、副校長は、学校に組織的、機動的な運営体制を確立する観点から設けられるものでございまして、校長から任された校務をみずからの権限で処理することを職務といたしております。

また、主幹教諭や指導教諭と主任との関係についてのお尋ねもありましたが、主任は各種校務の連絡調整を担う立場である一方、主幹教諭は、当該校務について一定の責任を持って取りまとめ、整理をし、他の教諭等に対して指示する職務であります。指導教諭は、教育指導に関する指導助言を行う職務であります。

今回の職の設置は、学校が組織としての力を発揮できるように組織運営体制や指導体制を整備するものでありまして、より充実した教育が行われることを期待いたしております。

学校の評価と学校間格差についてのお尋ねであります。今回の改正法案におきまして、学校評価については、それぞれの学校において教育活動など学校運営の状況についての評価を行うものであつて、その結果に基づき、各学校がその学校の運営の改善を図るために必要な措置であります。

学校評価を通じて、各学校が特色を発揮されて、課題を明らかにして、それに基づいて各学校の運営改善が図られるということが望ましいこと

でありまして、学校間の格差が生ずるなどということのないようにむしろ措置していくのは、教育委員会や我々の責任であると思います。

次に、是正や指示の具体的な発動の場面についてお尋ねがありました。

まず、これらを発動する前に、教育委員を任命された首長、それを承認された地方議会が自治の力を発揮して、このような是正の要求や指示が発動されない状況をつくってくださることが一番いいということはお申すまでもありません。

今回、是正の要求は、例えば、事務の管理、執行を教育委員会が怠り、教育を受ける権利が侵害されていることが明らかになったときに行うものであつて、どのようなケースがこれに当たるかはケース・バイ・ケース、極めて慎重に事実を見きわめて行わねばなりません。例えば、未履修の状況に学校があるにもかかわらず、教育委員会がこれを放置した場合は明らかにこれに当たると考えております。

また、指示についてもケース・バイ・ケース、同様であります。例えば、激しいいじめなどにより、児童生徒が生命身体保護が明らかに必要な場合にもかかわらず、教育委員会が何らの措置を講じない場合は、文部科学大臣は毅然として指示を行わねばならないと考えております。

公教育の中核を担う教員の必要な知識、技能は、本来的には時代の進展に応じて更新されていくべきものであつて、今回の教員免許の更新制はそれを担保しようという制度であります。

更新に必要な講習につきましては、長期休業期間中や週末、夜間の実施、通信教育の活用などいろいろなケースがあると思いますので、個々の教

員の実情に合わせて、できるだけ授業に影響のないような形で措置をさせていただきたいと思ひます。したがって、十年に一度、三十時間という子供たちの教育のために必要な講習が、教員に過度の負担を強いるという理由で行われまいという方が私はおかしいのではないかと思つております。

費用負担については、先ほど来る御答弁を申し上げておりますように、御本人と国と地方自治体がどのような形で分担するかは、これから先生方の御審議の模様も伺つて考えたいと思ひます。

それから、指導が不適切な教員に対する認定につきましては、公正かつ適正に行われねばならないというのは、保坂議員のおっしゃるとおりであります。

このため、教育公務員特例法の改正案におきましては、任命権者が指導が不適切な教員を認定するに当たり、第三者である専門家や保護者の意見を聞かねばならないということと定めております。同時に、教員も地方公務員である限り、地方公務員法上当然のことですが、その処分に就いて不服を申し立てる権利を持っております。

OECD加盟国の中で免許制を適用している国があるかということですが、アメリカの中の六割以上の州においてこの制度を適用していると理解いたしております。

それから、教員免許更新制の根拠になる教員の質の低下云々というお尋ねがありました。この更新制は、教員の質の低下のためにやっているのではありません。国際化が進み、価値観が刻々と変化する中、自然科学が進化する中、世の中のこれらの変化に応じて、そのときときに求めら

れる教員として必要な資質を確実に担保するためにやっているわけで、低下したことを検証するためにやっているわけではありません。

それから最後に、教育予算のことについてお尋ねがありました。これは先ほど総理がお答えをしたとおりであります。

教育予算の確保は、教育を最優先課題とする限り、内閣として大変重要な課題と考えておりますので、担当大臣として全力を尽くしたいと思つております。(拍手)

(国務大臣塩崎恭久君登壇)

○国務大臣(塩崎恭久君) 保坂議員にお答え申し上げます。

学校週五日制についてお尋ねがございました。

学校週五日制は、学校、家庭、地域が連携をいたしまして社会全体で子供を育てる、このことを目指すものでございます。また、国際的にも大半の国が採用をしております。我が国も長期的な検討を経て導入したものでございます。

このため、国としてこれを維持した上で、土曜日における学習機会やさまざまな体験活動の提供を推進してまいりたいと思ひます。(拍手)

○副議長(橋路孝弘君) 糸川正晃君。

(糸川正晃君登壇)

○糸川正晃君 国民新党の糸川正晃でございます。

私は、国民新党・無所属の会を代表して、たゞいま議題となりました学校教育法等の一部を改正する法律案、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案、教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律案に

つき、総理大臣及び文部科学大臣に質問をいたします。(拍手)

昨年末の臨時国会において、制定以来、約六十年ぶりの教育基本法の改正がなされました。しかし同時に、昨年は、いじめ自殺や未履修問題のように、教育現場に深刻な実態があることが明らかになりました。このように、教育の現場はさまざまな問題を抱えているわけですが、教育三法案の提出により、どのような教育改革を目指しているのか、総理のお考えをお伺いいたします。

次に、改正の具体的内容について質問したいと思います。

第一に、学校教育法の改正について質問いたします。

六十年ぶりに教育基本法が改正され、公共の精神や伝統と文化の尊重などの教育理念が改正教育基本法に明示されました。こうした新しい教育理念を学校現場においてどのように実現していくかとしているのでしょうか。総理のお考えをお伺いいたします。

また、教育が行われる場合は学校でございます。

しかしながら、実態は、いじめ問題などで明らかになったように、校長がリーダーシップを発揮できていない、こういう問題がございます。これからは、地域や学校の実情に応じた組織が必要であり、硬直化した学校組織を見直し、改正教育基本法を受けて新しい教育を行うにふさわしい学校の運営体制を整えるべきだと考えますが、文部科学大臣の御見解はいかがでしょう。

第二に、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案についてお伺いいたします。

教育再生のために教育委員会の果たすべき責任は非常に重いものと考えています。しかしながら、実態としては、教育委員会が事務局の案を追認するような状況があるなど、形骸化し、その機能を果たしていない教育委員会があることは極めて問題であります。こうした現状を改善すべきだと考えますが、総理の御見解をお聞かせください。

また同時に、義務教育は国の礎であり、北は北海道から南は沖縄まで、また小さな島や山間部であつても、一定の教育水準が保障されなければなりません。そのためには、国がしっかりと教育に対する責任を果たすことは当然であり、とりわけ義務教育については、国は最終的な責任を負うべきであると考えます。

安倍総理は、さきの施政方針演説において、教育に対する責任の所在を明確にすると述べられておりました。法令違反や著しく不適切な教育が行われている場合には、国がその責任においてこれを正す体制を構築することが必要と考えますが、総理の御見解をお聞かせください。

さらに、高等学校における必修科目の未履修問題については、私立高等学校のうち約二〇％、中学校における必修教科等を開設していないことなどの問題については、私立中学校のうち約一〇％起こっております。

このことから、私立学校においても児童生徒の教育を受ける権利保護のための措置が必要との意見もあります。その中で、今回設けた改正案では、知事が必要と認めた場合に教育委員会の助言、援助を求めることができる、こういう定めにとどまります。この助言、援助に果たして実効性

があるのかどうか、甚だ疑問であります。

当初、伊吹大臣は、私立学校についても教育委員会の所管とすることに意欲的であつたとの報道もありましたが、今回、私立学校に関する事項がこの程度となつた経緯についても含めて、本規定の効果について、またその意味について文部科学大臣の御所見をお伺いいたします。

第三に、教育職員免許法及び教育公務員特例法の改正案についてお伺いいたします。

よき先生こそが教育再生のかぎを握つています。学校教育が抱える課題はますます複雑、多様化し、学校や教育に対する期待は一層高まっております。国民の期待にこたえ、信頼される学校づくりを進めていくためには、教員に質の高い人材を確保することが極めて重要です。

特に、高度情報化とグローバル化の進展、科学技術の進歩等の教育を取り巻くさまざまな環境の目まぐるしい変化、いじめや子供の自殺、子供たちのモラルや学ぶ意欲の低下、教育現場においても新たな問題が次々と発生するなど、教員をめぐる状況は時々刻々と変化しています。

こうした中、政府は教員免許更新制を導入しようとしていますが、この教員免許更新制を導入する必要性及び意義とは何なのでしょうか。文部科学大臣のお考えをお聞かせください。

また、昨今、いわゆる教員の指導力不足についての報道が後を絶ちません。子供たちに教えるに当たつて必要となる基本的な知識すら身につけていない教員が教壇に立ち続けることはあつてはならないことです。こうした教員に教えられる子供は、幾ら教育内容が充実したとしても、しっかりとした学力を身につけることができず、不幸とし

か言いようがありません。こうした指導力不足の教員を教壇に立たせなくすることにより、学校教育への信頼回復を図る必要があると考えますが、文部科学大臣のお考えはいかがでしょう。

最後に、教育における格差についてお伺いします。

現代の日本は、総中流と言われた時代が終わり、格差の拡大が進み、格差社会になつてっていると指摘されております。

教育の分野においても、この格差の問題は指摘されております。すなわち、親の所得、学歴や居住する地域の違いによつて子供が受ける教育の質が異なり、その結果、格差が再生産され、固定化されていると指摘されております。

私は、このような教育格差は是正されねばならないと考えます。子供の教育環境というものは、親の所得、学歴、生まれた場所によつて大きな差があつてはならないと思います。やはりここは、国として、保護者の経済力や学歴、生まれた地域の違いを教育の格差につなげないための取り組みを実施することが必要と考えますが、この点について、文部科学大臣に御見解をお伺いします。

また、格差の問題の背景には、二一ト、フリーターの問題があると考えます。仕事もせず、教育も訓練も受けていない二一トと呼ばれる若者の数が約六十四万人と高どまりし、定職につかないフリーターと呼ばれる若者の数も、減少傾向にはあるものの、いまだ百八十七万人に達してあります。少子高齢化が急速に進展する中、国家、社会の担い手として強く期待される若年層においてこのような状態が生じていることは、我が国が今後

持続的に成長、発展をしていく上で極めて憂慮すべき深刻な問題であります。

二ト、フリーター問題の背景には、正社員の雇用を抑えていった企業サイドの問題がより根本的な問題としてあらうかと思いますが、若者の勤労、職業に関する意識が揺らいでいることもまた大きな要因であらうかと考えます。政府においても、二ト、フリーター対策としてさまざまな施策を講じられてきていることは承知しておりますが、教育の分野においても、若者の勤労観、職業観をしっかりと育成し、次代の国家、社会を担う自立した人材の育成を図ることが重要だと考えます。

そこで、教育を通じ、若者の勤労観、職業観を育成するための取り組みについて、文部科学大臣の御見解をお伺いします。

以上、何点か指摘させていただき、私の質問を終わります。

ありがとうございます。(拍手)

〔内閣総理大臣安倍晋三君登壇〕

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 糸川議員にお答えをいたします。

教育三法案と目指す教育改革につき、お尋ねがありました。

教育再生は内閣の最重要課題であり、改正教育基本法を踏まえ、社会総がかりで教育改革を一層推進し、教育新時代を開いてまいります。

この教育改革を実効あるものとするため、学校教育法等を改正し、義務教育の目標を定めて教育内容の充実を図るとともに、副校長などの新たな職を置き、学校の組織の充実を図ります。

また、地方教育行政の組織及び運営に関する法

律を改正し、教育における責任の所在を明確にするともに、法令違反の場合や不適切な教育に対して国がしっかりと責任を持って対応できるようにします。

さらに、教育職員免許法及び教育公務員特例法を改正し、質の高い、すぐれた教員を確保するため教員免許更新制を導入するとともに、指導が不適切な教員への厳格な対処を行えるようにします。

これらの改正を通じて、すべての子供たちに高い学力と規範意識を身につける機会を保障し、教育現場を一新し、教育再生に努めてまいります。

学校現場における改正教育基本法の理念の実現についてお尋ねがありました。

教育基本法の新しい教育理念を学校現場において実現するため、まず、学校教育法を改正し、義務教育の目標として、規範意識、公共の精神、伝統と文化の尊重や、郷土や国を愛する態度を養うことなどを法律上明確にします。さらに、学習指導要領の改訂などを通じて、このような内容の具体化を図り、公教育の再生に取り組んでまいります。

教育委員会の現状等についてお尋ねがありました。

教育委員会は、地方における教育行政の中心的な担い手であり、高い使命感を持って責任を果たすことが必要です。他方、御指摘のように、一部の教育委員会については、期待されている機能を十分に果たしていると言えないのは事実であります。

このため、今回、地方教育行政の組織及び運営に関する法律を改正して、教育委員会の責任体制

の明確化や体制の充実等について所要の措置を講じ、国民の皆様から信頼される教育行政の体制を構築すべく、断固として取り組んでまいります。義務教育における国の責任についてお尋ねがありました。

国は、教育の機会均等や全国的な教育水準の維持向上のための役割と責任を担っており、地方は、地域の実情に応じて実際に教育を実施する役割と責任を担っています。国と地方は、適切に役割を分担し、協力して義務教育を実施することが重要であります。

一方で、昨今のいじめや未履修問題に見られるように、本来子供たちに規範意識を身につけさせるべき教育委員会の規範を逸脱した行為などが問題とされたところであります。このため、今回の改正により、教育委員会の法令違反や事務の怠りにより、生徒等の生命身体保護のため緊急の必要がある場合や、教育を受ける権利が侵害されている場合は、文部科学大臣が教育委員会に指示や是正の要求を行い、是正、改善を図ることとしたします。

残余の質問につきましては、関係大臣から答弁させます。(拍手)

〔国務大臣伊吹文明君登壇〕

○国務大臣(伊吹文明君) 糸川議員にお答えをいたします。

改正教育基本法では、学校において体系的な教育が組織的に行われねばならないということを、御承知のように六条の二項に定めております。したがって、昨今のいじめや子供の自殺問題、あるいは社会や家庭の変化に伴う子供の安全にかかわる問題など、さまざまな課題に適切に対応し、特

色ある教育活動を展開するためには、学校は校長を中心に組織的、機動的に取り組む必要があつて、職員会議が中心にやるべき職場ではありません。

こういうことを前提に、中央教育審議会から本年三月十日に示された答申では、副校長、主幹教諭及び指導教諭の設置が提案されております。今回お願いをいたしております学校教育法の改正案は、これら答申を受けて、学校教育法において、副校長、主幹教諭、指導教諭の職を置くこととして、組織体として学校運営に当たる指導体制を確立したいと考えております。

私立学校の未履修問題について、私が当初、私立学校の教育委員会への所管がえについて意欲的であつたという報道というお話がありました。報道は常に正しいとは限りません。私が申し上げておりましたことは、建学の精神を持つております私立学校であつても、国民の血税である私学助成を受けておられ、公教育の一端を担つておられる限りは、法律をきちんと守つていただく体制をつくらねばならないということを再三私は申し上げていたわけであります。

したがって、今回、必要があれば知事は教育委員会に対して指導助言の要請を行うことができるということを書いておるわけですから、地方議会が本来なすべき役割をなさずに地方自治のあり方が問われているような場合には、教育委員会に指導助言を求めることができるわけですから、そのことを書いてあるわけで、同時に、この法律をつくるときに総理から御指示があつたのは、私と総務大臣が協力をして、地方自治の本旨を大切にしながら、知事部局において必ず法律が守れるよう

な体制をつくる、具体的に言うとは指導主事その他を置くことを促すようにという御指示もいただいております。

次に、免許の更新制であります、国立、公立、私立を問わず学校に在職する教員は、その時々で必要な知識、技能を確実に身につけてもらわなければならないことは、公教育の充実を図る観点から、これは当たり前のことであります。免許制の導入によって、すべての教員が十年に一度、定期的に知識、技能のリフレッシュを行い、自信と誇りを持って教壇に立つていただき、社会の尊敬と信頼を得る存在になることをこの法律は目指しております。

指導力不足の教員の件については、今回の教育公務員特例法の改正において、子供たちが不適切な指導を受けることがないように任命権者が配慮をするという規定をいたしております。現在、任命権者である都道府県あるいは政令指定都市の教育委員会において、指導が不適切な教員に対する人事管理システムを運用しているところであり、ありますけれども、今回の改正案は、その改善を図るための法律上の手続を規定するものであります。

次に、保護者の経済力や学力、生まれた地域によって教育格差が生じてはいけないという御指摘です。

教育格差というものは、何を教育格差というのかについてはいろいろな定義があると思いますが、先生がおっしゃっていることは、それは当然のことだと思えます。ただ、OECD等の調査では、我が国は諸外国に比べて親の経済力や学歴、生まれた地域によって格差が比較的小さな国だと言わ

れていることもまた御留意をいただきたいと思えます。

今後とも、義務教育において先生がおっしゃったようなことが起こらないように、我々は教員の資質を高め、教育内容を充実し、必要な就学奨励策を講じていくことが大切だと思えます。

最後に、教育を通じて勤労観、職業観を育成するようにというお話でございます。

フリーターやニートの問題は、将来の目的がはっきり見出せず、今自分が何をしたいかわからないという若者がふえているということも原因の一つだと思えますので、学校教育において適切な勤労観、職業観を育成し、明確な目的意識を持つて人生を歩み、就職してもらうような心構え、心意気を持つてもらえるように、しっかりと教育を施していきたいと思えます。

改正教育基本法におきましても、教育の目標の一つとして、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うということは、先生も御一緒に審議をしたから御承知のとおりであります。

今後とも、関係府省や産業界と一層の連携をとりまして、若者の自立支援に積極的に取り組んでまいりたいと思えます。(拍手)

○副議長(横路孝弘君) これにて質疑は終了いたしました。

○副議長(横路孝弘君) 本日は、これにて散会いたします。

午後四時四十四分散会

出席閣僚大臣

内閣総理大臣	安倍 晋三君
総務大臣	菅 義偉君
外務大臣	麻生 太郎君
文部科学大臣	伊吹 文明君
厚生労働大臣	柳澤 伯夫君
環境大臣	若林 正俊君
国務大臣	塩崎 恭久君
出席内閣官房副長官及び副大臣	
内閣官房副長官	下村 博文君
文部科学副大臣	池坊 保子君

○議長の報告

(通知書受領)

一、去る十三日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。
独立行政法人日本原子力研究開発機構法の一部を改正する法律
戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律

(報告書受領)

一、去る十三日、内閣から次の報告書を受領した。
国際労働機関憲章第十九条の規定に基づく二十年の国際労働機関第九十五回総会において採択された勧告に関する報告書
(常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る十三日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

総務委員

辞任

橋本 岳君

補欠

とかしきなおみ君

法務委員

辞任

石関 貴史君

補欠

三日月大造君

外務委員

辞任

嘉数 知賢君

補欠

中野 正志君

文部科学委員

辞任

秋葉 賢也君

補欠

安井潤一郎君

渡部 篤君

馬渡 龍治君

江田 康幸君

石井 啓一君

吉井 英勝君

笠井 亮君

とかしきなおみ君

橋本 岳君

馬渡 龍治君

渡部 篤君

石井 啓一君

江田 康幸君

笠井 亮君

吉井 英勝君

石関 貴史君

三日月大造君

河村たかし君

高井 美穂君

高井 美穂君

河村たかし君

三日月大造君

石関 貴史君

山内 康一君

中野 正志君

笹木 竜三君

亀井善太郎君

前原 誠司君

長安 豊君

笠 浩史君

田名部匡代君

笠井 亮君

川内 博史君

亀井善太郎君

吉井 英勝君

田名部匡代君

浮島 敏男君

浮島 敏男君

津村 啓介君

川内 博史君

笠 浩史君

中野 正志君

嘉数 知賢君

西本 勝子君

山内 康一君

津村 啓介君

前原 誠司君

長安 豊君

笹木 竜三君

吉井 英勝君

笠井 亮君

吉井 英勝君

笠井 亮君

文部科学委員

文部科学委員

秋葉 賢也君

安井潤一郎君

馬渡 龍治君 伊藤 忠彦君
松本 剛明君 三谷 光男君
伊藤 忠彦君 馬渡 龍治君
安井潤一郎君 秋葉 賢也君
三谷 光男君 松本 剛明君

厚生労働委員 補欠

井上 信治君 蘭浦健太郎君
吉野 正芳君 上川 陽子君
柚木 道義君 西村智奈美君
高橋千鶴子君 石井 郁子君
上川 陽子君 宮下 一郎君
西村智奈美君 北神 圭朗君
北神 圭朗君 馬淵 澄夫君
蘭浦健太郎君 井上 信治君
宮下 一郎君 吉野 正芳君
馬淵 澄夫君 柚木 道義君
石井 郁子君 高橋千鶴子君

国土交通委員

補欠

龜岡 偉民君 片山さつき君
北村 茂男君 土井 亨君
龜井 静香君 糸川 正晃君
片山さつき君 木原 稔君
土井 亨君 稲田 朋美君
稲田 朋美君 北村 茂男君
木原 稔君 龜岡 偉民君
糸川 正晃君 龜井 静香君

環境委員

坂井 学君 岡部 英明君
竹下 亘君 増原 義剛君
石川 知裕君 高山 智司君

安全保障委員

補欠

議院運営委員

補欠

あかま二郎君 飯島 夕雁君
龜岡 偉民君 松本 文明君
清水鴻一郎君 安井潤一郎君
萩生田光一君 西村 康稔君
飯島 夕雁君 あかま二郎君
西村 康稔君 萩生田光一君
松本 文明君 龜岡 偉民君
安井潤一郎君 清水鴻一郎君

一、昨十六日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

総務委員

補欠

国家基本政策委員

補欠

海部 俊樹君 井脇ノブ子君
古賀 誠君 岸田 文雄君
中川 昭一君 小野 次郎君
中川 秀直君 馳 浩君
二階 俊博君 金子善次郎君
丹羽 雄哉君 葉梨 康弘君

(特別委員辞任及び補欠選任)

一、去る十三日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

辞任

補欠

坂井 学君 飯島 夕雁君
村田 吉隆君 松浪 健太君
高橋千鶴子君 佐々木憲昭君
日森 文尋君 菅野 哲雄君
飯島 夕雁君 坂井 学君
松浪 健太君 村田 吉隆君
佐々木憲昭君 高橋千鶴子君
菅野 哲雄君 日森 文尋君

(議案提出)

一、去る十三日、議員から提出した修正案は次のとおりである。

日本国憲法の改正及び国政における重要な問題に係る案件の発議手続及び国民投票に関する法律案に対する修正案(枝野幸男君外二名提出)
一、去る十三日、内閣から提出した議案は次のとおりである。

被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律案

(議案受領)

一、去る十三日、参議院から受領した同院提出案は次のとおりである。

国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律案

一、去る十三日、参議院から受領した内閣提出案は次のとおりである。

測量法の一部を改正する法律案

(議案付託)

一、去る十三日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律案(参議院提出、参法第一号)

(議案送付)

一、去る十三日、参議院に送付した本院提出案は次のとおりである。

日本国憲法の改正手続に関する法律案

一、去る十三日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法案

(議案通知書受領)

一、去る十三日、参議院から、本院の送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

独立行政法人日本原子力研究開発機構法の一部を改正する法律案

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案

(調査要求承認)

一、国家基本政策委員長から提出した次の国政調査承認要求に対し、議長は昨十六日これを承認した。

国政調査承認要求書

一、調査する事項

国家の基本政策に関する事項

二、調査の目的

国家の基本政策の適正を期するとともに、我が国の将来の指針を確立するため

三、調査の方法

内閣総理大臣と野党党首との討議等

四、調査の期間

本会期中

右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求め。

平成十九年四月十六日

国家基本政策委員長 衛藤征士郎

衆議院議長 河野 洋平殿

(質問書提出)

一、去る十三日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

歪曲された歴史的事実の是正に関する質問主意書(西村眞悟君提出)

第一六六国会に政府が提出した労働契約法案に関する質問主意書(細川律夫君提出)

外務省による勸奨退職に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)

特命全權大使の免官に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)

一、昨十六日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

暗号機能をもつ集積回路又は組立品を組み込んだ製品

の輸出規制に関する再質問主意書(田村謙治君提出)

在ロシア連邦日本国大使館移転に伴う旧事務所の取り扱いに関する再質問主意書(鈴木宗男君提出)

ロシア連邦駐劄特命全權大使と在モスクワ日本人記者の関係に関する質問主意書(鈴木宗男君提出)

(答弁書受領)

一、去る十三日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員鈴木宗男君提出政府が歯舞群島、色丹島、国後島、択捉島以外の領土の返還をロシアに要求しているか否かに関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省が保有するワインについての物品管理簿に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出元外務審議官が出版した「日露外交秘話」に関する再質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省顧問に対する処遇に関する質問に対する答弁書

衆議院議員村井宗明君提出気候変動対策に関する質問に対する答弁書

平成十九年四月三日提出
質問 第一五五号

政府が歯舞群島、色丹島、国後島、択捉島以外の領土の返還をロシアに要求しているか否かに関する質問主意書

提出者 鈴木 宗男

政府が歯舞群島、色丹島、国後島、択捉島以外の領土の返還をロシアに要求しているか否かに関する質問主意書

一 政府は、歯舞群島、色丹島、国後島、択捉島以外の領土の返還をロシアに要求しているか。

二 「ロシアとの間で幅広い分野での協力を進めるとともに、国民の悲願にこたえ、歯舞、色丹及び国後、択捉等の北方領土の帰属の問題を解決して平和条約を早期に締結する」という表現、すなわち、「歯舞、色丹及び国後、択捉等」という表現で、「等」を含めることが、日本政府の「一貫した方針」であると外務省は認識しているか。

三 北方領土問題に関し、外務省は国会からの照会に対して、政府の政策にもとづき、真実を述べる義務を有するか。

右質問する。

内閣衆質一六六第一五五号
平成十九年四月十三日

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出政府が歯舞群島、色丹島、国後島、択捉島以外の領土の返還をロシアに要求しているか否かに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員鈴木宗男君提出政府が歯舞群島、色丹島、国後島、択捉島以外の領土の返還をロシアに要求しているか否かに関する質問に対する答弁書

一及び二について

北方領土問題に関する政府の方針は、我が国固有の領土である択捉島、国後島、色丹島及び

歯舞群島の帰属の問題を解決して我が国とロシア連邦との間で平和条約を締結するというものである。

三について

外務省として、国会からの照会に対する回答の内容は、真実に沿ったものであるべきであると考えている。

平成十九年四月四日提出
質問 第一五七号

外務省が保有するワインについての物品管理簿に関する質問主意書

提出者 鈴木 宗男

外務省が保有するワインについての物品管理簿に関する質問主意書

一 外務省が保有するワインで、直近に購入した銘柄とその価格を明らかにされたい。

二 外務省が購入したワインについて、物品管理簿が作成されていると承知しているが、そこにはワインの購入価格が記載されているか。

三 外務省が保有するワインについての物品管理簿は電子的に作成されているか。

四 外務省が保有するワインについての物品管理簿の作成は適正になされているか。

内閣衆質一六六第一五七号
平成十九年四月十三日

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省が保有するワインについての物品管理簿に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省が保有するワインについての物品管理簿に関する質問に対する答弁書

一について

外務省において確認できた範囲では、平成十九年三月十四日にアルペールビショウ・ドメーヌパヴィヨン・ブルゴーニュ・シャルドネ二〇〇二を購入し、その価格は千五百八十五円である。

二から四までについて

外務省において、お尋ねの物品に係る物品管理簿については、物品管理法(昭和三十一年法律第百十三号)等の関連法令上必要とされる事項を記載又は記録しており、適正に作成している。同簿は電子的に作成しておらず、また、お尋ねの購入価格は記載又は記録していない。

平成十九年四月五日提出
質問 第一五八号

元外務審議官が出版した「日露外交秘話」に関する再質問主意書

提出者 鈴木 宗男

元外務審議官が出版した「日露外交秘話」に関する再質問主意書

〔前回答弁書〕(内閣衆質一六六第一二八号)を踏まえ、追加質問する。

一 外務審議官を務めた丹波實氏が二〇〇四年に中央公論新社より「日露外交秘話」という書籍(以下、「本書」という。)を出版したことについて、(平成十五年当時、丹波元ロシア連邦駐節

特命全權大使から外務省に対し、同大使のロシア在勤中の事項等を中心とする著作を出版するに当たって相談があった。これに対し、当時はロシア連邦に関する外交政策等を所掌する欧州局ロシア課長であつた御指摘の課長が、在職中の事項に関する著作を出版するに当たって留意すべき点について説明を行ったと承知している。」という答弁がなされ、上月豊久氏が「本書」の出版に深く関与したことが明らかになったが、上月豊久氏は公務として丹波實氏に対して「著作を出版するに当たって留意すべき点について説明」したのか。

二 上月豊久氏が丹波實氏に対して説明を行った日時と場所、更に内容について明らかにされた。

三 二の説明に対して記録が作成されたか。

四 「本書」は「日露外交秘話」と題されているが、外交秘密に属する内容があるか。

五 天下りの定義如何。

六 丹波實氏が外務省を退職した後、再就職したが、この再就職は外務省のあつせんによるものか。

右質問する。

内閣衆質一六六第一五八号
平成十九年四月十三日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出元外務審議官が出版した「日露外交秘話」に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出元外務審議官が出版した「日露外交秘話」に関する再質問に対する答弁書

一から三までについて

御指摘の課長は、国家公務員法(昭和二十二年法律第百二十号)第百条第一項に「職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後といえども同様とする。」と規定されていること等について、公務として説明を行った。説明に関する記録は作成されておらず、その日時及び場所についてお答えすることは困難である。

四について

外務省として、御指摘の元外務審議官は国家公務員法第百条第一項の規定の趣旨も踏まえて御指摘の著作を出版したものと理解している。

五について

御指摘の「天下り」とは、一般的には各府省で退職後の幹部職員を企業、団体等に再就職させることをいうものと考えている。

六について

外務省において保管されている文書からは、御指摘の再就職があつせんによるものであることは確認されなかった。

平成十九年四月五日提出
質問 第一五九号

外務省顧問に対する処遇に関する質問主意書

提出者 鈴木 宗男

外務省顧問に対する処遇に関する質問主意書

一 二〇〇七年四月五日時点での外務省顧問の氏

名を明らかにされたい。

二 外務省顧問は外務省内に執務室を有しているか。

三 外務省顧問の内、外務省内に個室の執務室を有している者がいるか。

四 竹内行夫外務省顧問は外務省内に個室の執務室を有しているか。有しているとするならば、その法令上の根拠を明らかにされたい。その執務室には秘書業務に従事する職員が配置されているか。

五 竹内行夫氏が外務省顧問として行動した直近の事例五件を明らかにされたい。

六 現在、外務省から退任を勧奨されているにもかかわらず、外務省顧問職に居座っている者がいるか。いるならば、その氏名を明らかにされたい。

七 竹内行夫氏が外務省顧問に就任した後、外務省が支払った報酬の総額を明らかにされたい。

八 竹内行夫氏が外務省顧問に就任した後行われた公務出張の件数と、旅費、宿泊費、日当の総計を明らかにされたい。

九 竹内行夫外務省顧問が国益増進にどのような役割を果たしているかについて、外務省の認識を明らかにされたい。

右質問する。

内閣衆質一六六第一五九号
平成十九年四月十三日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省顧問に対する処遇に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省顧問に対する処遇に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの外務省顧問は、北城格太郎氏、竹内行夫氏、林貞行氏、御手洗富士夫氏、柳井俊二氏及び山口信夫氏である。

二について

平成十九年四月九日現在、外務省顧問の一部について、外務省内に執務室が置かれている。

三及び四について

外務省顧問は、外務省組織規則（平成十三年外務省令第一号）第五十七条第二項の規定に基づき、外務省の所掌事務のうち重要な施策に参画することとされており、平成十九年四月九日現在、御指摘の顧問について個室の執務室が置かれている。当該執務室には、御指摘の職員は、配置されていない。

五について

御指摘の顧問は、外務省の所掌事務のうち重要な施策に随時参画しており、お尋ねについて一概にお答えすることは困難である。

六について

平成十九年四月九日現在、お尋ねのような者はいない。

七について

お尋ねについては、個人に関する情報であることから、外務省として明らかにすることは差し控えたい。

八について

御指摘の顧問は、顧問就任以来平成十九年四月九日まで、お尋ねの出張は行っていない。

九について

外務省として、御指摘の顧問は、我が国の利益の増進という観点から、外務省の所掌事務のうち重要な施策に参画していると認識している。

平成十九年四月五日提出
質問 第一六〇号

気候変動対策に関する質問主意書

提出者 村井 宗明

気候変動対策に関する質問主意書

京都議定書の約束期間の開始される二〇〇八年が目前に迫っているが、CO₂排出量が二〇〇五年に一九九〇年比八・一％増加となっている状況を見ると、政府が本気で京都議定書を達成しようとしているとは思えない。企業や個人の自主的取組による効果も見られるが、自主的取組のみではこれ以上の温室効果ガス削減には限度があり、京都議定書の目標達成は不確実かつ難しい。よって、京都議定書目標の確実な達成のためには、平成十九年度中に効果的な国内対策の制度導入が必要と考えられる。

IPCC（気候変動に関する政府間パネル）第四次報告書にて、気候変動の原因が人為的起源の温室効果ガスであるとはほぼ断定された報告がなされ、米国の気候変動対策に対し積極的になったことで、世界はまさに低炭素社会への移行を本格的に模索し始めた。この機会に、京都議定書を確実に達成できる制度を導入し、積極的な姿勢を見せたいかないとポスト京都への発言力は失われると思われる。わが国が京都の名前を冠した議定書の目標を達成できなければ、わが国の国際的な発言

力が完全に失われるほか、世界の低炭素経済への移行に遅れを取り、結果としてわが国の経済が競争力を失うことになる。

地球温暖化は、気候変動による我々人類への脅威はもとより、わが国にとって、財政、外交、経済の観点からも、現在最も大きな問題であると認識している。このような問題意識から、以下、質問をする。

一 京都議定書目標達成計画において、京都メカニズムによる削減は、九〇年排出量に対して一・六％とされている。京都議定書目標達成計画では、二〇一〇年度のCO₂排出量が九〇年比六％増であることを前提とした計画であるが、実際には、二〇〇五年年度のCO₂排出量は、九〇年比八・一％増となった。仮に、二〇〇五年年度までの想定外の増加分二・一％をすべて京都メカニズムでまかなうとした場合、三・七％分の排出権を京都メカニズムにより取得することが必要となる。三・七％分を排出権取引により取得するとした場合、二〇〇八年から二〇一二年までの五年間で費用が総額いくらか必要になるか示されたい。（CO₂の取引価格など、計算の前提として、仮定しなければならぬ数値があれば、適宜仮定をおき、その仮定を明らかにした上で示されたい。）

二 問一においては、京都議定書目標達成計画の計画どおりに削減されることを前提としたが、仮に今後ほとんど削減できずに、二〇〇五年時点における九〇年比一四・一％増加分のうち、森林吸収の三・八％を除く、一〇・三％のすべてを京都メカニズムにより取得するとした場合、問一と同様にいくらか必要になるか示されたい。

三

問一や問二のような財政負担が、十分にありえる状況であるが、このような財政負担のリスクについて政府はどのように考えているのか認識を示されたい。仮に、京都議定書の目標達成のために、現在政府が予定している量よりも多くの排出権を購入しなければならなくなった場合、そのための財源を措置する準備はできているのか政府の見解を示されたい。

四 京都議定書目標達成計画において産業部門の二〇一〇年の排出量は、九〇年比でマイナス八・六％とあるが、産業界の自主行動計画の目標はプラス・マイナス〇％以下に抑制することになっている。なぜこのようなギャップがあるのか、このギャップの削減量不足分はどこで削減される計画なのか示されたい。

五 わが国が京都の名前を冠した議定書の順守ができない場合、わが国の外交的な発言力にもマイナスの影響があると考え、これについての政府の認識を示されたい。また、米国の離脱している上に、仮にわが国が京都議定書の目標を達成できない場合、今後の協調した国際的取組が破綻する可能性もあると考えているか、これについての政府の認識を示されたい。

六 EUでは、EU-ETS（排出量取引制度）で排出量取引市場が整備され、取引が盛んに始まっており、アメリカでも一部の地域で排出量取引市場が整備された。わが国で排出量取引市場を整備されず、世界の炭素取引市場から遅れをとった場合、わが国の経済の流れに遅れをとり、わが国の経済にマイナスの影響が考えられるが、政府の認識を示されたい。

七 将来的には、現在の世界のCO₂排出量を五〇％以上削減する必要があると言われている。わが国においては、将来、いつ頃にどの程度削減する計画になっているのか、不明確になっており、積極的に取り組んでいる企業においても、将来見込みが立たず不安の中で対策が実施されている。逆に言えば、企業としては、将来的に削減しなければならないことは、すでに明らかであり、その削減プロセスを早期に示されないことが、企業が対策に二の足を踏む原因になっているという意見がある。わが国において、中長期的な削減目標が立たないことが企業の積極的な対策を阻害しているという意見について、政府の認識を示されたい。

八 EUでは、二〇二〇年にマイナス二〇％という大きな目標が決定された。問七にも述べたとおり、早期に中長期的な削減量を掲げることが必要とされているが、その必要性に対する政府の見解を示されたい。

九 今年のドイツG8では、各国が低炭素社会に向けた姿勢や取組の計画をアピールしてくる可能性があると考えられる。そこで、ドイツG8において日本が世界に示す姿勢や取組の計画について、現状検討されている段階での政府の見解を示されたい。

十 企業の自主的取組と、普及啓発によるライフスタイルの推進は重要な取組ではあるが、実績としてCO₂排出量が増加している。これは、積極的に取り組んでも何も得しない骨折りの損の状況にあるからで、誰もが低炭素なエネルギーや製品を選択するためには、経済的インセンティブが有効であると考えられる。経済的イン

センティブに係る施策の導入については、環境省が提案しているが他省の反対に遭うなど、導入が実現できていない。これについて内閣総理大臣のリーダーシップが必要と考える。経済的インセンティブに係る政策導入について内閣総理大臣の見解を示されたい。

内閣衆質一六六第一六〇号
平成十九年四月十三日

内閣総理大臣 安倍 晋三
衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員村井宗明君提出気候変動対策に関する質問に対し、別紙答弁書を添付する。

〔別紙〕

衆議院議員村井宗明君提出気候変動対策に関する質問に対する答弁書

一から三までについて

京都議定書目標達成計画(平成十七年四月二十八日閣議決定)においては、気候変動に関する国際連合枠組条約の京都議定書(以下「京都議定書」という。)の目標を達成するため、国内温室効果ガスの排出削減対策及び国内吸収源対策を基本として、国民各界各層が最大限努力し、それでもなお京都議定書の目標の達成に不足する差分として見込まれる基準年総排出量比一・六パーセント分について、温室効果ガス排出削減量等に係る国際的な取引の仕組みである京都メカニズムを活用したクレジットの取得により対応することとしており、現時点において、これ以上のクレジットを取得することは想定していない。

また、京都メカニズムを活用したクレジットについては、その需給動向等により将来にわたる価格が変動することから、今後のクレジットの取得に要する費用を具体的に明示することは困難である。

六について
我が国においては、平成十八年度から、効率的な二酸化炭素の排出量の削減、二酸化炭素の排出枠の取引等に係る知見や経験の蓄積を図るため、自ら削減目標を定めた企業に対して当該削減目標に相当する二酸化炭素の排出枠を割り当てるとともに、経済的なインセンティブを与え、当該企業が自らの削減努力や排出枠の取引の活用により削減目標を達成することを促す自主参加型の国内排出量取引を実施している。

また、京都議定書目標達成計画における産業部門の目安としての目標は、農林水産業並びに製造業、鉱業及び建設業に属する業種のうち経団連の環境自主行動計画に参加していないものも対象としていないことなどから、これらの目標を単純に比較することは適当でない。

また、京都議定書目標達成計画における産業部門の目安としての目標は、産業部門の各業種について、経団連の環境自主行動計画に基づく対策に加えて、それ以外の対策を進めること等により、基準年に比べ八・六パーセントの削減を見込んでいくものである。

五について

我が国が締結している京都議定書は、これを誠実に遵守する必要がある。また、我が国としては、二十三年以降の地球温暖化対策の国際的な枠組みについて、米国、中国及びインドを含む主要な温室効果ガスの排出国が参加する実効性のある枠組みの構築に向けて主導的な役割を果たしていく考えであり、そのためにも、我

七について
産業界においては、現時点では、製造業等の多くの企業が自主行動計画に基づく対策等に積極的に取り組んでいるものの、革新的な温暖化対策技術の開発や実用化には長時間を要することから、京都議定書のような短期的な目標の下では持続的な温室効果ガスの排出削減効果を得ることが難しく、また、温暖化対策に取り組む上で投資サイクルと削減目標の達成に係る期間との整合性の確保が懸念されるといった意見が

あると承知している。我が国としては、「気候系に対して危険な人為的干渉を及ぼすこととならない水準において大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させる」という気候変動に関する国際連合枠組条約(以下「条約」という。)の究極的な目的を実現すべく、従来から、条約の締約国会議等の場において、温室効果ガスの排出量と吸収量を同等のレベルとして地球上の炭素循環を均衡させるための長期目標とそれを達成する道筋に関する合意に向けた議論を行っていく必要があると主張してきたところである。

八について
条約の究極的な目的を達成するための我が国における中長期的な目標の策定については、今後検討してまいりたい。

九について
地球温暖化の問題は、ドイツで本年に開催される主要国首脳会議(G8サミット)においても取り上げられることとされており、我が国としては、G8サミットの場を含め、主要な温室効果ガスの排出国が参加する実効性のある国際的な枠組み作りに向けた主導的な役割を果たしていく考えである。

十について
経済的なインセンティブを用いたいわゆる経済的手法は、市場メカニズムを前提とし、経済的インセンティブの付与を介して各主体の経済合理性に沿った排出抑制等の行動を誘導するものであり、地球温暖化対策の経済的支援策としての有効性も期待されているところである。その活用に際しては、あらゆる政策手法を総動員してそれらの特徴をいかしながらこれを有機的

に組み合わせるといいうわゆるポリシームックスの考え方に沿って効果の最大化を図りつつ、国民負担や行財政コストを極力小さくすることが重要であると考えている。とりわけ、財政的支援に当たっては、費用対効果にも配慮し、予算の効率的な活用等に努めてまいりたい。

放射線を発散させて人の生命等に危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律案

右国会に提出する。

平成十九年三月二日

内閣総理大臣 安倍 晋三

放射線を発散させて人の生命等に危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律
(目的)

第一条 この法律は、核燃料物質の原子核分裂の連鎖反応を引き起こし、又は放射線を発散させて、人の生命、身体又は財産に危険を生じさせる行為等を処罰することにより、核によるテロリズムの行為の防止に関する国際条約その他これらの行為の処罰に関する国際約束の適確な実施を確保するとともに、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和三十三年法律第六十六号)及び放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律(昭和三十三年法律第六十七号)と相まって、放射性物質等による人の生命、身体及び財産の被害の防止並びに公共の安全の確保を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「核燃料物質」とは、原子力基本法(昭和三十年法律第八十六号)第三条第二号に規定する核燃料物質をいう。

2 この法律において「放射線」とは、原子力基本法第三条第五号に規定する放射線をいう。

3 この法律において「放射性物質」とは、次に掲げるものをいう。

一 核燃料物質その他の放射線を放出する同位元素及びその化合物並びにこれらの含有物(原子力基本法第三条第三号に規定する核原料物質を除く。)

二 前号に掲げるものによつて汚染された物

4 この法律において「原子核分裂等装置」とは、次に掲げるものをいう。

一 放射性物質を装備している装置であつて、次に掲げるもの
イ 核燃料物質の原子核分裂の連鎖反応を起こさせる装置
ロ 放射性物質の放射線を発散させる装置
ハ 荷電粒子を加速することにより放射線を発生させる装置

(罰則)

第三条 放射性物質をみだりに取り扱うこと若しくは原子核分裂等装置をみだりに操作することにより、又はその他不当な方法で、核燃料物質の原子核分裂の連鎖反応を引き起こし、又は放射線を発散させて、人の生命、身体又は財産に危険を生じさせた者は、無期又は二年以上の懲役に処する。

2 前項の罪の未遂は、罰する。

3 第一項の罪を犯す目的で、その予備をした者は、五年以下の懲役に処する。ただし、同項の罪の実行の着手前に自首した者は、その刑を減輕し、又は免除する。

は、五年以下の懲役に処する。ただし、同項の罪の実行の着手前に自首した者は、その刑を減輕し、又は免除する。

第四条 前条第一項の犯罪の用に供する目的で、原子核分裂等装置を製造した者は、一年以上の有期懲役に処する。

2 前項の罪の未遂は、罰する。

第五条 第三条第一項の犯罪の用に供する目的で、原子核分裂等装置を所持した者は、十年以下の懲役に処する。

2 第三条第一項の犯罪の用に供する目的で、放射性物質を所持した者は、七年以下の懲役に処する。

3 前二項の罪の未遂は、罰する。

第六条 放射性物質又は原子核分裂等装置を用いて人の生命、身体又は財産に害を加えることを告知して、脅迫した者は、五年以下の懲役に処する。

第七条 特定核燃料物質(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第二条第五項に規定する特定核燃料物質をいう。)を窃取し、又は強取することを告知して脅迫し、義務のない行為をすること又は権利を行わないことを要求した者は、五年以下の懲役に処する。

第八条 第三条から前条までの罪は、刑法(明治四十年法律第四十五号)第四条の二の例に従う。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、核によるテロリズムの行為の防止に関する国際条約が日本国について効力を生ずる日から施行する。ただし、附則第七条

の規定は、公布の日から施行する。

(組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の適用に関する経過措置)

第二条 この法律の施行の日が犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律(平成十九年法律第 号)の施行の日前である場合には、同法の施行の日の前日までの間における組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律(平成十一年法律第百三十六号)の規定の適用については、第三条から第七条までの罪は、同法別表に掲げる罪とみなす。

(条約による国外犯の適用に関する経過措置)

第三条 第八条の規定は、この法律の施行の日以後に日本国について効力を生ずる条約並びに核物質の防護に関する条約及びテロリストによる爆弾使用の防止に関する国際条約により日本国外において犯したときであつても罰すべきものとされる罪に限り適用する。

(罰則の適用に関する経過措置)

第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部改正)

第五条 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を次のように改正する。

目次中「第七十六条の二」を「第七十七条」に改める。

第一条中「規制等」を「規制」に改める。

第七十六条の二及び第七十六条の三を削る。

第八十条の五第一項を削り、同条第二項を同条とする。

(放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部改正)

第六条 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部を次のように改正する。

第五十一条及び第五十一条の二を削り、第七章中第五十二条を第五十一条とする。

第五十三条第六号中「第五十三条の三」を「第五十三条の二」に改め、同条を第五十二条とする。

第五十三条の二を第五十三条とし、第五十三条の三を第五十三条の二とする。

第五十七条中「第五十二条、第五十三条、第五十三条の二第二号又は第五十三条の三」を「第五十一条、第五十二条、第五十三条第二号又は第五十三条の二」に改める。

第六十一条中「第五十三条の三」を「第五十三条の二」に改める。

第六十二条第一項第一号中「第五十三条」を「第五十二条」に、「第五十三条の三」を「第五十三条の二」に改める。

(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律の一部改正)

第七条 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律(平成九年法律第八十号)の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

(放射線を発散させて人の生命等に危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律の一部改正)

4 放射線を発散させて人の生命等に危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律(平成十

九年法律第 号)の一部を次のように改正する。

附則第五条を次のように改める。

(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部改正)

第五条 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を次のように改正する。

第一条中「規制等」を「規制」に改める。

第七十六条の二を削る。

第七十六条の三第二項中「未遂罪」を「罪の未遂」に改め、第八章中同条を第七十六条の二とする。

第七十六条の四を削る。

第八十条の五第一項中「及び第七十六条の四の罪は刑法第四条の二の例に、第七十六条の三」を削り、「同法」を「刑法」に改める。

附則第七条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律の一部改正」を付する。

附則第八条を削り、附則第九条を附則第八条とする。

第八条 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律の一部を次のように改正する。

第一条の改正規定の前に次のように加える。

目次中「第七十七条」を「第七十六条の二」に改める。

第七十六条の三を第七十六条の四とし、第七十六条の二の次に一条を加える改正規定を次の

ように改める。

第八章中第七十七条の前に次の一条を加える。

第七十六条の二 核爆発を生じさせた者は、七年以下の懲役に処する。

2 前項の罪の未遂は、罰する。

第八十条の五第一項の改正規定を次のように改める。

第八十条の五を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

第七十六条の二の罪は、刑法第三条の例に従う。

附則第四項を削る。

(テロリストによる爆弾使用の防止に関する国際条約の締結に伴う関係法律の整備に関する法律の一部改正)

第九条 テロリストによる爆弾使用の防止に関する国際条約の締結に伴う関係法律の整備に関する法律(平成十三年法律第百二十一号)の一部を次のように改正する。

附則第二項第一項中「放射線同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第五十一条の二の規定を削り、同条第二項を削る。

理由

核によるテロリズムの行為の防止に関する国際条約等の適確な実施を確保するため、核燃料物質の原子核分裂の連鎖反応を引き起こし、又は放射線を発散させて、人の生命、身体又は財産に危険を生じさせる行為等についての処罰規定を整備する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

放射線を発散させて人の生命等に危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、核によるテロリズムの行為の防止に関する国際条約等の適確な実施を確保するため、核燃料物質の原子核分裂の連鎖反応を引き起こし、又は放射線を発散させて、人の生命、身体又は財産に危険を生じさせる行為等についての処罰規定を整備する措置を講ずるもので、その主な内容は次のとおりである。

1 放射線の発散等に関する罰則等

(一) 放射性物質をみだりに取り扱うこと若しくは原子核分裂等装置をみだりに操作することにより、又はその他不当な方法で、核燃料物質の原子核分裂の連鎖反応を引き起こし、又は放射線を発散させて、人の生命、身体又は財産に危険を生じさせた者は、無期又は二年以上の懲役に処するものとする。

(二) (一)の罪を犯す目的で、その予備をした者は、五年以下の懲役に処するものとする。

(三) (一)の罪を犯す目的で、その予備をした者が、(一)の罪の実行の着手前に自首した場合に、刑を減免すること。

(四) (一)の犯罪の用に供する目的で、原子核分裂等装置を製造した者は、一年以上の有期懲役に処するものとする。

(五) (一)の犯罪の用に供する目的で、原子核分裂等装置を所持した者は、十年以下の懲役に処するものとする。

(六) (一)の犯罪の用に供する目的で、放射性物質を所持した者は、七年以下の懲役に処するものとする。

るものとする。

(七) 放射性物質又は原子核分裂等装置を用いて人の生命、身体又は財産に害を加えることを告知して、脅迫した者は、五年以下の懲役に処するものとする。

(八) 特定核燃料物質を窃取し、又は強取することを告知して脅迫し、義務のない行為をする者又は権利を行わないことを要求した者は、五年以下の懲役に処するものとする。

(九) (一)から(八)までの罪は、刑法第四条の二の例(条約による国外犯)に従うものとする。

2 施行期日等

(一) この法律は、一部を除き、核によるテロリズムの行為の防止に関する国際条約が日本国について効力を生ずる日から施行すること。

(二) この法律の施行に伴う経過措置等の所要の規定を整備すること。

二 議案の可決理由

本案は、核によるテロリズムの行為の防止に関する国際条約等の適確な実施を確保するため、核燃料物質の原子核分裂の連鎖反応を引き起こし、又は放射線を発散させて、人の生命、身体又は財産に危険を生じさせる行為等についての処罰規定を整備する措置を講ずるものであり、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

平成十九年四月十三日

文部科学委員長 榎屋 敬悟
衆議院議長 河野 洋平殿

統計法案

右
国会に提出する。

平成十九年二月十三日

内閣総理大臣 安倍 晋三

統計法

統計法(昭和二十二年法律第十八号)の全部を改正する。

目次

第一章 総則(第一条—第四条)

第二章 公的統計の作成

第一節 基幹統計(第五条—第八条)

第二節 統計調査

第一款 基幹統計調査(第九条—第十八条)

第二款 一般統計調査(第十九条—第二十条)

第三款 地方公共団体又は独立行政法人等が行う統計調査(第二十四条—第二十五条)

第三節 雑則(第二十六条—第三十一条)

第三章 調査票情報等の利用及び提供(第三十二条—第三十八条)

第四章 調査票情報等の保護(第三十九条—第四十三条)

第五章 統計委員会(第四十四条—第五十一条)

第六章 雑則(第五十二条—第五十六条)

第七章 罰則(第五十七条—第六十二条)

附則

第一章 総則

第一条 この法律は、公的統計が国民にとって合理的な意思決定を行うための基盤となる重要な

情報であることにかんがみ、公的統計の作成及び提供に関し基本となる事項を定めることにより、公的統計の体系的かつ効率的な整備及びその有用性の確保を図り、もって国民経済の健全な発展及び国民生活の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「行政機関」とは、法律の規定に基づき内閣に置かれる機関若しくは内閣の所轄の下に置かれる機関、宮内庁、内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)第四十九条第一項若しくは第二項に規定する機関又は国家行政組織法(昭和二十三年法律第二十号)第三条第二項に規定する機関をいう。

2 この法律において「独立行政法人等」とは、次に掲げる法人をいう。

一 独立行政法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三十三号)第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。次号において同じ。)

二 法律により直接に設立された法人、特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人(独立行政法人を除く。)

三 法律により設立され、かつ、その設立に関し行政庁の認可を要する法人のうち、政令で定めるもの

3 この法律において「公的統計」とは、行政機関、地方公共団体又は独立行政法人等(以下「行政機関等」という。)が作成する統計をいう。

4 この法律において「基幹統計」とは、次の各号のいずれかに該当する統計をいう。

一 第五条第一項に規定する国勢統計

二 第六条第一項に規定する国民経済計算

三 行政機関が作成し、又は作成すべき統計で

あつて、次のいずれかに該当するものとして 総務大臣が指定するもの イ 全国的な政策を企画立案し、又はこれを 実施する上において特に重要な統計 口 民間における意思決定又は研究活動のた めに広く利用されると見込まれる統計 ハ 国際条約又は国際機関が作成する計画に おいて作成が求められている統計その他国 際比較を行う上において特に重要な統計 五 この法律において「統計調査」とは、行政機 関等が統計の作成を目的として個人又は法人そ の他の団体に対し事実の報告を求めることにより 行う調査をいう。ただし、次に掲げるものを除 く。 一 行政機関等がその内部において行うもの 二 この法律及びこれに基づく命令以外の法律 又は政令において、行政機関等に対し、報告 を求めることが規定されているもの 三 政令で定める行政機関等が政令で定める事 務に關して行うもの 六 この法律において「基幹統計調査」とは、基幹 統計の作成を目的とする統計調査をいう。 七 この法律において「一般統計調査」とは、行政 機関が行う統計調査のうち基幹統計調査以外の ものをいう。 八 この法律において「事業所母集団データベ ース」とは、事業所に関する情報の集合物であつ て、それらの情報を電子計算機を用いて検索す ることができるように体系的に構成したもの をいう。 九 この法律において「統計基準」とは、公的統計 の作成に際し、その統一性又は総合性を確保す	るための技術的な基準をいう。 10 この法律において「行政記録情報」とは、行政 機関の職員が職務上作成し、又は取得した情報 であつて、当該行政機関の職員が組織的に利用 するものとして、当該行政機関が保有してい るもののうち、行政文書（行政機関の保有する 情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四 十二号）第二条第二項に規定する行政文書をい う。）に記録されているもの（基幹統計調査及び 一般統計調査に係る調査票情報、事業所母集団 データベースに記録されている情報並びに匿名 データを除く。）をいう。 11 この法律において「調査票情報」とは、統計調 査によつて集められた情報のうち、文書、図画 又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その 他人の知覚によつては認識することができない 方式で作られた記録をいう。）に記録されてい るものをいう。 12 この法律において「匿名データ」とは、一般 の利用に供することを目的として調査票情報の特 定の個人又は法人その他の団体の識別（他の情 報との照合による識別を含む。）ができないよう に加工したものをいう。 （基本理念） 第三条 公的統計は、行政機関等における相互 の協力及び適切な役割分担の下に、体系的に整備 されなければならない。 2 公的統計は、適切かつ合理的な方法により、 かつ、中立性及び信頼性が確保されるように作 成されなければならない。 3 公的統計は、広く国民が容易に入手し、効果 的に利用できるものとして提供されなければなら
らない。 4 公的統計の作成に用いられた個人又は法人そ の他の団体に関する秘密は、保護されなければ ならない。 （基本計画） 第四条 政府は、公的統計の整備に関する施策の 総合的かつ計画的な推進を図るため、公的統計 の整備に関する基本的な計画（以下この条にお いて「基本計画」という。）を定めなければならない。 2 基本計画は、次に掲げる事項について定める ものとする。 一 公的統計の整備に関する施策についての基 本的な方針 二 公的統計を整備するために政府が総合的か つ計画的に講ずべき施策 三 その他公的統計の整備を推進するために必 要な事項 3 基本計画を定めるに当たっては、公的統計に ついて、基幹統計に係る事項とその他の公的統 計に係る事項とを区分して記載しなければならない。 4 総務大臣は、統計委員会の意見を聴いて、基 本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなけれ ばならない。 5 総務大臣は、前項の規定により基本計画の案 を作成しようとするときは、あらかじめ、総務 省令で定めるところにより、国民の意見を反映 させるために必要な措置を講ずるものとする。 6 政府は、統計をめぐる社会経済情勢の変化を 勘案し、及び公的統計の整備に関する施策の効 果に関する評価を踏まえ、おおむね五年ごと	に、基本計画を変更するものとする。この場合 においては、前二項の規定を準用する。 第二章 公的統計の作成 第一節 基幹統計 （国勢統計） 第五条 総務大臣は、本邦に居住している者とし て政令で定める者について、人及び世帯に關 する全数調査を行い、これに基づく統計（以下こ の条において「国勢統計」という。）を作成しな ければならない。 2 総務大臣は、前項に規定する全数調査（以下 「国勢調査」という。）を十年ごとに行い、国勢 統計を作成しなければならない。ただし、当該 国勢調査を行った年から五年目に当たる年には簡 易な方法による国勢調査を行い、国勢統計を作 成するものとする。 3 総務大臣は、前項に定めるもののほか、必要 があると認めるときは、臨時の国勢調査を行 い、国勢統計を作成することができる。 （国民経済計算） 第六条 内閣総理大臣は、国際連合の定める国民 経済計算の体系に関する基準に準拠し、国民経 済計算の作成基準（以下この条において単に「作 成基準」という。）を定め、これに基づき、毎年 少なくとも一回、国民経済計算を作成しなけれ ばならない。 2 内閣総理大臣は、作成基準を定めようとする ときは、あらかじめ、統計委員会の意見を聴か なければならない。これを変更しようとする ときも、同様とする。 3 内閣総理大臣は、作成基準を定めたときは、 これを公示しなければならない。これを変更し たときも、同様とする。

(基幹統計の指定)

第七條 総務大臣は、第二條第四項第三号の規定による指定(以下この条において単に「指定」という。)をしようとするときは、あらかじめ、当該行政機関の長に協議するとともに、統計委員会の意見を聴かなければならない。

2 総務大臣は、指定をしたときは、その旨を公示しなければならない。

3 前二項の規定は、指定の変更又は解除について準用する。

(基幹統計の公表等)

第八條 行政機関の長は、基幹統計を作成したときは、速やかに、当該基幹統計及び基幹統計に關し法令で定める事項を、インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

2 行政機関の長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該基幹統計の公表期日及び公表方法を定め、インターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。

3 行政機関の長は、国民が基幹統計に関する情報を容易に入手することができるよう、当該情報の長期的かつ体系的な保存その他の適切な措置を講ずるものとする。

第二節 統計調査

第一款 基幹統計調査

(基幹統計調査の承認)

第九條 行政機関の長は、基幹統計調査を行うおとすときは、あらかじめ、総務大臣の承認を受けなければならない。

2 前項の承認を受けようとする行政機関の長

は、次に掲げる事項を記載した申請書を総務大臣に提出しなければならない。

一 調査の名称及び目的

二 調査対象の範囲

三 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間

四 報告を求める者

五 報告を求めるために用いる方法

六 報告を求める期間

七 集計事項

八 調査結果の公表の方法及び期日

九 使用する統計基準その他総務省令で定める事項

3 前項の申請書には、調査票その他総務省令で定める書類を添付しなければならない。

4 総務大臣は、第一項の承認の申請があつたときは、統計委員会の意見を聴かなければならない。ただし、統計委員会が軽微な事項と認めるものについては、この限りでない。

(承認の基準)

第十條 総務大臣は、前条第一項の承認の申請に係る基幹統計調査が次に掲げる要件のすべてに適合していると認めるときは、同項の承認をしなければならない。

一 前条第二項第二号から第六号までに掲げる事項が当該基幹統計の作成の目的に照らして必要かつ十分なものであること。

二 統計技術的に合理的かつ妥当なものであること。

三 他の基幹統計調査との間の重複が合理的と認められる範囲を超えていないものであること。

(基幹統計調査の変更又は中止)

第十一條 行政機関の長は、第九條第一項の承認を受けた基幹統計調査を変更し、又は中止しようとするときは、あらかじめ、総務大臣の承認を受けなければならない。

2 第九條第四項の規定は前項に規定する基幹統計調査の変更及び中止の承認について、前条の規定は同項に規定する基幹統計調査の変更の承認について準用する。

(措置要求)

第十二條 総務大臣は、第九條第一項の承認に基づいて行われている基幹統計調査が第十條各号に掲げる要件のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、当該行政機関の長に対し、当該基幹統計調査の変更又は中止を求めることができる。

2 総務大臣は、前項の規定による変更又は中止の求めをしようとするときは、あらかじめ、統計委員会の意見を聴かなければならない。

(報告義務)

第十三條 行政機関の長は、第九條第一項の承認に基づいて基幹統計調査を行う場合には、基幹統計の作成のために必要な事項について、個人又は法人その他の団体に對し報告を求めることができる。

2 前項の規定により報告を求められた者は、これを拒み、又は虚偽の報告をしてはならない。

3 第一項の規定により報告を求められた者が、未成年者(営業に關し成年者と同一の行為能力を有する者を除く。)又は成年被後見人である場合においては、その法定代理人が本人に代わつて報告する義務を負う。

(統計調査員)

第十四條 行政機関の長は、その行う基幹統計調査の実施のため必要があるときは、統計調査員を置くことができる。

(立入検査等)

第十五條 行政機関の長は、その行う基幹統計調査の正確な報告を求めるため必要があると認めるときは、当該基幹統計調査の報告を求められた者に対し、その報告に關し資料の提出を求め、又はその統計調査員その他の職員に、必要な場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする統計調査員その他の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(地方公共団体が処理する事務)

第十六條 基幹統計調査に関する事務の一部は、政令で定めるところにより、地方公共団体の長又は教育委員会が行ふこととすることができる。

(基幹統計調査と誤認させる調査の禁止)

第十七條 何人も、国勢調査その他の基幹統計調査の報告の求めであると人を誤認させるような表示又は説明をすることにより、当該求めに対する報告として、個人又は法人その他の団体の情報を取得してはならない。

(命令への委任)

第十八條 この法律に定めるもののほか、基幹統

計調査の実施に関し必要な事項は、命令で定める。

第二款 一般統計調査

(一般統計調査の承認)

第十九条 行政機関の長は、一般統計調査を行ううとするときは、あらかじめ、総務大臣の承認を受けなければならない。

2 第九条第二項及び第三項の規定は、前項の承認について準用する。

(承認の基準)

第二十条 総務大臣は、前条第一項の承認の申請に係る一般統計調査が次に掲げる要件のすべてに適合していると認めるときは、同項の承認をしなければならない。

一 統計技術的に合理的かつ妥当なものであること。

二 行政機関が行う他の統計調査との間の重複が合理的と認められる範囲を超えていないものであること。

(一般統計調査の変更又は中止)

第二十一条 行政機関の長は、第十九条第一項の承認を受けた一般統計調査を変更しようとするときは、あらかじめ、総務大臣の承認を受けなければならない。

ただし、総務省令で定める軽微な変更をしようとするときは、この限りでない。

2 前条の規定は、前項に規定する一般統計調査の変更の承認について準用する。

3 行政機関の長は、第十九条第一項の承認を受けた一般統計調査を中止しようとするときは、あらかじめ、総務大臣にその旨を通知しなければならない。

(一般統計調査の改善の要求)

第二十二条 総務大臣は、第十九条第一項の承認に基づいて行われている一般統計調査が第二十条各号に掲げる要件のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、当該行政機関の長に対し、報告を求める事項の変更その他当該要件に適合するために必要な措置をとるべきことを求めることができる。

2 総務大臣は、前項の行政機関の長が同項の規定による求めに応じなかつたときは、当該一般統計調査の中止を求めることができる。

(一般統計調査の結果の公表等)

第二十三条 行政機関の長は、一般統計調査の結果を作成したときは、速やかに、当該一般統計調査の結果及び一般統計調査に関し政令で定める事項を、インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。ただし、特別の事情があるときは、その全部又は一部を公表しないことができる。

2 第八条第三項の規定は、一般統計調査の結果に関する情報について準用する。

第三款 地方公共団体又は独立行政法人等が行う統計調査

(地方公共団体が行う統計調査)

第二十四条 地方公共団体(地方公共団体の規模を勘案して政令で定めるものに限る。第三十条、第四十一条第五号及び第六号並びに第五十三条を除き、以下同じ。)の長その他の執行機関は、統計調査を行ううとするときは、あらかじめ、政令で定めるところにより、次に掲げる事項を総務大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

一 調査の名称及び目的

二 調査対象の範囲

三 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間

四 報告を求める者

五 報告を求めるために用いる方法

六 報告を求める期間

2 総務大臣は、前項の規定による届出のあつた統計調査が基幹統計調査の実施に支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、当該地方公共団体の長その他の執行機関に対し、当該届出のあつた統計調査の変更又は中止を求めることができる。

(独立行政法人等が行う統計調査)

第二十五条 独立行政法人等(その業務の内容その他の事情を勘案して大規模な統計調査を行うことが想定されるものとして政令で定めるものに限る。)は、統計調査を行ううとするときは、あらかじめ、政令で定めるところにより、前条第一項各号に掲げる事項を総務大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

第三節 雑則

(基幹統計の作成方法の通知等)

第二十六条 行政機関の長は、統計調査以外の方法により基幹統計を作成する場合には、その作成の方法について、あらかじめ、総務大臣に通知しなければならない。当該作成の方法を変更しようとするとき(政令で定める軽微な変更をしようとするときを除く。)も、同様とする。

基幹統計の作成の方法を改善する必要があると認めるときは、当該行政機関の長に意見を述べることができる。

3 総務大臣は、前項の規定により意見を述べようとするときは、あらかじめ、統計委員会の意見を聴かなければならない。

(事業所母集団データベースの整備)

第二十七条 総務大臣は、行政機関、地方公共団体及び第二十五条の規定による届出を行った独立行政法人等(以下「届出独立行政法人等」という。)による正確かつ効率的な統計の作成及び統計調査における被調査者の負担の軽減に資することを目的として、基幹統計調査又は一般統計調査に係る調査票情報の利用、法人その他の団体に対する照会その他の方法により、事業所母集団データベースを整備するものとする。

2 行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関又は届出独立行政法人等は、次に掲げる目的のため、総務大臣から事業所母集団データベースに記録されている情報の提供を受けることができる。

一 その行う事業所に関する統計調査の対象の抽出

二 事業所に関する統計の作成
(統計基準の設定)

第二十八条 総務大臣は、政令で定めるところにより、統計基準を定めなければならない。

2 総務大臣は、前項の統計基準を定めようとするときは、あらかじめ、統計委員会の意見を聴かなければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

3 総務大臣は、第一項の統計基準を定めたときは、これを公示しなければならない。これを變更し、又は廃止したときも、同様とする。

(協力の要請)

第二十九条 行政機関の長は、他の行政機関が保有する行政記録情報を用いることにより正確かつ効率的な統計の作成又は統計調査における被調査者の負担の軽減に相当程度寄与すると認めるときは、当該行政記録情報を保有する行政機関の長に対し、その提供を求めることができる。この場合において、行政記録情報の提供を求める行政機関の長は、当該行政記録情報を保有する行政機関の長に対し、利用目的その他の政令で定める事項を明示しなければならない。

2 行政機関の長は、前項に定めるもののほか、基幹統計調査を円滑に行うためその他基幹統計を作成するため必要があると認めるときは、他の行政機関の長に対し、調査、報告その他の協力を求めることができる。

第三十条 行政機関の長は、前条に定めるもののほか、基幹統計調査を円滑に行うためその他基幹統計を作成するため必要があると認めるときは、地方公共団体の長その他の関係者に対し、協力を求めることができる。

第三十一条 総務大臣は、基幹統計の作成のため必要があると認めるときは、当該基幹統計を作成する行政機関以外の行政機関の長その他の関係者に対し、当該基幹統計を作成する行政機関の長への必要な資料の提供その他の協力をを行うよう求めることができる。

2 総務大臣は、前項の規定による求めを行おう

とするときは、あらかじめ、統計委員会の意見を聴かなければならない。

第三章 調査票情報等の利用及び提供

(調査票情報の二次利用)

第三十二条 行政機関の長又は届出独立行政法人等は、次に掲げる場合には、その行った統計調査に係る調査票情報を利用することができる。

一 統計の作成又は統計的研究(以下「統計の作成等」という。)を行う場合

二 統計を作成するための調査に係る名簿を作成する場合

(調査票情報の提供)

第三十三条 行政機関の長又は届出独立行政法人等は、次の各号に掲げる者が当該各号に定める行為を行う場合には、その行った統計調査に係る調査票情報を、これらの者に提供することができる。

一 行政機関等その他これに準ずる者として総務省令で定める者 統計の作成等又は統計を作成するための調査に係る名簿の作成

二 前号に掲げる者が行う統計の作成等と同等の公益性を有する統計の作成等として総務省令で定めるものを行う者 当該総務省令で定める統計の作成等

(委託による統計の作成等)

第三十四条 行政機関の長又は届出独立行政法人等は、その業務の遂行に支障のない範囲内において、学術研究の発展に資すると認める場合その他の総務省令で定める場合には、総務省令で定めるところにより、一般からの委託に応じ、その行った統計調査に係る調査票情報を利用して、統計の作成等を行うことができる。

(匿名データの作成)

第三十五条 行政機関の長又は届出独立行政法人等は、その行った統計調査に係る調査票情報を加工して、匿名データを作成することができる。

2 行政機関の長は、前項の規定により基幹統計調査に係る匿名データを作成しようとするときは、あらかじめ、統計委員会の意見を聴かなければならない。

(匿名データの提供)

第三十六条 行政機関の長又は届出独立行政法人等は、学術研究の発展に資すると認める場合その他の総務省令で定める場合には、総務省令で定めるところにより、一般からの求めに応じ、前条第一項の規定により作成した匿名データを提供することができる。

(事務の委託)

第三十七条 行政機関の長又は届出独立行政法人等は、その行った統計調査に係る調査票情報に關し第三十四条又は前条の規定に基づき行う事務の全部を委託するときは、その業務の内容その他の事情を勘案して政令で定める独立行政法人等に委託しなければならない。

(手数料)

第三十八条 第三十四条の規定により行政機関の長に委託をする者又は第三十六条の規定により行政機関の長が作成した匿名データの提供を受ける者は、実費を勘案して政令で定める額の手数を国(前条の規定による委託を受けた独立行政法人等(以下この条において「受託独立行政法人等」という。))が第三十四条又は第三十六条の規定に基づき行う事務の全部を行う場合に

あつては、当該受託独立行政法人等に納めなければならない。

2 前項の規定により受託独立行政法人等に納められた手数料は、当該受託独立行政法人等の収入とする。

3 第三十四条の規定により届出独立行政法人等に委託をする者又は第三十六条の規定により届出独立行政法人等が作成した匿名データの提供を受ける者は、実費を勘案して、かつ、第一項の手数料の額を参酌して届出独立行政法人等が定める額の手数料を当該届出独立行政法人等に納めなければならない。

4 届出独立行政法人等は、前項の規定による手数料の額の定めを一般の閲覧に供しなければならない。

第四章 調査票情報等の保護

第三十九条 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める情報を適正に管理するために必要な措置を講じなければならない。

一 行政機関の長 当該行政機関の行った統計調査に係る調査票情報 第二十七条第一項の規定により利用する基幹統計調査又は一般統計調査に係る調査票情報、事業所母集団データベースに記録されている情報、第二十九条第一項の規定により他の行政機関から提供を受けた行政記録情報及び第三十五条第一項の規定により作成した匿名データ

二 地方公共団体の長その他の執行機関 当該地方公共団体の行った統計調査に係る調査票情報及び第二十七条第二項の規定により総務大臣から提供を受けた事業所母集団データ

官 報 (号 外)

ベースに記録されている情報 三 届出独立行政法人等 当該届出独立行政法人等の行った統計調査に係る調査票情報、事業所母集団データベースに記録されている情報及び第三十五条第一項の規定により作成した匿名データ 2 前項の規定は、同項各号に掲げる者から当該各号に定める情報の取扱いに関する業務の委託を受けた者その他の当該委託に係る業務を受託した者について準用する。 (調査票情報等の利用制限) 第四十条 行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関又は届出独立行政法人等は、この法律(地方公共団体の長その他の執行機関にあつては、この法律又は当該地方公共団体の条例)に特別の定めがある場合を除き、その行った統計調査の目的以外の目的のために、当該統計調査に係る調査票情報を自ら利用し、又は提供してはならない。	(守秘義務) 第四十一条 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める業務に関して知り得た個人又は法人その他の団体の秘密を漏らしてはならない。 一 第三十九条第一号に定める情報の取扱いに従事する行政機関の職員又は職員であつた者 当該情報を取り扱う業務 二 第三十九条第二号に定める情報の取扱いに従事する地方公共団体の職員又は職員であつた者 当該情報を取り扱う業務 三 第三十九条第三号に定める情報の取扱いに従事する届出独立行政法人等の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者 当該情報を取り扱う業務 四 行政機関、地方公共団体又は届出独立行政法人等から前三号の情報の取扱いに関する業務の委託を受けた者その他の当該委託に係る業務に従事する者又は従事していた者 当該委託に係る業務 五 地方公共団体が第十六条の規定により基幹統計調査に関する事務の一部を行うこととされた場合において、基幹統計調査に係る調査票情報、事業所母集団データベースに記録されている情報及び第二十九条第一項の規定により他の行政機関から提供を受けた行政記録情報の取扱いに従事する当該地方公共団体の職員又は職員であつた者 当該情報を取り扱う業務 六 前号に規定する地方公共団体から同号の情報の取扱いに関する業務の委託を受けた者その他の当該委託に係る業務に従事する者又は従事していた者 当該委託に係る業務	(調査票情報等の提供を受けた者による適正な管理) 第四十二条 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める情報を適正に管理するために必要な措置を講じなければならない。 一 第三十三条の規定により調査票情報の提供を受けた者 当該調査票情報 二 第三十六条の規定により匿名データの提供を受けた者 当該匿名データ 2 前項の規定は、同項各号に掲げる者から当該各号に定める情報の取扱いに関する業務の委託を受けた者その他の当該委託に係る業務を受託した者について準用する。 (調査票情報の提供を受けた者の守秘義務等) 第四十三条 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める業務に関して知り得た個人又は法人その他の団体の秘密を漏らしてはならない。 一 前条第一項第一号に掲げる者であつて、同号に定める調査票情報の取扱いに従事する者又は従事していた者 当該調査票情報を取り扱う業務 二 前条第一項第一号に掲げる者から同号に定める調査票情報の取扱いに関する業務の委託を受けた者その他の当該委託に係る業務に従事する者又は従事していた者 当該委託に係る業務 2 第三十三条の規定により調査票情報の提供を受けた者若しくは第三十六条の規定により匿名データの提供を受けた者又はこれらの者から当該調査票情報若しくは当該匿名データの取扱いに関する業務の委託を受けた者その他の当該委託に係る業務に従事する者若しくは従事していた者	た者は、当該調査票情報又は当該匿名データをその提供を受けた目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供してはならない。 第五章 統計委員会 (設置) 第四十四条 内閣府に、統計委員会(以下「委員会」という。)を置く。 (所掌事務) 第四十五条 委員会は、この法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。 (組織) 第四十六条 委員会は、委員十三人以内で組織する。 2 委員会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。 3 委員会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。 (委員等の任命) 第四十七条 委員及び臨時委員は、学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。 2 専門委員は、当該専門の事項に関し学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。 (委員の任期等) 第四十八条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。 2 委員は、再任されることができる。 3 臨時委員は、その者の任命に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。
ベースに記録されている情報 三 届出独立行政法人等 当該届出独立行政法人等の行った統計調査に係る調査票情報、事業所母集団データベースに記録されている情報及び第三十五条第一項の規定により作成した匿名データ 2 前項の規定は、同項各号に掲げる者から当該各号に定める情報の取扱いに関する業務の委託を受けた者その他の当該委託に係る業務を受託した者について準用する。 (調査票情報等の利用制限) 第四十条 行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関又は届出独立行政法人等は、この法律(地方公共団体の長その他の執行機関にあつては、この法律又は当該地方公共団体の条例)に特別の定めがある場合を除き、その行った統計調査の目的以外の目的のために、当該統計調査に係る調査票情報を自ら利用し、又は提供してはならない。 2 第二十七条第二項の規定により総務大臣から事業所母集団データベースに記録されている情報の提供を受けた行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関又は届出独立行政法人等は、同項各号に掲げる目的以外の目的のために、当該事業所母集団データベースに記録されている情報を自ら利用し、又は提供してはならない。 3 第二十九条第一項の規定により行政記録情報の提供を受けた行政機関の長は、当該行政記録情報を同項の規定により明示した利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供してはならない。	(守秘義務) 第四十一条 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める業務に関して知り得た個人又は法人その他の団体の秘密を漏らしてはならない。 一 第三十九条第一号に定める情報の取扱いに従事する行政機関の職員又は職員であつた者 当該情報を取り扱う業務 二 第三十九条第二号に定める情報の取扱いに従事する地方公共団体の職員又は職員であつた者 当該情報を取り扱う業務 三 第三十九条第三号に定める情報の取扱いに従事する届出独立行政法人等の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者 当該情報を取り扱う業務 四 行政機関、地方公共団体又は届出独立行政法人等から前三号の情報の取扱いに関する業務の委託を受けた者その他の当該委託に係る業務に従事する者又は従事していた者 当該委託に係る業務 五 地方公共団体が第十六条の規定により基幹統計調査に関する事務の一部を行うこととされた場合において、基幹統計調査に係る調査票情報、事業所母集団データベースに記録されている情報及び第二十九条第一項の規定により他の行政機関から提供を受けた行政記録情報の取扱いに従事する当該地方公共団体の職員又は職員であつた者 当該情報を取り扱う業務 六 前号に規定する地方公共団体から同号の情報の取扱いに関する業務の委託を受けた者その他の当該委託に係る業務に従事する者又は従事していた者 当該委託に係る業務	(調査票情報等の提供を受けた者による適正な管理) 第四十二条 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める情報を適正に管理するために必要な措置を講じなければならない。 一 第三十三条の規定により調査票情報の提供を受けた者 当該調査票情報 二 第三十六条の規定により匿名データの提供を受けた者 当該匿名データ 2 前項の規定は、同項各号に掲げる者から当該各号に定める情報の取扱いに関する業務の委託を受けた者その他の当該委託に係る業務を受託した者について準用する。 (調査票情報の提供を受けた者の守秘義務等) 第四十三条 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める業務に関して知り得た個人又は法人その他の団体の秘密を漏らしてはならない。 一 前条第一項第一号に掲げる者であつて、同号に定める調査票情報の取扱いに従事する者又は従事していた者 当該調査票情報を取り扱う業務 二 前条第一項第一号に掲げる者から同号に定める調査票情報の取扱いに関する業務の委託を受けた者その他の当該委託に係る業務に従事する者又は従事していた者 当該委託に係る業務 2 第三十三条の規定により調査票情報の提供を受けた者若しくは第三十六条の規定により匿名データの提供を受けた者又はこれらの者から当該調査票情報若しくは当該匿名データの取扱いに関する業務の委託を受けた者その他の当該委託に係る業務に従事する者若しくは従事していた者	た者は、当該調査票情報又は当該匿名データをその提供を受けた目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供してはならない。 第五章 統計委員会 (設置) 第四十四条 内閣府に、統計委員会(以下「委員会」という。)を置く。 (所掌事務) 第四十五条 委員会は、この法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。 (組織) 第四十六条 委員会は、委員十三人以内で組織する。 2 委員会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。 3 委員会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。 (委員等の任命) 第四十七条 委員及び臨時委員は、学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。 2 専門委員は、当該専門の事項に関し学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。 (委員の任期等) 第四十八条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。 2 委員は、再任されることができる。 3 臨時委員は、その者の任命に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

4 専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

5 委員、臨時委員及び専門委員は、非常勤とする。

(委員長)

第四十九条 委員会に、委員長を置き、委員の互選により選任する。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(資料の提出等の要求)

第五十条 委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

(政令への委任)

第五十一条 この法律に規定するもののほか、委員会に關し必要な事項は、政令で定める。

第六章 雑則

(行政機関の保有する個人情報に関する法律等の適用除外)

第五十二条 基幹統計調査及び一般統計調査に係る調査票情報に含まれる個人情報(行政機関の保有する個人情報に関する法律(平成十五年法律第五十八号)第二条第二項に規定する個人情報及び独立行政法人等の保有する個人情報)の保護に関する法律(平成十五年法律第五十九号)次項において「独立行政法人等個人情報保護法」という。)第二条第二項に規定する個人情報という。以下この項において同じ。、事業所母集団データベースに含まれる個人情報並び

に第二十九条第一項の規定により他の行政機関から提供を受けた行政記録情報に含まれる個人情報については、これらの法律の規定は、適用しない。

2 届出独立行政法人等であつて、独立行政法人等個人情報保護法第二条第一項に規定する独立行政法人等に該当するものが行つた統計調査に係る調査票情報に含まれる個人情報(同条第二項に規定する個人情報という。)については、独立行政法人等個人情報保護法の規定は、適用しない。

(公的統計の作成方法に関する調査研究の推進等)

第五十三条 国及び地方公共団体は、公的統計の作成方法に関する調査、研究及び開発を推進するとともに、統計調査員その他の公的統計の作成に従事する職員の人材の確保及び資質の向上のために必要な研修その他の措置を講じなければならない。

(公的統計の所在情報の提供)

第五十四条 総務大臣は、公的統計を利用しようとする者の利便を図るため、インターネットその他の高度情報通信ネットワークの利用を通じて迅速に公的統計の所在に関する情報を提供できるように必要な措置を講ずるものとする。

(施行の状況の公表等)

第五十五条 総務大臣は、行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関又は届出独立行政法人等に対し、この法律の施行の状況について報告を求めることができる。

2 総務大臣は、毎年度、前項の報告を取りまとめ、その概要を公表するとともに、委員会に報告しなければならない。

3 委員会は、前項の規定による報告があつたときは、この法律の施行に關し、内閣総理大臣、総務大臣又は関係行政機関の長に対し、意見を述べることができる。

(資料の提出及び説明の要求)

第五十六条 総務大臣は、前条第一項に定めるもののほか、この法律を施行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長その他の関係者に対し、資料の提出及び説明を求めることができる。

第七章 罰則

第五十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

一 第十七条の規定に違反して、国勢調査その他の基幹統計調査の報告の求めであると人を誤認させるような表示又は説明をすることにより、当該求めに対する報告として、個人又は法人その他の団体の情報を取得した者

二 第四十一条の規定に違反して、その業務に關して知り得た個人又は法人その他の団体の秘密を漏らした者

三 第四十三条第一項の規定に違反して、その業務に關して知り得た個人又は法人その他の団体の秘密を漏らした者

2 前項第一号の罪の未遂は、罰する。

第五十八条 基幹統計の業務に従事する者又は従事していた者が、当該基幹統計を、第八条第二項の規定により定められた公表期日以前に、他に漏らし、又は盗用したときは、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第五十九条 第四十一条各号に掲げる者が、その取り扱う同条各号に規定する情報を、自己又は

第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

2 第四十三条第一項各号に掲げる者が、その取扱い又は利用に係る調査票情報を、自己又は第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときも前項と同様とする。

第六十条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第十三条に規定する基幹統計調査の報告を求められた者の報告を妨げた者

二 基幹統計の作成に従事する者で基幹統計をして真実に反するものたらしめる行為をした者

第六十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第十三条の規定に違反して、基幹統計調査の報告を拒み、又は虚偽の報告をした者

二 第十五条第一項の規定による資料の提出をせず、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

三 第三十六条の規定により匿名データの提供を受けた者又は当該匿名データの取扱に關する業務の委託を受けた者その他の当該委託に係る業務に従事する者若しくは従事していた者で、当該匿名データを、自己又は第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用した者

第六十二条 第五十七条第一項第二号及び第三

号、第五十八條、第五十九條並びに前条第三号の罪は、日本国外においてこれらの罪を犯した者にも適用する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第一章及び第五章並びに附則第三条及び第二十二條の規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(統計報告調整法の廃止)

第二条 統計報告調整法(昭和二十七年法律第四百十八号)は、廃止する。

(準備行為)

第三条 改正後の統計法(以下「新法」という。)第六條の規定による作成基準の設定、新法第二十七條の規定による事業所母集団データベースの整備、新法第二十八條の規定による統計基準の設定及び新法第三十五條の規定による匿名データの作成並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)前においても、新法の例によりすることができる。

(最初の国勢調査の実施時期)

第四条 新法第五條第二項本文の規定による最初の国勢調査は、平成二十二年に行うものとする。

(指定統計に関する経過措置)

第五条 この法律の施行の際現に改正前の統計法(以下「旧法」という。)第二條の規定により指定を受けている指定統計(施行日において総務大

臣が公示したものに限り)は、新法第二條第四項第三号の規定により指定を受けた基幹統計とみなす。

(指定統計調査に関する経過措置)

第六条 施行日前に旧法第七條第一項の規定により承認を受けた指定統計調査(同条第二項の規定による変更の承認があつたときは、その変更後のもの)は、新法第九條第一項の規定により承認を受けた基幹統計調査とみなす。

(届出統計調査に関する経過措置)

第七条 施行日前に旧法第八條第一項の規定により届け出られた統計調査(行政機関が届け出たものに限り)については、施行日から起算して一年を経過する日までの間は、新法第十九條第一項の規定にかかわらず、総務大臣の承認を受けることを要しない。

2 施行日前に旧法第八條第一項の規定により届け出られた統計調査のうち、地方公共団体が届け出た統計調査については施行日において新法第二十四條第一項の規定により届け出られた統計調査と、独立行政法人等が届け出た統計調査であつて施行日以降新法第二十五條の規定が適用されるべき統計調査に該当するものについては施行日において同条の規定により届け出られた統計調査とみなす。

(調査票の使用に関する経過措置)

第八条 この法律の施行の際現に旧法第十五條第二項の規定により調査票を使用している者は、施行日から起算して六月を経過する日までの間は、新法の規定にかかわらず、従前の例により当該調査票を使用することができる。

2 施行日前にされた旧法第十五條第二項の承認

の申請であつて、この法律の施行の際、承認又は不承認の処分がなされていないものについての処分については、なお従前の例による。

(調査票及び統計報告に関する経過措置)

第九条 旧法の規定により指定統計を作成するた

めに集められた調査票に記録されている情報は、新法

の規定による基幹統計調査に係る調査票情報とみなす。

2 旧法の規定により届出統計調査(行政機関が行つたものに限り)によつて集められた調査票に記録されている情報は新法

の規定により地方公共団体が行つた統計調査に係る調査票情報と、旧法

の規定により届出統計調査(独立行政法人等が行つたものであつて施行日以降新法第二十五條

の規定が適用されるべき統計調査に該当するものに限る)によつて集められた調査票に記録されて

いる情報は新法

の規定により届出独立行政法人等が行つた統計調査に係る調査票情報とみなす。

3 附則第二條の規定による廃止前の統計報告調

整法(以下「旧統計報告調整法」という。)の規定

により統計報告の徴集によつて得られた統計報

告に記録されている情報は、新法

の規定による一般統計調査に係る調査票情報とみなす。た

だし、新法第三十二條から第三十八條まで、第四

十條第一項及び第五十二條の規定は、統計報告

のうち旧統計報告調整法第四條第二項の申請書

に記載された専ら統計を作成するために用いら

れる事項に係る部分以外の部分に記録されてい

る情報については、適用しない。

(結果の公表に関する経過措置)

第十条 施行日前に公表されていない指定統計調

査の結果に対する旧法第十六條の規定の適用に

ついては、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第十一条 施行日前にした行為に対する罰則の適

用については、なお従前の例による。

(統計報告の徴集に関する経過措置)

第十二條 施行日前に旧統計報告調整法第四條第一項の承認を受けた統計報告の徴集は、旧統計報告調整法第五條第二項の規定により定められた承認の期間が満了するまでの間は、新法第十九條第一項の承認を受けた一般統計調査とみなす。

(異議の申出に関する経過措置)

第十三條 施行日前に旧統計報告調整法第十一條第一項の規定に基づき総務大臣に対してなされた異議の申出の手続については、なお従前の例による。

(旧法等の規定に基づく処分又は手続の効力)

第十四條 施行日前に旧法若しくは旧統計報告調整法又はこれらに基づく命令の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、新法又はこれに基づく命令に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、新法又はこれに基づく命令の相当の規定によつてしたものとみなす。

(条例との関係)

第十五條 地方公共団体の条例の規定で、新法で規制する行為を処罰する旨を定めているものの

当該行為に係る部分については、この法律の施行と同時に、その効力を失うものとする。

2 前項の規定により条例の規定がその効力を失う場合において、当該地方公共団体が条例で別段の定めをしないときは、その失効前にした違反行為の処罰については、その失効後も、なお従前の例による。

(政令への委任)

第十六条 附則第五条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第十七条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、新法第三十七条の規定の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(公職選挙法等の一部改正)

第十八条 次に掲げる法律の規定中「統計法(昭和二十二年法律第十八号)第四条第二項本文」を「統計法平成十九年法律第 号」第五条第二項本文」に改める。

一 公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)別表

第二

二 衆議院議員選挙区画定審議会設置法(平成六年法律第三号)第四条第一項

(地方交付税法の一部改正)

第十九条 地方交付税法(昭和二十五年法律第二百十一号)の一部を次のように改正する。

第十二条第三項の表第十四号中「統計法(昭和二十二年法律第十八号)第三条に規定する指定統計調査(以下「指定統計調査」という。)」を「統計法(平成十九年法律第 号)第二条第六項に規定する基幹統計調査(以下「基幹統計調査」という。)」に改め、同表第三十二号及び第三十五号中「指定統計調査」を「基幹統計調査」に改める。

計法(平成十九年法律第 号)第二条第六項に規定する基幹統計調査(以下「基幹統計調査」という。)」に改め、同表第三十二号及び第三十五号中「指定統計調査」を「基幹統計調査」に改める。

(地方税法の一部改正)

第二十号 地方税法(昭和二十五年法律第二百十六号)の一部を次のように改正する。

第七十二条の百十四第三項中「統計法(昭和二十二年法律第十八号)第二条に規定する指定統計」を「統計法(平成十九年法律第 号)第二条第四項に規定する基幹統計」に改める。

第七十二条の百十五第一項中「本条」を「この条」に、「第二条に規定する指定統計」を「第二条第四項に規定する基幹統計」に改める。

(地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正)

第二十一条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)の一部を次のように改正する。

第二十三条第十七号中「指定統計」を「基幹統計」に改める。

(内閣府設置法の一部改正)

第二十二号 内閣府設置法の一部を次のように改正する。

第四号第三項第五十号の次に次の一号を加える。

五十の二 統計及び統計制度に関する重要事項に係る関係行政機関の事務の連絡調整に関すること。

第三十七号第三項の表国会等移転審議会の項の次に次のように加える。

統計委員会

統計法(平成十九年法律第 号)

(総務省設置法の一部改正)

第二十三号 総務省設置法(平成十一年法律第九十一号)の一部を次のように改正する。

第四号第八十二号中「統計を作成するための調査又は報告徴集(第八十五号において「統計調査」という。)」を「統計調査」に、「基準の設定及び調整」を「及び調整並びに統計基準の設定」に改め、同条第八十三号中「並びに資格の認定」を削る。

(独立行政法人統計センター法の一部改正)

第二十四号 独立行政法人統計センター法(平成十一年法律第二百十九号)の一部を次のように改正する。

第十二条第一項中「統計法(昭和二十二年法律第十八号)第十八条」を「統計法(平成十九年法律第 号)第十六条」に改める。

第十五号を次のように改める。

第十五号 削除

理由

社会経済情勢の変化に伴い、国民のニーズに柔軟に対応した公的統計の整備が要請されている状況等にかんがみ、公的統計の作成及び提供に基本となる事項を定めることにより、統計調査の対象者の秘密を保護しつつ、公的統計の体系的かつ効率的な整備を推進し、調査票情報の多様かつ高度な利用を可能とするための措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

統計法案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、公的統計が国民にとって合理的な意思決定を行うための基盤となる重要な情報であることにかんがみ、公的統計の作成及び提供に基本となる事項を定めることにより、公的統計の体系的かつ効率的な整備及びその有用性の確保を図り、もって国民経済の健全な発展及び国民生活の向上に寄与することを目的とするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 公的統計の整備に関する基本的な計画を策定すること。

2 公的統計を、基幹統計とそれ以外の統計に区分して規律を整備すること。

3 調査票情報の二次利用ができる場合を明記するとともに、委託による統計や匿名データの作成・提供に関する規定を整備すること。

4 調査票情報等の適正管理義務及び秘密の漏えいの禁止に関する規律を、統計調査事務の受託者を含めて明示的に課すること。

5 統計委員会を内閣府に設置すること。

6 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

二 議案の可決理由

社会経済情勢の変化に伴い、国民のニーズに柔軟に対応した公的統計の整備が要請されている状況等にかんがみ、公的統計の体系的かつ効率的な整備を推進し、調査票情報の多様かつ高度な利用を可能とするための措置等を講じよう

とする本案は、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

三 本案施行に要する経費

本案施行に要する経費として、平成十九年度一般会計予算に二千四百五十万二千円が計上されている。

右報告する。

平成十九年四月十三日

総務委員長 佐藤 勉

衆議院議長 河野 洋平殿

(別紙)

統計法案に対する附帯決議

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

一 国勢調査については、引き続き精度の高いデータが得られるよう、国民意識や社会経済情勢の変化、情報通信関連技術の進展等を踏まえ、調査方法の見直しを進めるとともに、国勢調査の目的及び重要性について国民への周知を徹底すること。

二 公的統計に係る統計調査の実施に当たっては、あくまでその正確性、信頼性が確保されることを前提に、行政機関相互の密接な連携を図り、地方公共団体や独立行政法人等とも協力しながら、慎重な取り扱いと運用の透明性を確保しつつ、行政記録や情報通信技術の活用を図ること等により、調査対象者の負担の軽減に努力すること。

三 オーターメード集計や匿名データの提供を通じて統計データの利用促進に当たっては、データ処理の委託の相手方における厳正な対応を確保することを含め、個人情報報が本人の意図に反

して利用されることのないよう、調査票情報等の適正管理と秘密の保護に万全を期すること。

四 公的統計の民間開放については、市場化テストの結果を踏まえ、公的統計に係る国民の信頼の確保や民間における人材育成など統計作成能力の向上、行政の整理合理化等多角的な観点から、独立行政法人統計センターの組織、業務等のあり方を含め、総合的に検討を進めること。

五 本法案においては、統計に関する司令塔機能が複数の組織に分立していることに鑑み、統計委員会の組織の充実、十分な権限発揮等により、真の司令塔機能を確立すること。

六 地方公共団体による統計調査に係る総務大臣への届出規定の運用に際しては、地方分権の推進を尊重し、地方公共団体の自主性を損なうことのないようにすること。

イーター事業の共同による実施のためのイーター国際核融合エネルギー機構の設立に関する協定の締結について承認を求めるの件

右国会に提出する。

平成十九年二月二十七日

内閣総理大臣 安倍 晋三

イーター事業の共同による実施のためのイーター国際核融合エネルギー機構の設立に関する協定の締結について承認を求めるの件

イーター事業の共同による実施のためのイーター国際核融合エネルギー機構の設立に関する協定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

理 由

この協定は、イーター事業の共同による実施のためのイーター国際核融合エネルギー機構の設立、同機構の目的及び任務、同機構の資源等について規定するものである。我が国がこの協定を締結することは、平和的目的のための核融合エネルギーの科学的及び技術的な実現可能性を証明することを目的とするイーター事業の共同による実施に寄与するとの見地から有意義であると認められる。よって、この協定を締結することとした。これが、この案件を提出する理由である。

イーター事業の共同による実施のためのイーター国際核融合エネルギー機構の設立に関する協定

目次

前文

第一条 イーター国際核融合エネルギー機構の設立

第二条 イーター機構の目的

第三条 イーター機構の任務

第四条 イーター機構の加盟者

第五条 法人格

第六条 理事会

第七条 事務局長及び職員

第八条 イーター機構の資源

第九条 事業資源管理規則

第十条 情報及び知的財産

第十一条 イーター建設地に対する支援

第十二条 特権及び免除

第十三条 現地事務所

第十四条 公衆の衛生、安全、許可制度及び環境保護

第十五条 責任

第十六条 廃止

第十七条 会計検査

第十八条 運営上の評価

第十九条 国際協力

第二十条 平和の利用及び不拡散

第二十一条 ユーラトムへの適用

第二十二条 効力発生

第二十三条 加入

第二十四条 有効期間及び終了

第二十五条 紛争解決

第二十六条 脱退

第二十七条 附属書

第二十八条 改正

第二十九条 寄託者

前文

欧州原子力共同体(以下「ユーラトム」という。)、中華人民共和国政府、インド共和国政府、日本国政府、大韓民国政府、ロシア連邦政府及びアメリカ合衆国政府は、

国際原子力機関の主催の下で実施されたイーター工学設計活動の成功裡の完了により、エネルギー源としての核融合の実現可能性を証明することを目的とする研究施設の詳細な、完全な、かつ、十分に統合された工学設計を締約者が利用することができるようになったことを想起し、

核融合エネルギーが事実上無限な、環境上受け入れ可能な、かつ、経済的に競争力のあるエネルギー源として長期的可能性を有することを強調し、

イーターが核融合エネルギーを開発する過程に

おける次の重要な一歩であること及び現在が核融合エネルギーの分野における研究開発の進展に基づくイーター事業の実施に着手するのに適切な時期であることを確信し、

二千五年六月二十八日にモスクワで開催されたイーター閣僚会議におけるイーター交渉の当事者の代表による共同宣言を考慮し、

二千二年の持続可能な開発に関する世界首脳会議が各種のエネルギー技術(再生可能なエネルギー、エネルギー効率及び高度なエネルギー技術を含む)の分野における研究開発の拡大を促進することを各国政府に要請したことを認識し、

平和的目的のための核融合エネルギーの科学的及び技術的な実現可能性を証明し、並びに若い世代の核融合への関心を高めるため、イーター事業の共同による実施が重要であることを強調し、

イーター国際核融合エネルギー機構が、科学的及び技術的な目標に基づく共通の国際的な研究計画であつてすべての締約者からの指導的な研究者の参加を得て立案し、及び実施されるものを通じて、イーター事業の全体的な計画の目標を追求することを決意し、

エネルギー源としての核融合の安全性を証明し、及び核融合が社会的に受け入れられることを促進するため、イーター施設の建設、運転、利用、除染及び廃止を安全に、かつ、信頼性をもつて実施することが重要であることを強調し、

核融合エネルギーの研究開発のための長期的かつ大規模なイーター事業を実施するためには、真の連携が重要であることを確認し、

科学的及び技術的な利益は、核融合エネルギーの研究の目的のために締約者間で平等に配分され

るものであるが、事業の実施に関連するその他の利益は、衡平の原則に基づいて配分されるものであることを認識し、

イーター事業に関する国際原子力機関との実りの多い協力を継続させることを希望して、次のとおり協定した。

第一条 イーター国際核融合エネルギー機構の設立

1 この協定によりイーター国際核融合エネルギー機構(以下「イーター機構」という。)を設立する。

2 イーター機構の本部(以下「本部」という。)は、フランス共和国ブシユ・デュ・ローヌ県サン・ポール・レ・デュランヌ市に置く。この協定の適用上、ユーラトムを「接受締約者」といい、フランス共和国を「接受国」という。

第二条 イーター機構の目的

イーター機構は、平和的目的のための核融合エネルギーの科学的及び技術的な実現可能性(将来において持続的な核融合による発電が実現されるであろうことをその重要な特徴とするもの)を証明することを目的とする国際的な事業であるイーター事業について、第四条に規定する加盟者(以下「加盟者」という。)間の協力のための措置を講じ、及びこのような協力を促進することを目的とする。

第三条 イーター機構の任務

1 イーター機構は、次の事項を任務とする。
(a) イーター工学設計活動の最終報告書(イーターEDA文書第二十一号)に示される技術的な目的及び一般的な設計並びにこの協定に基づいて必要に応じて採択される補足的な技

術文書に従つてイーター施設を建設し、運転し、利用し、及び除染すること並びにイーター施設の廃止のための措置をとること。
(b) 加盟者の核融合エネルギーに関する研究開発計画に参加する研究所その他の機関及び人員によるイーター施設の利用を奨励すること。

(c) 核融合エネルギーの公衆による理解及び受入れを促進すること。
(d) この協定に従つて、イーター機構の目的を達成するために必要なその他の活動を実施すること。

2 イーター機構は、その任務の遂行に当たつて、地域社会との良好な関係の維持に特別な考慮を払う。

第四条 イーター機構の加盟者

この協定の締約者は、イーター機構の加盟者とする。

第五条 法人格

1 イーター機構は、国際法上の法人格(国又は国際機関と協定を締結する能力を含む。)を有する。

2 イーター機構は、法人格を有するものとし、加盟者の領域内において次の事項を含む必要な法律上の能力を有する。
(a) 契約を締結すること。
(b) 財産を取得し、保有し、及び処分すること。

(c) 許可を取得すること。
(d) 訴えを提起すること。

第六条 理事会

1 理事会は、イーター機構の主要な内部機関で

あり、加盟者の代表で構成する。各加盟者は、四人以内の理事会への代表を任命する。

2 第二十九条に規定する寄託者(以下「寄託者」という。)は、この協定の効力発生の後三箇月以内に理事会の第一回会合を招集する。ただし、第十二条5に規定する通報をすべての締約者から受領することを条件とする。

3 理事会は、その構成員のうちから議長一人及び副議長一人を選出する。議長及び副議長は、それぞれ一年の任期で在任するものとし、最長四年を限度として三回まで再選されることができる。

4 理事会は、その手続規則を全会一致で採択する。

5 理事会は、別段の決定を行う場合を除くほか、年二回会合する。理事会は、加盟者又は事務局長の要請により臨時会合を開催することを決定することができる。理事会の会合は、理事会が別段の決定を行う場合を除くほか、本部で開催する。

6 理事会は、適当な場合には、閣僚級の会合を開催することを決定することができる。

7 理事会は、イーター機構の目的を達成するため、イーター機構の活動の促進、全般的な指導及び監督について、この協定に従つて責任を負う。理事会は、この協定に従つて、いかなる問題又は事項についても決定及び勧告を行うことができる。理事会は、特に、次の事項を行う。

(a) 事務局長の任命、交代及び任期の延長を決定すること。
(b) 事務局長の提案に基づき、イーター機構の職員規則及び事業資源管理規則を採択し、及

イーター事業の共同による実施のためのイーター国際核融合エネルギー機構の設立に関する協定の締結について承認を
求めるの件及び同報告書

必要な場合には改正すること。 (c) 事務局長の提案に基づき、イーター機構の主要な運営上の組織及び職員の設定を決定すること。 (d) 事務局長の提案に基づき、幹部職員を任命すること。 (e) 第十七条に規定する会計検査委員会の委員を任命すること。 (f) イーター機構の運営上の評価を行うため、第十八条の規定に従って付託事項を決定し、及び運営評価人を任命すること。 (g) 事務局長の提案に基づき、イーター事業の各段階の総予算及び(i)に規定する年次の改定のための許容可能な調整範囲を決定し、並びに第九条に規定する当初のイーター事業計画及び資源見積りを承認すること。 (h) 全体的な費用の分担についての変更を承認すること。 (i) 関係加盟者の同意を得て全体的な費用の分担を変更することなく調達の配分についての修正を承認すること。 (j) イーター事業計画及び資源見積りについて年次の改定を承認し、並びにその改定に応じてイーター機構の年次計画を承認し、及びイーター機構の年次予算を承認すること。 (k) イーター機構の年次決算を承認すること。 (l) 年次報告を採択すること。 (m) 必要に応じて、第三条1(a)に規定する補足的な技術文書を採択すること。 (n) 必要に応じて、理事会の補助機関を設置すること。 (o) 第十九条の規定に従って、国際協力のため	の協定又は取決めの締結を承認すること。 (p) 土地及び他の不動産に関する権原の取得及び売却並びに土地及び他の不動産に関する権原についての抵当権の設定について決定すること。 (q) 事務局長の提案に基づき及び第十条の規定に従って、知的財産の管理及び情報の普及に関する規則を採択すること。 (r) 事務局長の提案に基づき及び第十三条の規定に従って、関係加盟者の同意を得て現地事務所設置の詳細について承認すること。理事会は、設置するいずれの現地事務所の存続についても、定期的に見直しを行う。 (s) 事務局長の提案に基づき、イーター機構と領域内にイーター機構の本部又は現地事務所が置かれる加盟者又は国との関係を規律する協定又は取決めに承認すること。 (t) 事務局長の提案に基づき、加盟者による関連する国内の核融合の研究計画間及びそのような研究計画とイーター機構との間の協力を促進するための活動を承認すること。 (u) 第二十三条の規定に従って、国又は国際機関のこの協定への加入について決定すること。 (v) 第二十八条の規定に従って、この協定の改正を締約者に勧告すること。 (w) 借入れ又は貸付け、保証の提供及びそれらに関連する見返り担保その他の担保を提供することに決定すること。 (x) 国際的な輸出管理に関する枠組みが物質、装置及び技術をその管理リストに含めることを検討するように提案を行うか否かについて	決定を行い、並びに第二十条の規定に従って平和的利用及び不拡散を支援する政策を定めること。 (y) 第十五条に規定する賠償についての取決めに承認すること。 (z) 第十二条3の規定に従って免除の放棄について決定すること並びにイーター機構の目的を達成し、及びイーター機構の任務を遂行するために必要なその他の権限であつてこの協定に適合するものを行使すること。 8 理事会は、7(a)から(c)まで、(g)、(h)、(i)及び(u)から(z)までに規定する事項並びに10に規定する加重投票方式について、全会一致で決定する。 9 加盟者は、8に特定する事項以外のすべての事項に関し、コンセンサス方式により合意に達するよう最善の努力を払う。合意に達することができない場合には、理事会は、10に規定する加重投票方式に従って決定する。第十四条の規定に関連する事項についての決定は、接受締約者の同意を必要とする。 10 各加盟者の票を加重するに当たっては、各加盟者のイーター機構への貢献を反映させる。票の配分及び意思決定の原則を含む加重投票方式は、理事会の手続規則で定める。 第七条 事務局長及び職員 1 事務局長は、首席行政官であり、イーター機構の法律上の能力を行使するに当たりイーター機構を代表する。事務局長は、この協定及び理事会の決定に適合する方法で行動するものとし、その任務の遂行について理事会に対して責任を負う。	2 事務局長は、職員の補佐を受ける。職員は、イーター機構が直接に雇用する者及び加盟者から出向する人員で構成する。 3 事務局長は、五年の任期で任命される。事務局長の任期は、五年を限度として一回に限り更新することができる。 4 事務局長は、イーター機構に関し、その運営、その活動及び政策の実施並びにその目的の達成のために必要なすべての措置をとる。事務局長は、特に、次の事項を行う。 (a) 次の事項について準備し、及び理事会に提出すること。 イーター事業の各段階の総予算(許容可能な調整範囲を含む)。 イーター事業計画及び資源見積り並びにそれらの年次の改定 合意する総予算の範囲内での年次予算(年次の貢献を含む)及び年次決算 幹部職員の任命及びイーター機構の主要な運営上の組織に関する提案 職員規則 事業資源管理規則 年次報告 (b) 職員を任命し、指揮し、及び監督すること。 (c) 安全について責任を負い、及び第十四条に規定する法令を遵守するために必要なすべての組織的な措置をとること。 (d) 必要な場合には接受国と協力して、イーター施設の建設、運転及び利用に必要な免許及び許可を取得するよう努めること。 (e) 加盟者による関連する国内の核融合の研究
---	--	--	---

計画間及びそのような研究計画とイーター機構との間の協力を促進すること。 (f) イーター機構による使用のために調達する部品及び設備の品質及び適合性を確保すること。 (g) 必要な場合には、第三条1(a)に規定する補足的な技術文書を理事会に提出すること。 (h) 理事会が事前に承認することを条件として及び第十九条の規定に従って国際協力のための協定又は取決を締結すること並びにその実施について監督すること。 (i) 理事会の会合のための準備を行うこと。 (j) 理事会の要請により、理事会の補助機関の任務の遂行を補佐すること。 (k) イーター機構の年次計画の実施の時期、成果及び質について監視し、及び監督すること並びに業務の完了に係る報告を受領すること。 5 事務局長は、理事会が別段の決定を行う場合を除くほか、理事会の会合に出席する。 6 事務局長及び職員はイーター機構に対する責任は、専ら国際的な性質のものとする。ただし、このことは、第十四条の規定の適用を妨げるものではない。事務局長及び職員は、その任務の遂行に当たって、いかなる政府からも又はイーター機構外のいかなる当局からも指示を求め、又は受けてはならない。加盟者は、事務局長及び職員の責任の国際的な性質を尊重するものとし、これらの者に対してその任務の遂行について影響を及ぼそうとはならない。 7 職員は、事務局長の任務の遂行を補佐するものとし、事務局長の管理に関する権限に服す	る。 8 事務局長は、職員規則に従って職員を任命する。 9 職員の任期は、五年を限度とする。 10 イーター機構の職員は、イーター機構の活動を実施するために必要な科学上、技術上及び行政上の能力を有する人員から成る。 11 職員については、加盟者の貢献に応じた加盟者間での役職の適切な配分を考慮しつつ、その者の能力に基づいて任命する。 12 加盟者は、この協定及び関連規則に従って、イーター機構に人員を派出させ、及び客員の研究者を派遣することができる。 第八条 イーター機構の資源 1 イーター機構の資源は、次のものから成る。 (a) 文書「イーターの建設、運転、除染及び廃止の各段階に関する価額見積り並びに締約者の貢献の形態」に記載されている次のものから成る財政上の貢献以外の貢献 (i) 合意された技術仕様に従った特定の部品、装置、物質その他の物品及び役務 (ii) 加盟者から出向する職員 (b) 文書「イーターの建設、運転、除染及び廃止の各段階に関する価額見積り並びに締約者の貢献の形態」に記載されている加盟者によるイーター機構の予算に対する財政上の貢献（以下「資金による貢献」という。） (c) 理事会が承認する限度内において及び理事会が承認する条件に従って資金その他の形態により受領する追加の資源 2 この協定の有効期間にわたる各加盟者の貢献は、文書「イーターの建設、運転、除染及び廃止の各段階に関する価額見積り並びに締約者の貢献の形態」及び文書「イーター事業のすべての段階に関する費用分担」に記載されているとおりであり、理事会の全会一致の決定により改定することができる。 3 イーター機構の資源は、第二条に規定するイーター機構の目的を促進し、及び第三条に規定するイーター機構の任務を遂行するためにのみ使用する。 4 各加盟者は、理事会が別段の合意をする場合を除くほか、適当な法人（以下当該加盟者の「国内機関」という。）を通じて、イーター機構に貢献を行う。加盟者がイーター機構に資金による貢献を直接に行う場合には、理事会の承認を要しない。 第九条 事業資源管理規則 1 事業資源管理規則は、イーター機構の健全な財務管理を確保することを目的とする。当該規則には、特に、次の事項に関連する主要な規則を含む。 (a) 会計年度 (b) イーター機構が会計、予算及び資源見積りの目的のために用いる計算単位及び通貨 (c) イーター事業計画及びイーターに関する資源見積りの提出及び構成 (d) 年次予算の作成、採択及び実施並びに内部における財務管理のための手続 (e) 加盟者の貢献 (f) 契約の締結 (g) 貢献の管理 (h) 廃止に関する基金の管理 2 事務局長は、イーター事業計画及びイーター	止の各段階に関する価額見積り並びに締約者の貢献の形態」及び文書「イーター事業のすべての段階に関する費用分担」に記載されているとおりであり、理事会の全会一致の決定により改定することができる。 3 イーター機構の資源は、第二条に規定するイーター機構の目的を促進し、及び第三条に規定するイーター機構の任務を遂行するためにのみ使用する。 4 各加盟者は、理事会が別段の合意をする場合を除くほか、適当な法人（以下当該加盟者の「国内機関」という。）を通じて、イーター機構に貢献を行う。加盟者がイーター機構に資金による貢献を直接に行う場合には、理事会の承認を要しない。 第九条 事業資源管理規則 1 事業資源管理規則は、イーター機構の健全な財務管理を確保することを目的とする。当該規則には、特に、次の事項に関連する主要な規則を含む。 (a) 会計年度 (b) イーター機構が会計、予算及び資源見積りの目的のために用いる計算単位及び通貨 (c) イーター事業計画及びイーターに関する資源見積りの提出及び構成 (d) 年次予算の作成、採択及び実施並びに内部における財務管理のための手続 (e) 加盟者の貢献 (f) 契約の締結 (g) 貢献の管理 (h) 廃止に関する基金の管理 2 事務局長は、イーター事業計画及びイーター	に関する資源見積りの改定案を毎年作成し、及び理事会に提出する。 3 イーター事業計画は、イーター機構のすべての任務を遂行するための計画を明示するものとし、この協定の有効期間を対象とする。イーター事業計画は、次の事項を定める。 (a) イーター機構の目的を達成するために全般的な計画の概要（日程及び達成すべき主要な目標を含む。）を示し、及び全般的な計画に関連してイーター事業の進捗状況を要約すること。 (b) 五年の期間又は建設期間のいずれか長い方の期間について、イーター機構の活動計画の具体的な目標及び日程を示すこと。 (c) 適切な解説「イーター事業に対する危険性の評価及び危険性の回避又は緩和に関する措置」についての説明を含む。）を提供すること。 4 イーターに関する資源見積りは、イーター事業計画を実施するために既に支出した資源及び将来必要とする資源並びに資源を提供するための計画について、包括的な分析を提供する。 第十条 情報及び知的財産 1 イーター機構及び加盟者は、この協定及び情報及び知的財産に関する附属書に従って、この協定の実施により生み出される情報及び知的財産の最大限に広範な、かつ、適当な普及を支援する。この条の規定及び情報及び知的財産に関する附属書については、すべての加盟者及びイーター機構に対して平等に、かつ、差別的でない態様により実施する。 2 イーター機構は、その活動を実施するに当たり、科学的な成果について適当な保護を受ける
--	---	---	--

ことができる受当な期間の後、すべての科学的な成果を公表し、又は他の方法によつて幅広く利用可能なものとすることを確保する。これらの成果に基づく著作物に関するすべての著作権は、この協定及び情報及び知的財産に関する附属書の特別の規定に別段の定めがある場合を除くほか、イーター機構が所有する。	3 イーター機構及び加盟者は、この協定に従つて行う業務について契約を締結する場合には、これらの業務から生ずるすべての知的財産に関する規定を当該契約の中に含める。これらの規定は、特に、当該知的財産の利用、開示及び使用についての権利を取り扱い、並びにこの協定及び情報及び知的財産に関する附属書に適合するものでなければならない。	4 この協定に基づき生み出され、又は用いられる知的財産は、情報及び知的財産に関する附属書の規定に従つて取り扱う。	1 接受締約者は、イーター建設地に対する支援に関する附属書に規定する条件に基づき、イーター機構に対し、イーター事業の実施のために必要なイーター建設地に対する支援であつて当該附属書にその概要が示されるものを提供し、又はこれが提供されることを確保する。接受締約者は、この目的のために自己に代わつて行動する機関を指定することができる。当該指定は、この条の規定に基づく接受締約者の義務に影響を及ぼすものではない。 2 イーター機構と接受締約者又はその指定する機関との間のイーター建設地に対する支援に関する協力のための詳細及び手続は、理事会の承認を受ける。
認を条件として、相互間で締結するイーター建設地に対する支援に関する協定で定める。 第十二条 特権及び免除 1 イーター機構並びにその財産及び資産は、各加盟者の領域内において、イーター機構の任務を遂行するために必要な特権及び免除を享受する。	2 イーター機構の事務局長及び職員並びに理事会及びその補助機関における加盟者の代表、その代理及び専門家は、各加盟者の領域内において、イーター機構に関連する自己の任務を遂行するために必要な特権及び免除を享受する。 3 1及び2に規定する免除については、免除を放棄する権限を有する当局が当該免除が正義の実現を阻害するものであり、かつ、当該免除の放棄が当該免除が与えられた目的を害するものではないと認める場合並びにイーター機構、事務局局長及び職員については理事会が免除の放棄がイーター機構及び加盟者の利益に反するものではないと決定する場合には、放棄するものとする。	4 この協定に従つて与えられる特権及び免除は、イーター機構、事務局局長又は職員が第十四条に規定する法令を遵守する義務を減ずるものではなく、又は当該義務に影響を及ぼすものではない。 5 各締約者は、1及び2の規定を実施するための措置をとつた後、寄託者に書面にて通報する。 6 寄託者は、5の規定に従つてすべての締約者から通報を受領したときは、締約者に通報する。	7 本部協定については、イーター機構と接受国との間で締結する。 第十三条 現地事務所 イーター機構は、その任務の遂行及び目的の達成のために必要な現地事務所を設置し、及び運営するものとし、各加盟者は、現地事務所を受け入れる。現地事務所に関する協定については、イーター機構と各加盟者との間で締結する。 第十四条 公衆の衛生、安全、許可制度及び環境保護 イーター機構は、公衆及び職業上の衛生及び安全、原子力の安全、放射線からの保護、許可制度、核物質、環境保護並びに害のある行為からの保護に係る接受国の関係国内法令を遵守する。
第十五条 責任 1 イーター機構の契約上の責任は、関連する契約中の規定によつて規律されるものとし、当該規定は、当該契約に適用される法律に従つて解釈する。 2 イーター機構は、契約上の責任以外の責任については、理事会が承認する賠償に関する措置の詳細に従い及び関連する法律に基づき自己が法的責任を負う範囲内で、自己が与えたいかなる損害に対しても適切に賠償し、又は他の救済措置をとる。この2の規定は、イーター機構による免除の放棄と解してはならない。 3 イーター機構が1及び2に規定する責任に係る賠償のために行う支払並びにこれに関連して生ずる費用及び支出は、事業資源管理規則に定義する「事業費」として取り扱う。 4 2に規定する損害に対する賠償の費用が、事業のための年次予算及び保険によつてイーター	機構が利用可能な資金を超える場合には、加盟者は、第六条8の規定に従い理事会の全会一致の決定に基づいて全体的な予算の増額を求めることによつてイーター機構が2の規定に従つて賠償することができるよう、理事会を通じて協議する。 5 加盟者は、イーター機構に加盟していることによつて、イーター機構の作為、不作為又は義務について責任を負うものではない。 6 この協定のいかなる規定も、加盟者が他の国又は加盟者の領域内において享受する免除を害するものではなく、また、そのような免除を放棄するものと解してはならない。 第十六条 廃止 1 イーター機構は、イーターの運転期間中にイーター施設の廃止に備えるための基金(以下「基金」という。)を設立する。基金の設立、基金に必要な資金の見積り及びその改定、当該見積りの算定基準の変更並びに接受国への基金の移転のための条件は、第九条に規定する事業資源管理規則で定める。 2 イーター機構は、イーターの実験的な運転における最終段階の後五年以内又は接受国と合意する場合にそれはそれより短い期間内に、イーター施設をイーター機構と接受国との間で合意し、及び必要に応じて改定する状態にする。その後、イーター機構は、イーター施設の廃止のために基金及びイーター施設を接受国に引き渡す。 3 イーター機構は、接受国がイーター施設とともに基金を受領した後、イーター機構と接受国との間に別段の合意がある場合を除くほか、	イーター事業の共同による実施のためのイーター国際核融合エネルギー機構の設立に関する協定の締結について承認を 求めるの件及び同報告書	イーター事業の共同による実施のためのイーター国際核融合エネルギー機構の設立に関する協定の締結について承認を 求めるの件及び同報告書

イーター施設に対するいかなる責任も負わない。

4 廃止に関連するイーター機構及び接受国のそれぞれの権利及び義務並びにそれらの相互関係の様態は、第十二条に規定する本部協定で定める。イーター機構及び接受国は、本部協定において、特に、次の事項に合意する。

(a) 接受国は、イーター施設の引渡しの後、第二十條の規定に引き続き拘束されること。
(b) 接受国は、基金に拠出するすべての加盟者に対し、廃止の進捗状況並びに廃止のために使用し、又は生み出された方法及び技術に関して定期的に報告すること。

第十七条 会計検査

1 この条の規定及び事業資源管理規則に従ってイーター機構の年次会計の検査を行うため、会計検査委員会(以下「委員会」という。)を設立する。

2 各加盟者は、委員会において一人の委員によつて代表される。理事会は、加盟者の推薦に基づき、三年の任期で委員会の委員を任命する。委員会の委員の任期は、一回に限り三年の期間更新することができる。理事会は、委員のうちから、二年の任期で、委員会の委員長を任命する。

3 委員会の委員は、独立していなければならないが、いかなる加盟者からも又はその他のいかなる者からも指示を求め、又は受けてはならない。委員会の委員は、理事会に対してのみ報告する。

4 会計検査は、次の事項を目的とする。
(a) すべての収入及び支出が合法的な、かつ、

通常の方法で受領され、及び負担され、並びに報告されたか否かについて決定すること。

(b) 財務管理が健全であったか否かについて決定すること。

(c) 年次会計の信頼性並びに年次会計の基礎となる取引の合法性及び適正を確認する文書を提出すること。

(d) 支出が予算に適合しているか否かについて決定すること。
(e) イーター機構に対して財政上の影響を及ぼす可能性のあるすべての事項について検討すること。

5 会計検査は、会計に関する国際的に認められた原則及び基準に基づき行う。

第十八条 運営上の評価

1 理事会は、二年に一回、イーター機構の活動に関する運営上の評価を行う運営評価人を任命し、及び評価の対象事項を決定する。

2 事務局長は、1に規定する場合以外においても、理事会と協議の後、イーター機構の活動に関する運営上の評価を要請することができる。

3 運営評価人は、独立していなければならないが、いかなる加盟者からも又はいかなる者からも指示を求め、又は受けてはならない。運営評価人は、理事会に対してのみ報告する。

4 評価は、特に、職員の規模の観点からの運営の効果及び効率性に関し、イーター機構の運営が健全であったか否かについて決定することを目的とする。

5 評価は、イーター機構の記録に基づき行う。運営評価人は、評価を行うために自らが適当と認める人員との十分な接触並びに帳簿及び記録

の十分な利用を認められる。

6 イーター機構は、機微な情報又は業務上の秘密の情報の取扱いに関するイーター機構による要請(特に、知的財産、平和的利用及び不拡散に関する政策に係るもの)を運営評価人が遵守することを確保する。

第十九条 国際協力

イーター機構は、この協定に適合し、及び理事会の全会一致の決定に基づくことを条件として、イーター機構の目的を促進するため、他の国際機関、非締約者及び非締約者の機関と協力し、並びにそのための協定又は取決を締結することができる。理事会は、そのような協力のための詳細な措置を個別に決定する。

第二十条 平和的利用及び不拡散

1 イーター機構及び加盟者は、この協定に基づいて生み出し、又は受領するいかなる物質、装置又は技術も、平和的目的のためにのみ使用する。この1の規定は、加盟者がこの協定と関係なく取得し、又は開発する物質、装置又は技術を加盟者自身の目的のために使用する権利に影響を及ぼすものと解してはならない。

2 イーター機構及び加盟者は、この協定に基づいて受領し、又は生み出す物質、装置又は技術を核兵器その他の核爆発装置の製造若しくはその他のの方法による取得又は平和的目的以外の目的のために第三者に移転してはならない。

3 イーター機構及び加盟者は、効率的な、かつ、透明性のある方法によつてこの条の規定を実施するために適当な措置をとる。このため、理事会は、適当な国際的な枠組みと連携し、並

びに平和的利用及び不拡散を支援する政策を定める。

4 締約者は、イーター事業の成功及び不拡散に関する政策を支援するため、この条の規定の実施に関連するすべての事項について協議することに合意する。

5 この協定のいかなる規定も、加盟者に自国の輸出管理又は関連法令に反して物質、装置又は技術を移転することを求めるものではない。

6 この協定のいかなる規定も、核兵器その他の核爆発装置の不拡散に関する他の国際協定から生ずる締約者の権利及び義務に影響を及ぼすものではない。

第二十一条 ユーラトムへの適用

この協定は、ユーラトムを設立する条約に従つて、当該条約が対象とする領域に適用する。また、この協定は、当該条約その他の関連する協定に従つて、十分に関係を有する第三国としてユーラトムの核融合計画に参加するブルガリア共和国、ルーマニア及びスイス連邦に適用する。

第二十二条 効力発生

1 この協定は、それぞれの署名者の手続に従つて、批准し、受諾し、又は承認されなければならない。

2 この協定は、中華人民共和国、ユーラトム、インド共和国、日本国、大韓民国、ロシア連邦及びアメリカ合衆国によるこの協定の批准書、受諾書又は承認書の寄託の後三十日で効力を生ずる。

3 この協定がその署名の後一年以内に効力を生じない場合には、寄託者は、この協定の効力発

生を促進するためにいかなる行動方針をとるべきかを決定するため、署名者による会合を招集する。

第二十三条 加入

1 この協定の効力発生の後、いずれの国又は国際機関も、理事会の全会一致の決定に基づき、この協定に加入し、この協定の締約者となることができる。

2 この協定への加入を希望するいずれの国又は国際機関も、事務局長に通報するものとし、事務局長は、この要請が決定のために理事会に提案される少なくとも六箇月前にこの要請を加盟者に通報する。

3 理事会は、いずれの国又は国際機関についても、その加入の条件を決定する。

4 国又は国際機関によるこの協定への加入は、寄託者が加入書及び第十二条5に規定する通報を受領した後三十日で効力を生ずる。

第二十四条 有効期間及び終了

1 この協定の当初の有効期間は、三十五年とする。この期間の最後の五年又は接受国と合意する場合にはこれより短い期間については、イーター施設の除染に充てる。

2 理事会は、この協定の有効期間の満了の日の少なくとも八年前までに、イーター事業の進捗状況を考慮して、この協定の有効期間を延長すべきであるか否かについて助言を得るため、事務局長を委員長とする特別委員会を設置する。特別委員会は、イーター施設の技術的かつ科学的な状態、この協定の有効期間を延長すべき理由及びこの協定の有効期間の延長を勧告する

前に財政上の側面（必要とされる予算並びに除染及び廃止に係る費用に及ぼす影響）を評価する。特別委員会は、その設置の後一年以内に理事会に対して報告書を提出する。

3 理事会は、2に規定する報告書に基づき、この協定の有効期間の満了の日の少なくとも六年前までに、この協定の有効期間を延長するか否かについて全会一致で決定する。

4 理事会は、この協定の有効期間を合計で十年を超えて延長することはできない。また、理事会は、この協定の有効期間の延長がイーター機構の活動の性格又は加盟者の財政上の貢献の枠組みを変更する場合には、この協定の有効期間を延長することはできない。

5 理事会は、この協定の有効期間の満了の日の少なくとも六年前までに、この協定の終了を確認し、並びに除染の段階及びイーター機構の解散に係る措置について決定する。

6 この協定は、除染に必要な時間及び廃止に必要な資金が確保される場合には、すべての締約者の合意により終了することができる。

第二十五条 紛争解決

1 この協定から又はこれに関連して締約者間又は一若しくは二以上の締約者とイーター機構との間で生ずるいかなる問題も、協議、仲介又は仲裁その他の合意する手続によって解決する。関係当事者は、早期の解決を目的として、当該問題の性質を討議するために会合する。

2 関係当事者が協議によって紛争を解決することができない場合には、いずれの当事者も、理事会の議長（議長が紛争当事者である加盟者か

ら選出されている場合には、紛争当事者でない加盟者を代表する理事会の構成員）に対し、当該紛争を解決するよう努めるための会合において仲介人として行動することを要請することができる。そのような会合は、当事者による仲介の要請の後三十日以内に招集し、及び当該要請の後六十日以内に終了する。仲介人は、紛争当事者以外の加盟者と協議の上、紛争解決のための勧告を付した仲介に関する報告書を作成し、及び当該報告書を会合の終了後直ちに提出する。

3 関係当事者は、協議又は仲介によって紛争を解決することができない場合には、合意する手続に従って、合意された紛争解決の方法に当該紛争を付することに合意することができる。

第二十六条 脱退

1 この協定が効力を生じた日から十年を経過した後は、接受締約者以外のいずれの締約者も、この協定から脱退する意図を寄託者に通告することができる。

2 脱退は、脱退する締約者のイーター施設の建設費への貢献に影響を及ぼすものではない。締約者がイーターの運転期間中に脱退する場合に、当該締約者は、合意されるイーター施設の廃止に係る費用についても分担する。

3 脱退は、締約者が脱退する前にこの協定の実施によって生じていた当該締約者のいかなる継続的な権利、義務及び法的状態にも影響を及ぼすものではない。

4 脱退は、1に規定する通告が行われた会計年度の次の会計年度の末日に効力を生ずる。

5 イーター機構は、脱退する締約者と協議の上、脱退の詳細を書面により作成する。

第二十七条 附属書

情報及び知的財産に関する附属書及びイーター建設地に対する支援に関する附属書は、この協定の不可分の一部を成す。

第二十八条 改正

1 いかなる締約者も、この協定の改正を提案することができる。

2 理事会は、全会一致によって締約者に勧告するため、改正案を検討する。

3 改正は、それぞれの締約者の手続に従って、批准され、受諾され、又は承認されなければならない。改正は、すべての締約者による批准書、受諾書又は承認書の寄託の後三十日で効力を生ずる。

第二十九条 寄託者

1 この協定の寄託者は、国際原子力機関事務局長とする。

2 この協定の原本は、寄託者に寄託される。寄託者は、この協定の認証謄本を署名者に送付し、並びに国際連合憲章第百二条の規定に従い登録及び公表のため国際連合事務総長に送付する。

3 寄託者は、すべての署名者並びに加入する国及び国際機関に対し、次の事項を通報する。

(a) それぞれの批准書、受諾書、承認書又は加入書の寄託の日

(b) 第十二条5の規定に従って受領した通報の寄託の日

(c) この協定の効力発生の日及び前条に規定する改正の日

(d) 締約者のこの協定からの脱退の意図の通告
(e) この協定の終了

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けてこの協定に署名した。

二千六年十一月二十一日にパリで、英語により原本一通を作成した。

欧州原子力共同体のために

ヤネス・ポトチュニツク

中華人民共和国政府のために

徐冠華

インド共和国政府のために

アニル・カコドカール

日本国政府のために

岩屋毅

大韓民国政府のために

金雨植

ロシア連邦政府のために

トラヴィン、ウラジーミル・ヴァレンチノ

ヴィツチ

アメリカ合衆国政府のために

レイモンド・L・オーバック

情報及び知的財産に関する附属書

第一条 適用対象及び定義

1.1 この附属書は、この協定の実施に当たり、情報及び保護の対象となる事項に関する知的財産を普及し、交換し、利用し、及び保護することについて適用する。この附属書で使用する用語は、別段の定めがある場合を除くほか、この協定の用語と同一の意味を有する。

1.2 「情報」とは、保護を受けることができるかを問わず、公表されている資料、図面、意匠、計算書、報告書その他の文書、研究開発に関する記録された資料又は方法並びに発明及び発見に関する説明であつて、1.3に定義する知的財産という用語の対象でないものをいう。

1.3 「知的財産」は、千九百六十七年七月十四日にストックホルムで作成された世界知的所有権機関を設立する条約第二条で定義する意味を有する。この附属書の適用上、知的財産には、秘密の情報(技術的知識、営業上の秘密等)を含めることができる。ただし、秘密の情報は、公表されておらず、書面その他の記録された形態であり、かつ、次のすべての条件を満たすものに限る。

- (a) その所有者によつて秘密のものとして保持されてきたもの
- (b) 一般に知られていないもの若しくは公衆が他の情報源から入手可能でないもの又は公衆が印刷された出版物その他判読が可能な文書によつて一般に入手可能でないもの
- (c) その所有者が、当該情報に係る秘密の保護に関する義務を条件としない形態では、他の

者の利用に供してこなかったもの

(d) 当該情報に係る秘密の保護に関する義務を条件としない形態では、受領する者の利用に供しないもの

1.4 「背景の知的財産」とは、この協定が効力を生ずる前に取得され、開発され、若しくは創造された知的財産又はこの協定の範囲外において取得され、開発され、若しくは創造される知的財産をいう。

1.5 「生み出された知的財産」とは、この協定の実施の過程において国内機関若しくは団体を通じて行動する加盟者、イーター機構又は両者がこの協定に従つて生み出し、又は完全な所有権を取得する知的財産をいう。

1.6 「改良」とは、既存の知的財産についての技術的な向上(派生的な業務を含む)をいう。

1.7 「団体」とは、国内機関又はイーター機構がこの協定の目的のために物品又は役務の提供に関する契約を締結する団体をいう。

第二条 一般規定

2.1 加盟者は、この附属書に従つて、生み出された知的財産の可能な限り広範な普及を支援する。

2.2 各加盟者は、他の加盟者及びイーター機構がこの附属書に基づいて配分される知的財産権を取得することができることを確保する。各加盟者又はイーター機構が団体と締結する契約は、この附属書の規定に適合するものでなければならぬ。特に、すべての加盟者及びイーター機構は、この附属書の遵守を確保するために適当と認める公的な調達の手続に従わなければならない。

イーター機構は、イーター機構及び加盟者が背景の知的財産をこの附属書に従つて利用することができるよう、契約する団体の背景の知的財産を時宜を得た方法で適切に特定する。

各加盟者は、イーター機構及び加盟者が背景の知的財産をこの附属書に従つて利用することができるよう、契約する団体の背景の知的財産を時宜を得た方法で適切に特定する。

2.3 この附属書は、加盟者とその国民との間の権利の配分を変更し、又は害するものではない。加盟者又はその国民のいずれが知的財産権を有するかについては、加盟者とその国民との間で関係法令に従い決定する。

2.4 加盟者がこの協定の実施の過程において知的財産を生み出し、又は知的財産の完全な所有権を取得する場合には、当該加盟者は、他のすべての加盟者及びイーター機構に対して適時に通報し、及び当該知的財産の詳細を提供する。

第三条 情報及び科学的な出版物、著作権があるか否かを問わない)の普及

各加盟者は、この協定の実施により直接に生ずる情報を非商業上の利用のために翻訳し、複製し、及び公に頒布する権利を有する。この規定の下で作成される著作権のある著作物の写しであつて公に頒布されるすべてのものは、著作者が明示

的に記名を拒否しない限り、著作者の氏名を明示する。

第四条 加盟者、国内機関又は団体が生

み出し、又は用いる知的財産

4.1 生み出された知的財産

4.1.1 加盟者、国内機関又は団体がこの協定の実施の過程において保護の対象となる事項を生み出す場合には、当該加盟者、国内機関又は団体は、関係法令に従って、いかなる国においても知的財産についてのすべての権利、権原及び利益を取得する権利を有する。

4.1.2 国内機関又は団体を通じて行動する加盟者は、この協定の実施の過程において知的財産を生み出す場合には、公的な支援を得た核融合の研究開発に関する計画のため、平等及び無差別の原則に基づき、生み出された知的財産の取消し不能な、非排他的な、かつ、無償の実施権を他の加盟者及びイーター機構に許諾する。当該実施権は、イーター機構及び他の加盟者が再実施を許諾する権利(他の加盟者については、それぞれの領域内に限る。)を伴う。

4.1.3 国内機関又は団体を通じて行動する加盟者は、この協定の実施の過程において知的財産を生み出す場合には、核融合の商業上の利用のため、平等及び無差別の原則に基づき、生み出された知的財産の非排他的な実施権を他の加盟者に利用可能にする。当該実施権は、当該他の加盟者の領域内にある第三者による核融合の商業上の利用のために当該他の加盟

者が再実施を許諾する権利を伴う。当該実施権の許諾に係る条件は、当該加盟者が自己の領域の内外の第三者に対して当該生み出された知的財産の実施権を許諾するときの条件よりも不利でないものとする。当該実施権の許諾については、そのような条件が提示される限り、拒否してはならない。当該実施権は、実施権者が契約上の義務を履行しない場合にのみ取り消すことができる。

4.1.4 国内機関又は団体を通じて行動する加盟者は、この協定に基づいて知的財産を生み出す場合には、生み出された知的財産の核融合以外の分野における利用を可能にするため、他の加盟者、国内機関、団体及び第三者と商業上の取決めを締結することが奨励される。

4.1.5 生み出された知的財産又は背景的な知的財産の実施権又は再実施を許諾する権利をこの附属書に従って許諾する加盟者、国内機関又は団体は、そのような実施権又は再実施を許諾する権利の許諾の記録を保持し、及びイーター機構を通ずること等により、これを他の加盟者の利用に供する。

4.2 背景的な知的財産

4.2.1 背景的な知的財産は、引き続き当該知的財産を所有する当事者の財産とする。

4.2.2 国内機関又は団体を通じて行動する加盟者は、イーター機構に提供する物品に関して背景的な知的財産(技術的知識、営業上の秘密等の秘密の情報を除く。)を用いる場合において、当該背景的な知的財産が次のいずれかの

要件を満たすときは、公的な支援を得た核融合の研究開発に関する計画のため、平等及び無差別の原則に基づき、当該背景的な知的財産の取消し不能な、非排他的な、かつ、無償の実施権を他の加盟者及びイーター機構に許諾する。当該実施権は、イーター機構が再実施を許諾する権利並びに他の加盟者がそれぞれの領域内において研究機関及び高等教育機関に再実施を許諾する権利を伴う。

イーター施設を建設し、運転し、及び利用するために必要とされること又はイーター施設に関連する研究開発のための技術を用いるために必要とされること。

提供される物品を保守し、又は修理するために必要とされること。

公的な調達に先立ち理事会が必要であると決定する場合において必要とされること。

4.2.3

(a)

国内機関又は団体を通じて行動する加盟者は、イーター機構に提供する物品に関して背景的な秘密の情報を用いる場合において、当該背景的な秘密の情報が次のいずれかの要件を満たすときは、イーター機構が当該背景的な秘密の情報(イーター施設の建設、運転、保守及び修理のための手引書又は訓練用教材を含む。)の取消し不能な、非排他的な、かつ、無償の利用権を有することを確保する。

イーター施設を建設し、運転し、及び利用するために必要とされること又はイーター施設に関連する研究開発のため

の技術を用いるために必要とされること。

物品を保守し、又は修理するために必要とされること。

公的な調達に先立ち理事会が必要であると決定する場合において必要とされること。

規制当局が要請する安全、品質保証及び品質管理のために必要とされること。

(b)

秘密の情報がイーター機構の利用に供される場合には、秘密の情報は、その旨が明確に表示されるものとし、秘密の保護に関する取決めに従って伝達される。秘密の情報の受領者は、(a)に規定する目的のためにのみこれを利用するものとし、当該取決めに規定する範囲内でその秘密を保護する。イーター機構は、自己による背景的な秘密の情報の濫用から生ずる損害に対して賠償を支払う。

4.2.4

国内機関又は団体を通じて行動する加盟者は、イーター機構に提供する物品に関して背景的な秘密の情報(技術的知識、営業上の秘密等)を用いる場合において、当該背景的な秘密の情報が次のいずれかの要件を満たすときは、他の加盟者による公的な支援を得た核融合の研究開発に関する計画のため、当該他の加盟者に対し、金銭上の補償を伴う私契約によって、当該背景的な秘密の情報の商業上の利用権を付与し、又は当該背景的な秘密の情報を同一の物品を提供するために最善の努力を払う。当該利用権の付与又は物品

の提供に係る条件は、当該加盟者が自己の領域の内外の第三者に対して当該背景的な秘密の情報の利用権を付与し、又は当該背景的な秘密の情報を同一の物品を提供するときの条件よりも不利でないものとする。当該利用権の付与又は物品の提供については、そのような条件が提示される限り、拒否してはならない。当該利用権が付与される場合には、当該利用権は、利用権者が契約上の義務を履行しない場合にのみ取り消すことができる。

イーター施設を建設し、運転し、及び利用するために必要とされること又はイーター施設に関連する研究開発のための技術を用いるために必要とされること。

提供される物品を保守し、又は修理するために必要とされること。

公的な調達に先立ち理事会が必要であると決定する場合において必要とされること。

4.2.5 国内機関又は団体を通じて行動する加盟者は、この協定の実施の過程において背景的な秘密の情報を含む背景的な知的財産を用いる場合には、核融合の商業上の利用のため、他の加盟者が背景的な知的財産を用いた部品を妥当な条件で利用することができることを確保し、又は平等及び無差別の原則に基づいて非排他的な実施権を他の加盟者に許諾するために最善の努力を払う。当該実施権は、当該他の加盟者の領域内にある第三者による核融合の商業上の利用のために当該他の加盟者が

再実施を許諾する権利を伴う。当該実施権の許諾に係る条件は、当該加盟者が自己の領域の内外の第三者に対して当該背景的な知的財産の実施権を許諾するときの条件よりも不利でないものとする。当該実施権の許諾については、そのような条件が提示される限り、拒否してはならない。当該実施権は、実施権者が契約上の義務を履行しない場合にのみ取り消すことができる。

4.2.6 国内機関又は団体を通じて行動する加盟者は、イーター機構に提供する物品に関して背景的な知的財産を用いる場合において、当該背景的な知的財産が次のいずれかの要件を満たすときは、4.2.5に規定する目的以外の商業上の目的のため、当該背景的な知的財産を他の加盟者の利用に供することが奨励される。当該背景的な知的財産の所有者が当該他の加盟者に当該背景的な知的財産の実施権を許諾する場合には、当該背景的な知的財産の実施権は、平等及び無差別の原則に基づいて許諾される。

イーター施設を建設し、運転し、及び利用するために必要とされること又はイーター施設に関連する研究開発のための技術を用いるために必要とされること。
提供される物品を保守し、又は修理するために必要とされること。
公的な調達に先立ち理事会が必要であると決定する場合において必要とされること。

4.3 非加盟者の第三者への実施権の許諾
加盟者が非加盟者の第三者に許諾する生み出された知的財産の実施権は、理事会が決定する第三者への実施権の許諾に関する規則に従う。当該規則は、理事会が全会一致で決定する。

5.1 第五条 イーター機構が生み出し、又は用いる知的財産

5.1.1 この協定の実施の過程においてイーター機構が知的財産を生み出す場合には、イーター機構は、知的財産の記録、報告及び保護のための適当な手続を作成する。

5.1.2 イーター機構は、核融合の研究開発の目的のため、平等、無差別、取消不能、非排他性及び無償の原則に基づいて当該知的財産の実施権を加盟者に許諾する。当該実施権は、当該加盟者が自己の領域内において再実施を許諾する権利を伴う。

5.1.3 イーター機構は、この協定の実施の過程において生み出された知的財産を開発し、又は取得する場合には、商業上の利用のため、平等、無差別及び非排他性の原則に基づき、当該生み出された知的財産の実施権を加盟者に許諾する。当該実施権は、当該加盟者の領域内にある第三者による商業上の利用のために当該加盟者が再実施を許諾する権利を伴う。当該実施権の許諾に係る条件は、イーター機構が生み出された知的財産の実施権を第三者に許諾するときの条件よりも不利でない

ものとする。当該実施権の許諾については、そのような条件が提示される限り、拒否してはならない。当該実施権は、実施権者が契約上の義務を履行しない場合にのみ取り消すことができる。

5.2 背景的な知的財産

5.2.1 イーター機構は、次のいずれかの要件を満たす背景的な知的財産を用いる場合において、当該背景的な知的財産に関連する権利を有するときは、核融合の研究開発の目的のため、平等及び無差別の原則に基づき、取消不能な、非排他的な、かつ、無償の実施権により当該背景的な知的財産の再実施を加盟者に許諾するために必要な措置をとる。当該措置は、当該加盟者が自己の領域内において更に再実施を許諾する権利を伴う。イーター機構は、当該背景的な知的財産に関連する権利を取得するために最善の努力を払う。

イーター施設を建設し、運転し、及び利用するために必要とされること又はイーター施設に関連する研究開発のための技術を用いるために必要とされること。
改良及び派生的な業務を実施するために必要とされること。
イーター施設を修理し、及び保守するために必要とされること。
公的な調達に先立ち理事会が必要であると決定する場合において必要とされること。
イーター機構は、この協定の実施の過程において背景的な秘密の情報を含む背景的な知

6.1 イーター機構が直接に雇用する職員及びイーター機構に出向する職員が生み出す知的財産に	5.3 非加盟者の第三者への実施権の許諾 イーター機構が非加盟者の第三者に許諾する実施権は、理事会が決定する第三者への実施権の許諾に関する規則に従う。当該規則は、理事会が全会一致で決定する。 第六条 イーター機構の職員その他の研究者が生み出す知的財産	5.2.3 イーター機構は、加盟者が2.に規定する目的以外の目的のために背景的な秘密の情報を含む背景的な知的財産を利用することができ、るように最善の努力を払う。イーター機構が当該加盟者に当該背景的な知的財産の実施権を許諾する場合には、当該背景的な知的財産の実施権は、平等及び無差別の原則に基づいて許諾される。	的財産を用いる場合には、核融合の商業上の利用のため、平等及び無差別の原則に基づいて非排他的な実施権を加盟者の利用に供するために最善の努力を払う。当該実施権は、当該加盟者の領域内にある第三者による核融合の商業上の利用のために当該加盟者が再実施を許諾する権利を伴う。当該実施権の許諾に係る条件は、イーター機構が当該背景的な知的財産の実施権を第三者に許諾するときの条件よりも不利でないものとする。当該実施権の許諾については、そのような条件が提示される限り、拒否してはならない。当該実施権は、実施権者が契約上の義務を履行しない場合にのみ取り消すことができる。
7.2 理事会は、イーター機構が開発し、又は取得する生み出された知的財産の報告、保護及び記録のための適当な手続(例えば、加盟者が利用することができるデータベースの作成によるもの)をできる限り速やかに採択する。	7.1 加盟者は、自己が開発し、又は取得する生み出された知的財産の保護を受け、又は求める場合には、他のすべての加盟者及びイーター機構に対して適時にその旨を通報し、及び当該保護の詳細を提供する。加盟者は、いかなる国又は地域においても生み出された知的財産の保護を求める権利を行使しないことを決定する場合には、イーター機構に対して適時に当該決定を通報するものとし、イーター機構は、直接に又は加盟者を通じて当該保護を受けることを求めることができる。	6.3 イーター機構の利用のための一般的な計画に 関与していない客員の研究者が生み出す知的財産は、当該客員の研究者とイーター機構との間の取決めであつて、理事会が定める条件に基づくものに従う。 第七條 知的財産の保護	6.2 特定の活動に従事するためにイーター機構との取決めによりイーター機構の活動に参加する客員の研究者であつて、イーター機構の利用のための一般的な計画に直接に関与しているものが生み出す知的財産については、理事会が別段の合意をする場合を除くほか、イーター機構が所有する。
9.2 この附属書に基づいて加盟者及びイーター機構に与えられる知的財産権(特に、すべての許諾される実施権)及び課せられる義務は、この協定の終了の後又は締約者の脱退の後も存続する。	9.1 理事会は、知的財産に関連し、かつ、この協定が十分に取扱いがない場合に限り、この協定の終了又は締約者の脱退に関連するいかなる事項についても、必要に応じて取り扱う。 9.2 この附属書に基づいて加盟者及びイーター機構に与えられる知的財産権(特に、すべての許諾される実施権)及び課せられる義務は、この協定の終了の後又は締約者の脱退の後も存続する。	8.1 接受締約者は、イーター施設が接受国に移転された後の廃止の段階において、イーター施設の廃止の過程で生み出され、又は利用されるすべての関連情報を他の加盟者に提供する。当該情報は、公表されているか否かを問わない。 8.2 廃止の段階において接受国が生み出す知的財産は、この附属書によって影響を受けない。 第九條 終了及び脱退	7.3 加盟者又はイーター機構は、知的財産を共同で創造する場合には、選択するいずれの国においても、共有に係る知的財産権を取得すること を求める権利を有する。 7.4 二以上の加盟者又はイーター機構とともに一若しくは二以上の加盟者が知的財産を創造する場合において、関連する知的財産権による保護を申請し、受け、又は維持するために当該知的財産の特徴が分離できないときは、当該知的財産は、共有に係る知的財産権の対象とする。この場合には、当該知的財産を共同で創造した者は、共有に係る知的財産権に関する取決めに よる、当該知的財産の配分及び所有権の行使の条件について相互に合意する。 第八條 廃止
2 1に規定する支援の詳細及びイーター機構と	第一条 イーター建設地に対する支援に 関する協定 1 接受締約者は、イーター機構に対し、イーター建設地に対する支援のための土地、施設、建物、物品及び役務であつてこの附属書にその概要が示されるものを提供し、又はこれらが提供されることを確保する。接受締約者は、この目的のために自己に代わつて行動する機関を指定することができる。	第十三條 責任 イーター機構及び加盟者は、実施権に関する取決めの交渉を行う場合には、必要に応じて、当該取決めの実施から生ずるそれぞれの責任、権利及び義務を規律する適切な規定を当該取決めに含める。	第十條 使用料 イーター機構が知的財産の実施権を許諾することによって受領する使用料は、イーター機構の資源とする。 第十一條 紛争解決 この附属書から又はこれに関連して生ずるいかなる紛争も、この協定第二十五条の規定に従つて解決する。 第十二條 発明者に対する報償 理事会は、職員が知的財産を生み出す場合には、当該職員への報償に関する適当な条件を決定する。

接受締約者又はその指定する機関(以下「接受者」という。)との間の協力のための手続は、相互間で締結するイーター建設地に対する支援に関する協定で定める。

第二条 有効期間

接受者は、イーター機構の設立の日からこの協定の有効期間の満了の日又は終了の日までの間、イーター機構に対しイーター建設地に対する支援を提供する。

第三条 連絡委員会

イーター機構及び接受者は、この附属書の対象となる支援の効果的な提供であつてイーター建設地に対する支援に関する協定に規定する条件に基づくものを確保するために連絡委員会を設置する。

第四条 土地、建物、施設及び通行

接受者は、国際熱核融合実験炉のための工学設計活動における協力に関する欧州原子力共同体、日本国政府、ロシア連邦政府及びアメリカ合衆国政府の間の協定に基づいて設置された理事会が二千年に採択したイーター建設地の要件及びイーター建設地の設計に関する前提条件に定める条件に従つて、イーター建設地その他次に掲げる特定の施設及び役務を自己の負担で提供する。

- (a) イーターの建物の建設、使用及び拡張並びに補助的な役務の提供を可能にし、かつ、イーター機構が無償で利用することのできる土地であつて国際熱核融合実験炉のための工学設計活動の最終報告書に定めるもの
- (b) イーター建設地の境界まで提供される主要な役務 水道、電気、下水、排水及び警報システム

- (c) イーター事業のために搬入される最大寸法及び最大重量の装置並びに職員及び訪問者のイーター建設地の境界までの通行を可能とするマルセイユのオートノム港とイーター建設地との間の経路における道路、小道及び橋(必要な場合には、これらの改修を含む。)
- (d) 締約者が貢献する部品のマルセイユのオートノム港から又は空輸の場合にはマリニャーヌ空港からイーター建設地までの輸送に関する役務

- (e) イーター機構の最終的な建物及び施設が使用可能となるまでの間のイーター建設地又はその近傍におけるイーター機構が必要とする一時的な建物及び施設
- (f) 電力供給設備(五百メガワットまでの断続的な負荷を伴う電力の供給及び送電網との接続に係る保守による供給の中断のない百二十メガワットの連続的な電力の供給を受けることが可能な電力供給設備のイーター建設地の境界までの設置及び維持)
- (g) 平均四百五十メガワットの熱エネルギーの環境への放出のための冷却水の供給
- (h) 大容量のコンピュータ網及び電気通信回線への接続

第五条 役務

- (a) 接受者は、前条に掲げる事項のほか、イーター建設地に対する支援に関する協定に従つて、イーター機構が必要とする技術上及び管理上の役務並びに一般的な役務を自己の負担で又は検証された費用により提供する。これらの役務には、少なくとも次の事項を含む。
- (b) 支援職員(この協定第八条の規定に基づいて

- (b) 医療サービス施設に係る役務
- (c) 緊急時における役務
- (d) 警備及び警報システム並びにその施設に係る役務
- (e) 食堂に係る役務
- (f) 許可取得手続に関する支援
- (g) 安全管理に関する支援
- (h) 語学講座に関する支援
- (i) イーターの運転から生ずる放射性廃棄物の管理及び処分に係る役務
- (j) 移転及び居住に関する支援
- (k) 勤務地までの及び勤務地からのバスによる輸送の役務

- (l) 娯楽、社交及び福祉施設に係る役務
- (m) 公益事業によつて使用に供される役務
- (n) 図書館及びマルチメディアに係る役務
- (o) 環境の監視(放射線の監視を含む。に係る役務
- (p) イーター建設地におけるごみ処理、清掃及び造園に係る役務

第六条 教育

接受者は、自己の負担で、職員の子弟の教育のための国際学校を設立し、接受締約者以外の締約者の教育当局との協議により作成する国際的かつ中核的な教育課程に基づいた大学前の教育を提供し、及び接受締約者以外の締約者に特有な、かつ、支援された追加的な教育課程の科目の実施を促進する。接受締約者以外の締約者は、学校の発展及びそれぞれの教育当局によるこれらの教育課程の認定を支援するために最善の努力を払う。

イーター事業の共同による実施のためのイーター国際熱核融合エネルギー機構の設立に関する協定の締結について承認を求める件に関する報告書

一 本件の目的及び要旨

平和的目的のための核融合エネルギーの科学的及び技術的な実現可能性を証明することを目的とするイーター(国際熱核融合実験炉)事業に関し、平成十三年十一月、同事業の共同による実施のための国際機関を設立する協定を作成することを主眼とした政府間協議が開始された。平成十七年六月にはイーターの建設地がフランスのカダラッシュに決定され、その後、集中的に政府間協議や専門家会合が行われた結果、この協定の案分について原則合意に達したので、平成十八年十一月二十一日パリにおいて、中国、欧州原子力共同体(以下「ユーラトム」という。)、インド、日本、韓国、ロシア及び米国の七者により本協定の署名が行われた。

本協定は、イーター事業を実施するために、イーター国際熱核融合エネルギー機構(以下「イーター機構」という。)を設立すること並びにその目的、任務及びイーター機構の資源等について定めたものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 イーター事業を実施する主体であるイーター機構を設立すること。
- 2 イーター機構は、イーター事業について、加盟者間の協力のための措置を講じること等を目的とすること。
- 3 イーター機構は、イーター施設の建設、運転、利用等を行うこと、研究所その他の機関及び人員によるイーター施設の利用を奨励す

ること、核融合エネルギーの公衆による理解及び受入れを促進すること等を任務とする。

4 イーター機構は、国際法上の法人格を有し、加盟者の領域内において必要な法律上の能力を有すること。

5 イーター機構の主要な内部機関である理事会は、加盟者の代表で構成し、同機構の意思を決定すること。

6 イーター機構を代表する事務局長は、五年の任期で任命されること。

7 イーター機構の資源は、加盟者から提供される財政上の貢献及び財政上の貢献以外の貢献等から成り、イーター機構の任務を遂行するためにのみ使用すること。

なお、協定の不可分の一部を成す、情報及び知的財産に関する附属書は、この協定の実施に当たり、情報及び保護の対象となる事項に関する知的財産の普及、交換、利用及び保護について適用すること等について、イーター建設地に対する支援に関する附属書は、接受締約者が提供するイーター建設地に対する支援の内容等について規定している。

本協定は、中国、ユーラトム、インド、日本、韓国、ロシア及び米国によるこの協定の批准書、受諾書又は承認書を国際原子力機関事務局長に寄託の後三十日で効力を生じ、三十五年間効力を有することになっている。

よって政府は、本協定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めるとするのである。

二 本件の議決理由

本協定を締結することは、持続的な核融合に

よる発電の実現及び将来の有望なエネルギー源の確保並びに環境問題等の地球規模の問題の解決に寄与するとの見地から有意義であると認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。

三 本件に要する経費

本件に要する経費については、平成十九年度一般会計予算文部科学省所管に、約二十八億一千万円が計上されている。

右報告する。

平成十九年四月十三日

外務委員長 山口 泰明
衆議院議長 河野 洋平殿

イーター事業の共同による実施のためのイーター国際核融合エネルギー機構の特権及び免除に関する協定の締結について承認を求めるの件

右
国会に提出する。

平成十九年二月二十七日

内閣総理大臣 安倍 晋三

イーター事業の共同による実施のためのイーター国際核融合エネルギー機構の特権及び免除に関する協定の締結について承認を求めるの件

イーター事業の共同による実施のためのイーター国際核融合エネルギー機構の特権及び免除に関する協定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

理 由

この協定は、イーター事業の共同による実施のためのイーター国際核融合エネルギー機構等に対して付与される特権及び免除の内容及び範囲を定めるものである。我が国がこの協定を締結することとは、イーター事業の共同による実施に寄与するとの見地から有意義であると認められる。よって、この協定を締結することとした。これが、この案件を提出する理由である。

イーター事業の共同による実施のためのイーター国際核融合エネルギー機構の特権及び免除に関する協定

欧州原子力共同体（以下「ユーラトム」という。）、中華人民共和国政府、インド共和国政府、日本国政府、大韓民国政府及びロシア連邦政府（以下「締約者」という。）は、

イーター事業の共同による実施のためのイーター国際核融合エネルギー機構の設立に関する協定（以下「イーター協定」という。）第十二条が、その締約者に対して特権及び免除を実施するための措置をとることを要請しているのを、

この協定の目的が、イーター協定第十二条の規定に従って、この協定の締約者のために特権及び免除の内容及び範囲を定めることであるので、

締約者が、二千六年五月二十四日にブリュッセルで開催されたイーター閣僚会議においてこの協定を締結する意思を確認したので、
次のとおり協定した。

第一條

1 イーター国際核融合エネルギー機構（以下

「イーター機構」という。）は、イーター協定第五条の規定に従って、国際法上の法人格（国又は国際機関と協定を締結する能力を含む。）を有する。

2 イーター機構は、法人格を有するものとし、加盟者の領域内において次の事項を含む必要な法律上の能力を有する。

- (a) 契約を締結すること。
- (b) 財産を取得し、保有し、及び処分すること。
- (c) 許可を取得すること。
- (d) 訴えを提起すること。

第二條

イーター機構の建物及び構内は、不可侵とする。

第三條

イーター機構の公文書及び書類は、不可侵とする。

第四條

1 イーター機構は、裁判権からの免除及び強制執行の免除を享受する。ただし、次のものについては、この限りでない。

- (a) イーター機構が明示的に当該免除を放棄する特定の事例
- (b) イーター機構が所有し、若しくはイーター機構のために運行される自動車により引き起こされる事故から生ずる損害について第三者の提起する民事訴訟又はこれらの自動車に係る交通犯罪
- (c) 第二十三条の規定に基づいて行われる仲裁裁定の執行
- (d) イーター機構の職員の債務のために執行さ

イーター事業の共同による実施のためのイーター国際核融合エネルギー機構の特権及び免除に関する協定の締結について承認を求めるの件及び同報告書 イーター事業の共同による実施のためのイーター国際核融合エネルギー機構の特権及び免除に関する協定の締結について承認を求めるの件及び同報告書

れるイーター機構の職員の給料の差押え。ただし、当該差押えが、それが執行される国の領域内において有効な規則に従った最終的かつ執行可能な法的な決定から生ずる場合に限る。

2 イーター機構の財産及び資産は、いずれの場合にあるかを問わず、あらゆる形式の徴収、没収、収用及び差押えを免除される。ただし、次のものについては、この限りでない。

(a) イーター機構が明示的に当該免除を放棄する特定の事例

(b) 1(b)に規定する民事訴訟

(c) 第二十三条の規定に基づいて行われる仲裁裁定の執行

3 イーター機構は、あらゆる形式の行政上の強制及び暫定的な司法上の強制を免除される。ただし、イーター機構が明示的に当該免除を放棄する特定の事例及び次のものに關連し、又は次のものについて必要とされる強制については、この限りでない。

(a) イーター機構が所有し、又はイーター機構のために運行される自動車に係る事故の防止及び調査

(b) 第二十三条の規定に基づいて行われる仲裁裁定の執行

第五条

1 イーター機構並びにその財産及び収入については、イーター機構の公的な活動の範囲内において直接税を免除される。

2 締約者は、イーター機構の公的な活動の遂行のために真に必要な物品又は役務がイーター機構によつて又はイーター機構のために購入され

れ、又は使用される場合において、当該物品又は役務の価格の一部として税が含まれるときは、可能な限り、当該税を免除し、又は還付するために適当な措置をとる。

第六条

1 イーター機構の公的な活動のためにイーター機構によつて又はイーター機構のために輸入され、又は輸出される物品については、すべての関税その他の税を免除される。イーター機構がイーター機構の公的な活動のために輸入し、又は輸出する物品については、イーター協定の第十四条及び第二十條に規定する法令及び政策に適合する禁止又は制限である場合を除くほか、輸入及び輸出に対する禁止及び制限を免除される。

2 前条に規定する免除によつて利益を受けた物品又は1の規定に基づいて輸入された物品は、免除を認めた締約者が定める条件に従う場合を除くほか、売却し、又は譲渡してはならない。

第七条

1 前二条の規定の適用上、イーター機構の公的な活動は、その運営上の活動(イーター機構が設けるいかなる社会保障制度に關連する業務も含む)及びイーター協定に定めるイーター機構の目的を達成するために実施される活動を含む。

2 前二条の規定は、公益事業の使用料にすぎない税については、適用しない。

第八条

イーター機構の職員の一身上の便宜のために購入され、若しくは輸入される物品又はこのために提供される役務については、第五条及び第六条の

規定に基づく免除は、与えられない。

第九条

イーター機構が送付し、又はイーター機構に送付される出版物その他の資料の配布については、いかなる方法によつても制限してはならない。ただし、このことは、イーター協定の第十四条及び第二十條に規定する法令及び政策の適用を妨げるものではない。

第十条

1 イーター機構は、いかなる種類の資金、通貨、現金又は有価証券も受領し、及び保持することができない。イーター機構は、イーター協定に規定するあらゆる目的のためにそれらを自由に処分し、及びイーター機構の義務を履行するために必要な範囲内でいかなる通貨の勘定も保持することができない。

2 イーター機構は、1に規定する権利を行使するに当たつて、いずれの加盟者が行ういかなる申入れに対しても、イーター機構の利益を害することなくこの申入れを実施することができると考える限り、妥当な考慮を払う。

第十一条

1 イーター機構は、その公用通信及びすべての書類の移送に關し、各締約者が他の国際機関に与える待遇よりも不利でない待遇を享受する。

2 イーター機構の公用通信は、通信手段のいかなる問はず、検閲してはならない。

第十二条

締約者は、イーター機構の職員について、その領域への入国、その領域における滞在又はその領域からの出国を容易にするためにすべての適当な措置をとる。

1 締約者の代表は、代表としての任務の遂行中及びイーター機構が招集する会合地への往復の旅行中、次の特権及び免除を享受する。

第十三条

(a) 逮捕及び抑留並びに手荷物の押収の免除

(b) 締約者の代表が任務の遂行上行った行為(口頭及び書面による陳述を含む)について

の裁判権からの免除(この免除は、当該代表の任務の終了の後も与えられる)。ただし、締約者の代表が犯す自動車に係る交通犯罪又は締約者の代表が所有し、若しくは運転する自動車により引き起こされる損害については、この限りでない。

(c) すべての公用の書類及び文書の不可侵

(d) 特別の伝書使又は封印袋によつて文書又は信書を受取る権利

(e) 自己及び配偶者に關し、出入国を制限する措置及び外国人登録手続の免除

(f) 通貨及び為替の制限に係る事項に關し、一時的な公的任務を有する外国政府の代表に与えられる便宜と同一の便宜

(g) 手荷物に關し、外交官に与えられる通関の便宜と同一の通関の便宜

2 特権及び免除は、締約者の代表の一身上の便宜のために与えられるのではなく、イーター機構に關連する任務の遂行における完全な独立を確保するために締約者の代表に与えられる。

各締約者は、免除を引き続き享受することが正義の実現を阻害するものであり、かつ、当該免除が与えられる目的を害することなくこれを放棄することができると認める場合には、イーター協定第十二条の規定に従つて、その代表の免除を放棄する。

第十四条

イーター機構の職員は、次の特権及び免除を享受する。

- (a) イーター機構の職員が任務の遂行上行った行為(口頭及び書面による陳述を含む。)についての裁判権からの免除(この免除は、当該職員がイーター機構の職員でなくなった後も与えられる。)。ただし、イーター機構の職員が犯す自動車に係る交通犯罪又はイーター機構の職員が所有し、若しくは運転する自動車により引き起こされる損害については、この限りでない。
- (b) 兵役に関するすべての義務の免除
- (c) すべての公用の書類及び文書の不可侵
- (d) 出入国を制限する措置及び外国人登録を規律する措置の免除に関し、国際機関の職員に通常与えられる便益と同一の便益(この便益は、イーター機構の職員の家族の構成員であつて当該職員の世帯に属するものに対しても与えられる。)
- (e) 為替規制に関し、国際機関の職員に与えられるの特権と同一の特権
- (f) 国際的な危機の場合に外交官に与えられる帰国の便益と同一の帰国の便益(この便益は、イーター機構の職員の家族の構成員であつて当該職員の世帯に属するものに対しても与えられる。)
- (g) 関係国に最初に赴任する際に家具及び身用品を無税で輸入する権利並びに当該国における任務の終了の際に当該家具及び身用品を無税で輸出する権利。ただし、いずれの場合においても、自国の領域内において当該権利が

行使される国が必要と認める条件に従う。

第十五条

前条に規定する特権及び免除のほか、イーター機構の事務局長及び事務局長の職が空席の場合には事務局長に代わつて行動するように命じられた者は、同等の地位にある外交官に与えられる特権及び免除を享受する。

第十六条

専門家は、イーター機構に関連する任務又はイーター機構のための任務を遂行するに当たつて、任務の遂行上及び任務の期間中行われる旅行の間を含めて、その任務を遂行するために必要な範囲内で、次の特権及び免除を享受する。

- (a) 専門家が任務の遂行上行った行為(口頭及び書面による陳述を含む。)についての裁判権からの免除(この免除は、当該専門家がイーター機構のための任務の遂行を終了した後も与えられる。)。ただし、専門家が犯す自動車に係る交通犯罪又は専門家が所有し、若しくは運転する自動車により引き起こされる損害については、この限りでない。
- (b) すべての公用の書類及び文書の不可侵
- (c) 通貨及び為替の規制並びに手荷物に関し、一時的な公的任務を有する外国政府の公務員に与えられる便益と同一の便益

第十七条

イーター機構が支払う給料及び手当は、所得税を免除される。ただし、これらの給料及び手当がイーター機構の利益のために課される賦課金の対象である場合に限る。締約者は、他の源泉からの所得に対して課する税の額を算定するためにこれらの給料及び手当を考慮に入れる権

利を留保する。

- 2 1の規定は、イーター機構が事務局長及び職員であつた者に支払う保険年金及び退職年金については、適用しない。

第十八条

第十四条及び前条の規定は、イーター機構の職員規則が適用されるすべての種類の職員について適用する。イーター機構の理事会(以下「理事会」という。)は、第十六条の規定が適用される専門家の種類を決定する。この条に規定する職員及び専門家の氏名、肩書及び住所は、イーター機構の加盟者に随時通報する。

第十九条

イーター機構が独自の社会保障制度を設ける場合には、イーター機構、事務局長及び職員は、締約者又は接受国と締結する取決めに従つて、締約者又は接受国の社会保障機関に対するすべての強制的な拠出を免除される。

第二十条

締約者は、自国民又はイーター機構の職員的位置に就く時に締約者に通常居住する者に対し、第十三条、第十四条(b)及び(d)から(g)まで、第十五条、第十六条(c)並びに前条に規定する特権及び免除を与えることを義務付けられない。

第二十一条

1 この協定に定める特権及び免除は、イーター機構の事務局長、職員及び専門家の一身上の便宜のために与えられるものではなく、イーター機構の任務が阻害されないこと並びに特権及び免除を与えられる者が完全に独立していることをあらゆる状況において確保するためにのみ与えられる。

2 理事会は、免除を引き続き享受することが正

義の実現を阻害するものであり、かつ、当該免除の放棄がイーター機構及び加盟者の利益に反するものではないと認める場合には、イーター協定第十二条の規定に従つて、いかなる関連する免除も放棄する。

第二十二条

イーター機構は、裁判の正当な運営を容易にし、警察法令、公衆の衛生及び安全、許可制度、環境保護、労働監督に関する法令その他これらに類する国内法令の遵守を確保し、並びにこの協定に定める特権及び免除のいかなる濫用も防止するため、締約者及びイーター協定第一条2に規定する接受国の権限のある当局と常に協力する。この条に規定する協力のための手続は、本部協定及び現地事務所に関する協定又は補足的な協定で定めることができる。

第二十三条

1 イーター機構は、書面による契約(職員規則に従つて締結する契約を除く。)を締結する場合には、仲裁について規定することができる。仲裁事項又は仲裁のために締結する特別な取決めは、適用可能な法令及び仲裁人が仲裁を行う国を特定する。

2 仲裁裁定の執行については、自国の領域内において裁定が執行される国で有効な規則によつて規律する。

第二十四条

この協定は、ユーラトムを設立する条約に従つて、当該条約が対象とする領域に適用する。また、この協定は、当該条約その他の関連する協定に従つて、十分に関係を有する第三国としてユーラトムの核融合計画に参加するブルガリア共和国、ルーマニア及びスイス連邦に適用する。

第二十五条

- 1 この協定は、それぞれの署名者の手続に従つて、批准し、受諾し、又は承認されなければならない。
- 2 この協定は、中華人民共和国、ユーラトム、インド共和国、日本国、大韓民国及びロシア連邦によるこの協定の批准書、受諾書又は承認書の寄託の後三十日で効力を生ずる。
- 3 この協定がその署名の後一年以内に効力を生じない場合には、寄託者は、この協定の効力発生を促進するためにいかなる行動方針をとるべきかを決定するため、署名者による会合を招集する。

第二十六条

- 1 関係する国又は国際機関は、理事会がイーター協定第二十三条1の規定に従つて決定を採択した後、この協定に加入し、この協定の締約者となることができる。
- 2 加入は、加入書が寄託者に寄託された日に効力を生ずる。

第二十七条

この協定は、イーター協定と同一の有効期間を有する。この協定の有効期間の満了は、第十三条1(b)、第十四条(a)及び第十六条(a)に規定する免除に影響を及ぼすものではない。

第二十八条

この協定から又はこれに関連して締約者間又は一若しくは二以上の締約者とイーター機構との間で生ずるいかなる問題も、協議、仲介又は仲裁その他の合意する手続によって解決する。関係当事者は、早期の解決を目的として、当該問題の性質を討議するために会合する。

第二十九条

- 1 この協定の寄託者は、国際原子力機関事務局長とする。
- 2 この協定の原本は、寄託者に寄託される。寄託者は、この協定の認証謄本を署名者に送付し、並びに国際連合憲章第百二条の規定に従い登録及び公表のため国際連合事務総長に送付する。
- 3 寄託者は、すべての署名者並びに加入する国及び国際機関に対し、次の事項を通報する。
 - (a) それぞれの批准書、受諾書、承認書又は加入書の寄託の日
 - (b) この協定の効力発生の日

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けてこの協定に署名した。

二千六年十一月二十一日にパリで、英語により原本一通を作成した。

欧州原子力共同体のために
ヤネス・ポトチュニク

中華人民共和国政府のために
徐冠華

インド共和国政府のために
アニル・カコドカル

日本国政府のために
岩屋毅

大韓民国政府のために

金雨植

ロシア連邦政府のために
トラヴィン、ウラジーミル・ヴァレンチノ
ウィツチ

イーター事業の共同による実施のためのイーター国際核融合エネルギー機構の特権及び免除に関する協定の締結について承認を求めるの件に関する報告書

一 本件の目的及び要旨

イーター事業の共同による実施のためのイーター国際核融合エネルギー機構の設立に関する協定(以下「イーター協定」という。)に係る政府間協議において、イーター事業が長期的かつ大規模な事業であることから、その実施に当たっては、安定的な基盤を有する国際機関の設立が必要であること及び設立される国際機関、その職員等が確実にその任務を遂行し得るためには、特権及び免除を享受することが不可欠であることが認識された。そのような認識を踏まえて、イーター協定の政府間協議において、特権及び免除の付与の方法並びに付与される特権及び免除の内容及び範囲についても同時に協議が行われた。その結果、イーター協定とは別途、特権及び免除に関する協定を作成することについて合意し、平成十八年五月の第三回イーター閣僚級会合でこの協定の案文について原則合意に達したので、同年十一月二十一日パリにおいて、中国、欧州原子力共同体(以下「ユーラトム」という。)、インド、日本、韓国及びロシア

の代表者により本協定の署名が行われた。

本協定は、イーター国際核融合エネルギー機構(以下「イーター機構」という。)等に対して付与される特権及び免除の内容及び範囲について定めたものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 イーター機構の建物、公文書等は、不可侵とすること。
 - 2 イーター機構は、裁判権からの免除、強制執行の免除等を享受すること。
 - 3 イーター機構並びにその財産及び収入については、イーター機構の公的な活動に関し、直接税、関税等を免除されること。
 - 4 締約者は、イーター機構の職員について、その領域への入国、その領域における滞在又はその領域からの出国を容易にするためにすべての適当な措置をとること。
 - 5 締約者の代表、イーター機構の事務局長及び職員並びに専門家は、任務の遂行上行った行為についての裁判権からの免除等の特権及び免除を享受すること。
 - 6 イーター機構が支払う給料及び手当は、所得税を免除されること。
- なお、本協定は、中国、ユーラトム、インド、日本、韓国及びロシアによるこの協定の批准書、受諾書又は承認書を国際原子力機関事務局長に寄託の後三十日で効力を生じ、イーター協定と同一の有効期間を有することになっている。
- よつて政府は、本協定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めるというのである。

二 本件の議決理由

本協定を締結することは、イーター機構等に対して特権及び免除が付与され、イーター事業を確実に実施するための環境が整備されるとの見地から有意義であると認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。
右報告する。

平成十九年四月十三日

外務委員長 山口 泰明

衆議院議長 河野 洋平殿

核融合エネルギーの研究分野におけるより広範な取組を通じた活動の共同による実施に関する日本国政府と欧州原子力共同体との間の協定の締結について承認を求めるの件

右
国会に提出する。

平成十九年二月二十七日

内閣総理大臣 安倍 晋三

核融合エネルギーの研究分野におけるより広範な取組を通じた活動の共同による実施に関する日本国政府と欧州原子力共同体との間の協定の締結について承認を求めるの件

核融合エネルギーの研究分野におけるより広範な取組を通じた活動の共同による実施に関する日本国政府と欧州原子力共同体との間の協定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

理 由

政府は、核融合エネルギーの研究分野におけるより広範な取組を通じた活動を共同で実施するため、平成十九年二月五日に東京で、核融合エネルギーの研究分野におけるより広範な取組を通じた活動の共同による実施に関する日本国政府と欧州原子力共同体との間の協定に署名した。よって、この協定を締結することとした。これが、この案件を提出する理由である。

核融合エネルギーの研究分野におけるより広範な取組を通じた活動の共同による実施に関する日本国政府と欧州原子力共同体との間の協定

日本国政府及び欧州原子力共同体(以下「ユーラトム」という。)の両者(以下「両締約者」と総称する。)は、
制御核融合分野における協力に関する日本国政府と欧州原子力共同体との間の協定を考慮し、
二千五年六月二十八日にモスクワで開催されたイーター閣僚会議におけるイーター交渉の当事者の代表による共同宣言及び同共同宣言に添付され、かつ、より広範な取組を通じた活動の実施のための主要な原則を定める「共同文書 イーター事業に関する接受者及び非接受者の役割」(以下「共同文書」という。)を考慮し、
二千六年十一月二十二日のブリュッセルにおけるより広範な取組を通じた活動の共同による実施に関する日本国政府及びユーラトムの代表による共同宣言(以下「ブリュッセル共同宣言」という。)を考慮し、

イーター工学設計活動及びイーター国際核融合エネルギー機構の設立を通じたイーター事業の共同による実施のための準備に対する両締約者の貢献を想起し、
イーター事業における国際原子力機関の役割及び経済協力開発機構の国際エネルギー機関の下での核融合の研究開発の分野における両締約者の協力を認識し、
イーターの建設の段階に合致する期間にイーター事業及び平和的目的のための核融合エネルギーの早期の実現を支援するより広範な取組を通じた活動を共同で実施することを希望して、
次のとおり協定した。

第一章 序

第一条 目的

この協定は、共同文書に従って、イーター事業及び平和的目的のための核融合エネルギーの早期の実現を支援するより広範な取組を通じた活動(以下「より広範な取組を通じた活動」という。)の共同による実施のための具体的な手続及び詳細に関する枠組みを定めることを目的とする。

第二条 より広範な取組を通じた活動の概要

- 1 より広範な取組を通じた活動は、次の三の事業から成る。
 - (a) 国際核融合材料照射施設に関する工学実証及び工学設計活動に係る事業
 - (b) 国際核融合エネルギー研究センターに係る事業
 - (c) サテライト・トカマク計画に係る事業
- 2 より広範な取組を通じた活動は、共同文書に従い及びブリュッセル共同宣言を基礎として、

イーターの建設の段階に合致する期間に実施する。

3 より広範な取組を通じた活動を規律する一般原則は、この協定で定めるものとし、より広範な取組を通じた活動の各事業ごとの原則は、この協定の不可分の一部を成す附属書Ⅰ、附属書Ⅱ及び附属書Ⅲで定める。

第二章 より広範な取組を通じた活動に関する運営上の組織

第三条 より広範な取組を通じた活動に関する運営委員会

1 この協定により、より広範な取組を通じた活動に関する運営委員会(以下「運営委員会」という。)を設立する。運営委員会は、この協定に従って、より広範な取組を通じた活動の実施に関する全般的な指導及び監督について責任を負う。

2 運営委員会は、次条Ⅰの規定に従って設置される事務局(以下「事務局」という。)の補佐を受ける。

3 運営委員会は、法人格を有するものとし、他の国及び国際機関との関係において並びに両締約者の領域内において、その任務を遂行し、及びその目的を達成するために必要な法律上の能力を有する。

4 各締約者は、運営委員会に同数の委員を任命し、及び任命する委員のうちから一人を自己の代表団の長に指名する。

5 運営委員会は、少なくとも年二回、欧州及び日本国において交互に又は他の合意する時期及び場所において会合する。会合を主催する締約者の代表団の長は、会合の議長を務める。運営

委員会は、議長が招集するときに会合する。 6 運営委員会は、コンセンサス方式により決定を行う。 7 両締約者は、相互の合意によって運営委員会の費用を負担する。 8 運営委員会の任務は、次の事項を含む。 (a) 次条1に規定する事務局の職員の任命 (b) 第六条1に規定するより広範な取組を通じた活動の各事業の事業長(以下「事業長」という。)の任命 (c) 次章に規定するより広範な取組を通じた活動の各事業に関する事業計画、作業計画及び年次報告(以下それぞれ「事業計画」、「作業計画」及び「年次報告」という。)の承認 (d) 第六条2に規定する事業チーム(以下「事業チーム」という。)の構成の承認 (e) 第十二条1(a)(ii)に規定する財政上の貢献以外の貢献の一部として締約者が事業チームに提供する専門家(以下「専門家」という。)の各年ごとの任命 (f) 第二十五条の規定に基づくイーター事業の共同による実施のためのイーター国際核融合エネルギー機構の設立に関する協定(以下「イーター協定」という。)の他の締約者によるより広範な取組を通じた活動の事業への参加に関する決定並びにその後の当該他の締約者との当該参加に関する協定及び取決めの締結より広範な取組を通じた活動について指導し、及び監督するために必要なその他の任務 第四条 事務局 運営委員会は、事務局を設置するものとし、事務局は、日本国に置く。運営委員会は、事務局の職員を任命する。 2 事務局は、運営委員会を補佐する。事務局の任務は、運営委員会が決定するものとし、次の事項を含む。 (a) 運営委員会の公用通信を発受すること。 (b) 運営委員会の会合を準備すること。 (c) 運営委員会のために運営上の報告書その他の報告書を作成すること。 (d) 運営委員会が決定するその他の活動を行うこと。 第五条 事業委員会 1 両締約者は、より広範な取組を通じた活動の各事業のための事業委員会(以下「事業委員会」という。)を設置する。 2 各締約者は、各事業委員会に同数の委員を任命する。 3 各事業委員会は、少なくとも年二回会合する。事業委員会による別段の合意がある場合を除くほか、事業委員会は、日本国で会合する。各事業委員会の議長は、当該事業委員会の委員のうちから運営委員会が指名する。 4 各事業委員会は、コンセンサス方式により決定を行う。 5 次条に規定するそれぞれの事業長は、各事業委員会の事務局としての機能を確保する。 6 各事業委員会の任務は、次の事項を含む。 (a) 関連する事業長が次章の規定に従って運営委員会に提出するそれぞれの事業計画、作業計画及び年次報告の草案について、勧告を行うこと。 (b) より広範な取組を通じた活動の事業に関する進捗状況について監視し、及び報告すること。 (c) 運営委員会が指示するその他の任務を遂行すること。 第六条 事業長及び事業チーム 1 運営委員会は、より広範な取組を通じた活動の各事業のために事業長を任命する。事業長は、附属書I、附属書II及び附属書IIIに定める事業の実施の調整について責任を負う。 2 各事業長は、その責任及び任務の遂行に当たり、それぞれの事業チームの補佐を受ける。各事業チームの構成員は、専門家及び客員の科学者その他の構成員から成る。各事業チームの構成は、それぞれの事業長の提案に基づいて運営委員会が承認する。 3 各事業長の任務は、次の事項を含む。 (a) 作業計画の実施に当たり、事業チームを組織し、指導し、及び監督すること。 (b) それぞれの事業委員会と協議の後、事業計画、作業計画及び年次報告を作成し、及び承認のため運営委員会に提出すること。 (c) 第十七条の規定に従って、それぞれの事業チームを支援するために費用を支出すること (d) 次条1の規定に従って日本国政府が指定する実施機関(以下「日本の実施機関」という。)に要請すること。 (e) 各締約者からの貢献について経理を行うこと。 (f) 事業委員会の事務局としての機能を確保すること。 (g) より広範な取組を通じた活動のそれぞれの事業に関する進捗状況を事業委員会に報告すること。 第七条 実施機関 1 各締約者は、より広範な取組を通じた活動の実施に係る義務(特に、当該活動の実施のために資源を利用可能にすること。)を履行するための実施機関(以下「実施機関」という。)を指定する。この協定が効力を生じた後も実施機関が指定されていない場合には、両締約者は、問題を解決する方法について直ちに相互に協議する。 2 日本の実施機関は、事業チームを受け入れ、並びに附属書I、附属書II及び附属書IIIに定める条件に基づいて事業チームが任務を遂行するため、必要な作業場(事務所を含む。)並びに物品及び役務を利用可能にする。 3 日本の実施機関は、第三条1の規定に従うことを条件として、各事業チームの事業費に係る合意された財政上の貢献及び一般経費に係る財政上の貢献の管理について責任を負う。これらの財政上の貢献は、それぞれの事業計画及び作業計画に従って、より広範な取組を通じた活動の各事業のために充てられる。日本の実施機関は、これらの財政上の貢献の管理のため、両締約者の財政上の貢献を管理する責任者を指名する。当該責任者の任務は、次の事項を含む。 (a) 事業計画及び作業計画に従って、締約者又は実施機関に対して財政上の貢献を行うことを要請すること。 (b) より広範な取組を通じた活動の各事業に係る財政上の貢献に関し、別個の勘定を維持し、及び当該勘定を、財政上の貢献に関するすべての帳簿、記録その他の文書とともに、この協定の有効期間の満了又はこの協定の終了の後少なくとも五年間保持すること。	
--	--

4 日本の実施機関は、より広範な取組を通じた活動の実施に必要なすべての許可及び免許であつて日本国の現行の法令に規定するものを得るために必要な措置をとる。

第三章 より広範な取組を通じた活動の実施に関する文書及び会計検査

第八条 事業計画

1 各事業長は、それぞれの事業委員会と協議の後、運営委員会による承認のため、より広範な取組を通じた活動のそれぞれの事業に関する事業計画を毎年三月三十一日までに運営委員会に提出する。

2 各事業計画については、その事業のすべての実施期間を対象とするものとし、定期的に改定する。事業計画は、次の事項を定める。

- (a) 達成された成果を踏まえた当該事業の実施のための全般的な活動計画(日程及び達成すべき主要な目標を含む。)の概要
- (b) 当該事業の実施のために既に行われた貢献及び将来行われる貢献の包括的な概要

第九条 作業計画

各事業長は、それぞれの事業委員会と協議の後、運営委員会による承認のため、より広範な取組を通じた活動のそれぞれの事業に関する翌年の年次作業計画を毎年十月三十一日までに運営委員会に提出する。作業計画は、それぞれの事業計画の詳細及び実施する活動の計画に関する説明(目的、計画立案、一般経費及び各締約者が提供する貢献を含む。)を提供する。

第十条 年次報告

1 各事業長は、運営委員会による承認のため、より広範な取組を通じた活動のそれぞれの事業の実施に当たり行われたすべての活動を対象

とする年次報告(当該事業のために各締約者が行った貢献及び第七条3の規定に従つて日本の実施機関が行つた支出の要約を含む。)を毎年三月三十一日までに運営委員会に提出する。事業長は、運営委員会の承認を得た上で、年次報告及び運営委員会による意見を両締約者及び実施機関に送付する。

2 日本の実施機関は、1に規定する事業のために各締約者が行った貢献及び自己が行つた支出の要約に必要な資料を各事業長に提供する。

3 第八条からこの条までに規定する事業計画、作業計画及び年次報告並びにより広範な取組を通じた活動の実施のために不可欠なその他の文書は、英語で起草する。

第十一条 会計検査

各締約者は、この協定の有効期間中及びこの協定の有効期間の満了又はこの協定の終了の後五年間はいづれでも、より広範な取組を通じた活動の目的のため、日本の実施機関が維持する別個の勘定の会計検査を、文書に基づき及び現場において、行うことができる。実施機関及び事業長は、必要かつ適当な場合には、より広範な取組を通じた活動に関して保持する帳簿、記録その他の文書を会計検査の目的のために閲覧に供する。

第四章 資源

第十二条 一般原則

1 より広範な取組を通じた活動の実施のための資源は、次の貢献から成る。

- (a) 次のものから成る財政上の貢献以外の貢献であつて、技術仕様に従ひ並びにブリュッセル共同宣言及びブリュッセル共同宣言に添付されている文書に記載されている条件に基づいたもの

- (i) 特定の部品、装置、物質その他の物品及び役務
- (ii) 運営委員会による任命の後に締約者が事業チームに提供する専門家及び運営委員会による任命の後に締約者が事務局に提供する職員

(b) ブリュッセル共同宣言及びブリュッセル共同宣言に添付されている文書に記載されている条件に基づく財政上の貢献

2 ブリュッセル共同宣言に添付されている文書「両締約者の貢献の価額見積り及び配分」は、各締約者の法令に従つて条件として、運営委員会の決定により毎年改定することができる。

第十三条 租税

1 各締約者は、この協定の実施のために必要な物品について、自己の領域への輸入又は自己の領域からの輸出に対して課される関税を免除し、並びに税関当局によつて徴収されるその他の租税並びに輸入に関する禁止及び制限を免除することを確保する。この1の規定は、当該必要な物品の原産国を考慮することなく実施される。

2 前条1(a)(ii)の規定に従つて財政上の貢献以外の貢献として運営委員会による任命の後に一方の締約者が事業チームに提供する専門家及び運営委員会による任命の後に一方の締約者が事務局に提供する職員は、他方の締約者の領域内において給料、賃金及び報酬に対して課される租税を免除される。

第十四条 財政上の貢献以外の貢献に関する規則

1 財政上の貢献以外の貢献については、関連する事業長の同意を得て実施機関間で合意する調

達に関する取決め(以下「調達取決め」という。)の対象とする。

2 調達取決めは、行われる貢献の詳細な技術的な説明(技術仕様、日程、達成すべき目標、危険性の評価並びに調達物品及びその受領に関する基準を含む。)を提供し、及び関連する事業長が財政上の貢献以外の貢献に関し性能上の技術的な管理を行うことを可能にする条件を定める。

(a) 個々の財政上の貢献以外の貢献に係る価額

(b) 実施機関及び事業長の役割及び責任

(c) 調達のための手続

(d) 調達に関し、その日程並びに達成すべき目標の達成状況の受入れ及び調達物品の受領に関する条件

(e) 調達物品の品質保証に係る措置の適用

(f) 関連する事業長、実施機関及び団体であつて調達物品の供給に参与するものの間の関係並びにそれらの間の状況を把握するための手続

(g) 費用、調達の日程及び調達物品の性能に影響を及ぼし得る調達に係る変更に対処するための手続

(h) 最終的な調達物品の受領及び調達物品の所有権の移転についての可能性

3 第七条1の規定に従つてユーラトムが指定する実施機関(以下「欧州の実施機関」という。)が財政上の貢献以外の貢献として提供する部品の所有権については、それぞれの事業長及び日本の実施機関が作業場において当該部品を受領する時に日本の実施機関に移転する。日本の実施機関は、欧州の実施機関が貢献する部品の到着港から作業場までの輸送について責任を負う。

4 調達取決めは、専門家又は事務局の職員については、派遣取決め形式をとる。専門家又は事務局の職員に係る価額は、ブリュッセル共同宣言に添付されている文書「両締約者の貢献の価額見積り及び配分」に記載されているとおりであり、必要に応じて運営委員会が随時改定することができる。

5 各締約者は、自己が提供する専門家及び事務局の職員に支払われる給料、保険料及び手当について責任を負うものとし、別段の合意がある場合を除くほか、当該専門家及び事務局の職員の旅費及び生活費を支払う。事業チーム又は事務局を受け入れる締約者は、専門家、事務局の職員及びそれらの家族のために適当な宿泊施設を手配する。事業チーム又は事務局を受け入れる締約者は、専門家、事務局の職員及びそれらの家族の自己の領域への入国を容易にするために適当な措置をとるものとし、専門家及び事務局の職員に対してそれらの者の任務の遂行に起因して法的措置がとられる場合には、法的な及び通訳の任務に関して適当な便益を提供するよう最善の努力を払うことを自己の実施機関に要請する。専門家及び事務局の職員は、他方の締約者においてその任務を遂行するに当たり、受入施設において有効な又は派遣取決めで合意される就業及び安全に関する一般的及び特別な規則を遵守する。

第十五条 配分の調整
締約者は、不測の事態により必要とされる場合には、より広範な取組を通じた活動の同一の事業の範囲内で貢献の配分を変更することを提案することができる。関連する事業長は、当該提案に基づき及び関連する事業委員会と協議の後、当該事業の総費用及び当該事業における両締約者間の貢献の全体的な均衡を維持しつつ、改定する資源の配分を運営委員会に提案する。

第十六条 財政上の貢献
すべての支払は、欧州の実施機関にあつてはユーロで、日本の実施機関にあつては日本円で行う。

第十七条 事業チームの一般経費
各事業チームの一般経費は、第七条3の規定に基づき、日本の実施機関が支出する。このため、日本の実施機関は、関連する事業長の要請に基づき及び関係する作業計画で設定された上限の範囲内、必要な措置をとる。

第十八条 情報及び知的財産
1 この章の規定の適用上、
(a) 「情報」とは、保護を受けることができるか否かを問わず、図面、意匠、計算書、報告書その他の文書、研究開発に関する記録された資料又は方法並びに発明及び発見に関する説明をいう。

(b) 「業務上の秘密の情報」とは、技術的知識、営業上の秘密又は技術上、商業上若しくは財務上の情報を含む情報であつて、次のすべての条件を満たすものをいう。
(i) その所有者によつて秘密のものとして保持されてきたもの
(ii) 一般に知られていないもの又は他の情報源から入手可能でないもの
(iii) その所有者が、当該情報に係る秘密の保護に関する義務を条件としない形態では、他の者の利用に供してこなかったもの
(iv) 当該情報に係る秘密の保護に関する義務

2 両締約者は、この章の規定に従つて、この協定の実施により生ずる情報の可能な限り広範な普及を支援する。
3 両締約者は、この章の規定に従つて、平和的目的のためのエネルギー源としての核融合の研究開発における利用のため、この協定に基づいて事業チームに与えられる任務の遂行により事業チームの構成員が生み出すすべての情報を自由に入手することができる。
4 各締約者は、この章の規定に従つて、この協定の実施により直接に生ずる科学的及び技術的な雑誌の記事、報告書及び書籍を翻訳し、複製し、及び公に頒布するための非排他的な、取消し不能な、かつ、無償の利用権をすべての国において有する。この章の規定の下で作成される著作権のある著作物の写しであつて公に頒布されるすべてのものは、著作者が明示的に記名を拒否しない限り、著作者の氏名を明示する。

5 事業チーム及び両締約者は、この章の規定に従つて、平和的目的のためのエネルギー源としての核融合の研究開発における利用のため、この協定に基づいて実施機関に与えられる任務の遂行により実施機関の人員が生み出すすべての情報を自由に入手することができる。
6 この協定に基づいて実施機関又は事業長に与えられる任務の遂行のため、実施機関又は事業長の発意により締結される契約には、両締約者がこの協定に基づく義務を果たすことを可能にする規定を含める。
7 各締約者は、自己の法令、第三者に対する義務及びこの章の規定に従つて、事業チーム及び実施機関がこの協定に基づいて与えられる任務を遂行するために必要な情報であつて当該締約者が利用することができるいかなるものも、事業チーム及び実施機関が自由に利用することができるよう最善の努力を払う。

8 この協定の実施に当たり業務上の秘密の情報が利用に供される場合には、業務上の秘密の情報は、その旨が適切に表示されるものとし、秘密の保護に関する取決めに従つて伝達される。業務上の秘密の情報の受領者は、この協定の実施のためにこれを利用するものとし、当該取決めに定める範囲内でその秘密を保護する。

第十九条 知的財産
1 この協定の適用上、「知的財産」は、千九百六十七年七月十四日にストックホルムで作成された世界知的財産権機関を設立する条約第二条で定義する意味を有する。各締約者は、自己の法令に従つて、他方の締約者がこの章の規定に基づいて配分される知的財産権を取得することができることを確保する。この章の規定は、締約者とその国民との間の権利の配分を変更し、又は害するものではない。締約者又はその国民のいずれが知的財産権を有するかについては、締約者とその国民との間で関係法令に従い決定する。

2 この協定の実施に当たり事業チームの構成員が保護の対象となる事項を生み出す場合には、それぞれの事業長は、知的財産の保護を受けるべき国についての勧告を付して直ちに運営委員会に通報する。もっとも、各締約者、その実施機関又は当該締約者が提供する事業チームの構

核融合エネルギーの研究分野におけるより広範な取組を通じた活動の共同による実施に関する日本国政府と欧州原子力共同体との間の協定の締結について承認を求めるの件及び同報告書

平成十九年四月十七日 衆議院会議録第二十三号

成員は、当該締約者の領域内において知的財産に関するすべての権利、権原及び利益を取得する権利を有する。運営委員会は、第三国において当該知的財産の保護を求めるか否か及びどのような方法で求めるかについて決定する。締約者、その実施機関又は当該締約者が提供する事業チームの構成員が知的財産の保護を受けるすべての場合において、当該締約者は、事業チームの構成員が事業チームに与えられる任務の遂行のために当該知的財産を自由に利用することができることを確保する。

3 この協定に基づいて実施機関に与えられる任務の遂行に当たり実施機関の人員が知的財産を生み出す場合には、当該実施機関の属する締約者、当該実施機関又はその人員は、関連法令に従って、いかなる国においても当該知的財産に関するすべての権利、権原及び利益を取得する権利を有する。当該実施機関の属する締約者は、事業チームの構成員が事業チームに与えられる任務の遂行のために当該知的財産を自由に利用することができること及び他方の締約者が平和的目的のためのエネルギー源としての核融合の研究開発のため、取消し不能な、非排他的な、かつ、無償の実施権を許諾されることを確保する。当該実施権は、当該他方の締約者が再実施を許諾する権利を伴う。

4 一方の締約者の実施機関を通じて提供される人員が他方の締約者の実施機関において作業を行う間に知的財産を生み出す場合には、当該知的財産については、関連法令に従うことを条件として、次のとおりとする。

(a) 当該他方の締約者、その実施機関又は実施

機関の人員は、当該他方の締約者の領域内及び第三国において当該知的財産に関するすべての権利、権原及び利益を取得する権利を有する。

(b) 当該一方の締約者、その実施機関又は実施機関の人員は、当該一方の締約者の領域内において当該知的財産に関するすべての権利、権原及び利益を取得する権利を有する。

5 各締約者は、発明者又は著作者の関連法令に基づいていかなる権利も害することなく、当該発明者又は著作者（実施機関の人員を含む。）からこの協定を実施するために必要な協力を求めるため、すべての必要な措置をとる。各締約者は、自己の法令に従って、当該発明者又は著作者に対する報酬及び補償の支払を確保する。

6 2から4までの規定にかかわらず、一方の締約者がいかなる国又は地域においても知的財産の保護を求める権利を行使しないことを決定する場合においては、当該一方の締約者は、他方の締約者に対してその旨を通報するものとし、当該他方の締約者は、その後、そのような知的財産の保護を受けることを求めることができる。

第二十条 満了又は終了

この章の規定に基づいて両締約者に与えられる権利及び課せられる義務は、関係法令に従って、この協定の有効期間の満了又はこの協定の終了の後も存続する。

第六章 最終規定

第二十一条 効力発生

この協定は、両締約者がこの協定の効力発生に必要なそれぞれの内部手続が完了した旨を相互に通告する外交上の公文を交換した日に効力を生ずる。

第二十二條 有効期間及び終了

1 この協定は、十年の期間効力を有するものとし、その後は、いずれか一方の締約者が他方の締約者に対してこの協定を終了させる意図を書面により少なくとも六箇月前に通告することにより十年の期間の満了の時に又はその後いつでもこの協定を終了させない限り、引き続き効力を有する。

2 この協定は、次のいずれかの場合に限り、この協定の有効期間の満了の前に終了させることができる。

(a) 両締約者が相互に合意する場合
(b) イーター協定が終了する場合
(c) 両締約者のいずれか一方がイーター協定の締約者でなくなった場合

3 この協定の有効期間の満了又はこの協定の終了は、この協定に基づいて行われるいかなる取決めの有効性若しくは有効期間又は前章の規定に適合して生じたいかなる特定の権利及び義務にも影響を及ぼすものではない。

第二十三条 改正

両締約者は、いずれか一方の締約者の要請に基づき、この協定を改正するか否かについて相互に協議し、及び改正に合意することができる。そのような改正は、両締約者がその効力発生に必要なそれぞれの内部手続が完了した旨を相互に通告する外交上の公文を交換した日に効力を生ずる。

第二十四条 紛争解決

この協定の解釈又は実施に関する両締約者間のすべての問題又は紛争は、両締約者間の協議及び交渉により解決する。

第二十五条 イーター協定の他の締約者の参加

イーター協定の他の締約者がより広範な取組を通じた活動の事業への参加の意図を表明する場合には、関連する事業長は、事業委員会と協議の後、当該他の締約者の当該事業への参加に係る条件に関する提案を運営委員会に提出する。運営委員会は、事業長の提案に基づいて当該他の締約者の参加について決定し、並びに両締約者がそれぞれの内部手続の後に承認することを条件として、当該他の締約者と当該参加に関する協定及び取決を締結することができる。

第二十六条 ユーラトムへの適用

この協定は、ユーラトムを設立する条約に従って、当該条約が対象とする領域に適用する。また、この協定は、当該条約その他の関係する協定に従って、十分に関係を有する第三国としてユーラトムの核融合計画に参加するスイス連邦に適用する。

以上の証拠として、下名は、それぞれ日本国政府及び欧州原子力共同体から正当に委任を受けてこの協定に署名した。

二千七十七年二月五日に東京で、ひとしく正文である日本語及び英語により本書二通を作成した。

日本国政府のために

麻生太郎

欧州原子力共同体のために
ヒュー・リチャードソン

附属書Ⅰ 国際核融合材料照射施設に関する工学実証及び工学設計活動

第一条 目的

1 両締約者は、この協定及び自己の法令に従って、国際核融合材料照射施設の詳細な、完全な、かつ、十分に統合された工学設計書並びに国際核融合材料照射施設の建設、運転、利用及び廃止に係る将来の決定に必要なすべての資料を作成し、並びに国際核融合材料照射施設を構成する各設備の継続的な、かつ、安定的な運転を実証するため、工学実証及び工学設計活動を実施する。

2 1に規定する工学設計書及び資料については、事業長が事業委員会と協議の後、事業長の提案に基づいて運営委員会が採択する最終的な設計報告書に記載するものとし、国際的な協力計画の一部として又は締約者の国内の計画において使用するために各締約者の利用に供される。

第二条 範囲

1 前条に規定する目的に従って、次の業務が実施される。

- (a) 次の事項を含む国際核融合材料照射施設の工学設計書の作成
- (i) 主要な三つの構成設備（加速器、標的設備及び試験設備）を含む国際核融合材料照射施設、建物（照射後試験のためのホットセルを含む）、補助設備及び安全設備に関する完全な説明
- (ii) 部品、構成設備及び建物の接合及び統合に特別の考慮を払ったこれらの物に関する

詳細な設計

(iii) 供給、建設、組立て、試験及び試運転の各段階に関する日程の作成並びに当該日程に対応して必要とされる人的資源及び財源に関する計画

(iv) 建設の開始に必要な部品の供給に関する入札手続を可能とする部品の技術仕様

(b) 国際核融合材料照射施設の建設地に係る要件の設定並びに必要な安全上及び環境上の分析の実施

(c) 国際核融合材料照射施設の運転、利用及び廃止のための計画並びに当該計画に対応する費用の見積り、人的資源及び日程に関する提案

(d) (a)から(c)までに規定する活動を実施するために必要な次の事項を含む研究開発に関する作業の実証

(i) 加速器（高周波電源、発生器及びそれらの補助機器を含む）二機のうちの二機の低エネルギー部及び高エネルギー部の最初の一部分の原型の設計、建設及び組立て並びに統合ビーム試験運転の実施

(ii) 標的設備及び試験設備の工学的な実現可能性を確保するための縮尺模型の設計、製造及び試験

(iii) 原型加速器及びその補助設備を収納する建物の建設

2 1に規定する業務の実施については、事業計画及び作業計画で更に定める。

第三条 作業場

国際核融合材料照射施設に関する工学実証及び工学設計活動に関する作業場は、青森県六ヶ所村

に置く。

第四条 資源

両締約者は、国際核融合材料照射施設に関する工学実証及び工学設計活動の実施に必要な資源であって、ブリュッセル共同宣言及びブリュッセル共同宣言に添付されている文書に記載されているものを利用可能にする。

第五条 実施期間

国際核融合材料照射施設に関する工学実証及び工学設計活動の実施期間は、六年とし、運営委員会の決定により延長することができる。

第六条 加速器の部品の所有権

この協定第十四条3の規定にかかわらず、欧州の実施機関は、自己が財政上の貢献以外の貢献として提供する次の原型加速器の部品の所有権を有するものとし、原型加速器の解体の後これらの部品を返送する責任を負う。

(a) 入射装置

(b) 高周波電源、発生器及びそれらの補助機器

(c) 制御設備

附属書Ⅱ 国際核融合エネルギー研究センター

第一条 目的

両締約者は、この協定及び自己の法令に従って、イーター事業に貢献すること及び将来の動力用原型炉の早期の実現を促進することを目的として、国際核融合エネルギー研究センターにおいて研究開発の活動を実施する。

第二条 範囲

前条に規定する目的に従って、次の業務が実施

される。

(a) 動力用原型炉の設計のための共通の基礎を確立することを目的とする動力用原型炉設計研究開発調整センターの活動であって、次の事項を含むもの

(i) 研究集会その他の会合の開催

(ii) 科学上及び技術上の情報の提供及び交換

(iii) 動力用原型炉の概念設計に関する活動

(iv) 動力用原型炉に係る技術に関する研究開発の活動

(b) 計算機模擬実験センターの活動（核融合プラズマに関する実験データを解析し、イーターの運転のための手順を作成し、イーターの性能を予測し、及び動力用原型炉の設計に貢献する大規模な模擬実験活動を行うためのスーパーコンピュータの提供及び利用を含む）

(c) イーターを用いる実験への科学者の広範な参加を促進するためのイーター遠隔実験センターの活動（附属書Ⅲ第一条に規定する先進超伝導トカマク等の既存の装置における試験に用いられる燃焼トカマクプラズマのための遠隔実験技術の開発を含む）

第三条 作業場

国際核融合エネルギー研究センターの作業場は、青森県六ヶ所村に置く。

第四条 資源

両締約者は、国際核融合エネルギー研究センターの活動の実施に必要な資源であって、ブリュッセル共同宣言及びブリュッセル共同宣言に添付されている文書に記載されているものを利用可能にする。

第五条 実施期間

国際核融合エネルギー研究センターの活動の実施期間は、十年とし、運営委員会の決定により延長することができる。

第六条

スーパーコンピュータ設備の引渡し及び所有権の移転の可能性に関する詳細

この協定第十四条3の規定にかかわらず、スーパーコンピュータ設備の引渡し及び所有権の移転の可能性に関する詳細は、事業計画に従って運営委員会が決定する。

附屬書Ⅲ サテライト・トカマク計画

第一条 目的

1 両締約者は、この協定及び自己の法令に従って、サテライト・トカマク計画を実施する。当該計画は、次の事項を含む。

(a) 日本の実施機関が所有するトカマク実験装置の先進超伝導トカマクへの改良に参加すること。

(b) イーター及び動力用原型炉に関する重要な物理学上の問題に取り組むことによりイーターの利用及び動力用原型炉に向けた研究を支援するため、先進超伝導トカマクの利用に参加すること。

2 先進超伝導トカマクの建設及び利用については、サテライト・トカマク計画及び日本国内の計画に基づいて実施する。先進超伝導トカマクの利用機会については、日本国内の計画とサテライト・トカマク計画との間で均等に配分する。

第二条 範囲

1 前条に規定する目的に従って、次の業務が実施される。

(a) 建設の段階については、先進超伝導トカマクの設計、部品及び設備の製造並びに組立て利用の段階については、サテライト・トカマク計画における実験に係る計画立案及び実施

2 1に規定する業務の実施については、(a)から(d)までに従って事業計画及び作業計画で更に定める。

(a) 概念設計に関する報告書(サテライト・トカマク計画の実施のために両締約者が供給する部品の機能上の仕様を含む)は、日本の実施機関が作成し、並びに両締約者が検討し、及び受領する。

(b) 各実施機関は、財政上の貢献以外の貢献として提供する部品の詳細設計を作成する。

(c) 日本の実施機関は、先進超伝導トカマクの部品の統合並びに装置の全般的な組立て及び運転について責任を負う。

(d) ユーラトムは、衡平の原則に基づいて先進超伝導トカマクの利用に参加する権利を有する。

第三条 作業場

サテライト・トカマク計画の作業場は、茨城県那珂市に置く。

第四条 資源

両締約者は、サテライト・トカマク計画の実施に必要な資源であつて、ブリュッセル共同宣言及びブリュッセル共同宣言に添付されている文書に記載されているものを利用可能にする。

第五条 実施期間

サテライト・トカマク計画の実施期間は、十年(試運転及び運転のための三年を含む。)とし、運営委員会の決定により延長することができる。

核融合エネルギーの研究分野におけるより広範な取組を通じた活動の共同による実施に関する日本国政府と欧州原子力共同体との間の協定の締結について承認を求めるの件に関する報告書

一 本件の目的及び要旨

イーター(国際熱核融合実験炉)事業は、核融合エネルギーの実現に向けた中核的な事業ではあるが、将来の核融合エネルギーの実現のためには、核融合反応に対してより耐久性の高い材料の開発等が必要である。そのため、我が国と欧州原子力共同体(以下「ユーラトム」という。)は、イーター事業の共同による実施のためのイーター国際核融合エネルギー機構の設立に関する協定の交渉の過程において、イーター事業及び平和的目的のための核融合エネルギーの早期の実現を支援する事業を、より広範な取組を通じた活動として我が国において実施することと一致した。これを踏まえ、我が国は、より広範な取組を通じた活動の共同による実施のための具体的な手続及び詳細に関する枠組みを定めることを目的とする協定を締結することにつき、平成十七年七月よりユーラトムとの間で交渉を行った結果、協定案文について最終的合意に達したので、平成十九年二月五日東京において本協定の署名が行われた。

本協定は、イーター事業及び平和的目的のための核融合エネルギーの早期の実現を支援する

より広範な取組を通じた活動に関し、ユーラトムとの共同による実施のための具体的な手続及び詳細に関する枠組み等について定めたものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 より広範な取組を通じた活動は、国際核融合材料照射施設に関する工学実証及び工学設計活動に係る事業、国際核融合エネルギー研究センターに係る事業並びにサテライト・トカマク計画に係る事業の三つの事業から成ること。

2 この協定により、より広範な取組を通じた活動に関する運営委員会(以下「運営委員会」という。)を設立すること。

3 運営委員会は、事務局を設置するものとし、事務局は、日本国に置くこと。

4 両締約者は、より広範な取組を通じた活動の各事業のための事業委員会を設置すること。

5 運営委員会は、より広範な取組を通じた活動の各事業のために事業長を任命すること。

6 各締約者は、より広範な取組を通じた活動の実施に係る義務(特に、当該活動の実施のために資源を利用可能にすること。)を履行するための実施機関を指定すること。

7 より広範な取組を通じた活動の実施のための資源は、両締約者から提供される財政上の貢献及び財政上の貢献以外の貢献から成ること。

8 両締約者は、この協定の実施により生ずる情報の可能な限り広範な普及を支援すること。

9 各締約者は、自己の法令に従って、他方の締約者がこの協定の規定に基づいて配分され

三項(第四十三条第一項)に改め、同条を第四十九条とする。

第二十七条を第四十八条とし、同条の次に次の章名を付する。

第五章 罰則

第二十六条を第四十七条とし、第二十三条から第二十五条までを二十一条ずつ繰り下げる。

第二十二條第一項中「(平成元年法律第八十二号)」を削り、「第十六条から第十九条まで及び第二十

条第一項を「第三十二條から第三十五條まで、第三十六條第一項、第三十七條から第三十九條まで及び第四十一條第一項から第四項まで」

に、「第十六條、第十八條、第十九條及び第二十条第一項を「第三十二條、第三十四條、第三十五

條、第三十九條第二項及び第四十一條第一項から第四項までの規定に、「並びに第十七條を「第三十三條」に改め、「都道府県の知事」の下に」と

あり、第三十六條第一項及び第三十七條中「当該指定地区をその区域に含む都道府県の知事」とあり、並びに第三十八條及び第三十九條第一項中

「指定地区をその区域に含む都道府県の知事」を加え、「同条及び第十八條を「第三十三條、第三十四條、第三十六條第一項各号列記以外の部分及び第三十七條」に改め、同条第二項中「第十七條

を「第三十三條及び第三十六條第一項に、「同条」を「当該各条に、「同項」を「前項」に、「第十八條を「第三十四條及び第三十七條」に改め、同条第三

項中「認める」ときの下に、「又は事業活動に伴う指定地区における自動車排出窒素酸化物等の排出であつて、周辺地域内自動車に係るものの抑制を図るために必要があると認めるとき」を加え、「第

十六條、第十九條又は第二十條第一項」を「第三十

二條、第三十五條、第三十八條、第三十九條又は第四十一條第一項から第四項まで」に改め、同条を第四十三條とし、同条の次に次の章名を付する。

第四章 雑則

第二十一條第一項中「第十七條」を「第三十三條及び第三十六條第一項」に、「同条」を「当該各条」に、「第十八條」を「第三十四條及び第三十七條」に改め、同条を第四十二條とする。

第二十條第三項中「第一項」の下に「から第四項まで」を加え、同項を同条第六項とし、同条第二項中「前項」を「前各項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第一項中「前条」を「第三十四條及び第三十五條」に改め、同項を同条第二項とし、同項の次に次の二項を加える。

3 都道府県知事は、第三十六條第一項の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、周辺地域内自動車を使用する事業者に対し、その使用する周辺地域内自動車の台数及び指定地区内における運行の状況に関し報告させ、又はその職員に、周辺地域内自動車を使用する事業者の事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

4 都道府県知事は、第三十七條及び第三十九條の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、周辺地域内事業者に対し、その業務の状況に関し報告させ、又はその職員に、周辺地域内事業者の事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

都道府県知事は、第三十三條の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、対象自動車を使用する事業者に対し、その使用する対象自動車の台数を報告させ、又はその職員に、対象自動車を使用する事業者の事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

第二十條を第四十一條とする。

第十九條第一項中「第十五條第一項」を「第三十一條第一項」に改め、同条を第三十五條とし、同条の次に次の五條を加える。

第三十六條 第十二條第一項の窒素酸化物対策地域における大気汚染の主要な原因となるものとして政令で定める自動車又は同項の粒子状物質対策地域における大気汚染の主要な原因となるものとして政令で定める自動車(以下この条において「窒素酸化物等排出自動車」と総称する。)であつて、周辺地域内に使用の本拠の位置を有するもの(以下「周辺地域内自動車」という。)を使用する事業者は、次の各号のいずれにも該当するときは、主務省令で定めるところにより、第三十一條第一項に規定する判断の基準となるべき事項において定められた事業活動に伴う自動車排出窒素酸化物等の排出の抑制のために必要な計画的に取り組むべき措置であつて、指定地区内において運行される周辺地域内自動車に係るものの実施に関する計画を作成し、当該指定地区をその区域に含む都道府県の知事に提出しなければならない。

一 当該事業者の使用する周辺地域内自動車のうち政令で定める台数以上のものが一の都道府県の区域内にその使用の本拠の位置を有するときは、

二 主務省令で定めるところにより算定した、当該事業者の使用する前号の一の都道府県の区域内にその使用の本拠の位置を有する周辺地域内自動車を指定地区内において運行する回数が、主務省令で定める回数以上であるとき。

2 前項の「周辺地域」とは、窒素酸化物対策地域又は粒子状物質対策地域の周辺の地域であつて、その地域内に使用の本拠の位置を有する窒素酸化物等排出自動車指定地区内において相当程度運行されていると認められる地域として、指定地区ごとに主務省令で定めるものをいう。

3 前二項の「指定地区」とは、窒素酸化物重点対策地区又は粒子状物質重点対策地区のうち、窒素酸化物対策地域外又は粒子状物質対策地域外に使用の本拠の位置を有する窒素酸化物等排出自動車に係る自動車排出窒素酸化物等による大気汚染の防止を図るための対策を推進することが必要であると認められる地区として、環境大臣が指定するものをいう。

4 前項の規定による指定は、都道府県知事の申出に基づいて行うものとする。

5 環境大臣は、第三項の規定による指定をしようとするときは、事業所管大臣に協議しなければならない。

6 環境大臣は、第三項の規定による指定をしたときは、その旨を公示しなければならない。

(定期の報告)

第三十七条 前条第一項の規定により同項の計画を作成すべき事業者(以下「周辺地域内事業者」という。)は、毎年、主務省令で定めるところにより、その事業活動に伴う指定地区(同条第三項に規定する指定地区をいう。以下同じ。)における自動車排出窒素酸化物等の排出の抑制のために必要な措置の実施の状況に関し、主務省令で定める事項を当該指定地区をその区域に含む都道府県の知事に報告しなければならない。

(指導及び助言)

第三十八条 指定地区をその区域に含む都道府県の知事は、当該指定地区における周辺地域内自動車に係る自動車排出窒素酸化物等の排出の抑制を図るために必要と認めるときは、周辺地域内事業者に対し、第三十一条第一項に規定する判断の基準となるべき事項を助言し、その事業活動に伴う当該指定地区における自動車排出窒素酸化物等の排出であつて、周辺地域内自動車に係るものの抑制について必要な指導及び助言をすることができる。

(勧告及び公表)

第三十九条 指定地区をその区域に含む都道府県の知事は、周辺地域内事業者の事業活動に伴う当該指定地区における自動車排出窒素酸化物等の排出であつて、周辺地域内自動車に係るものの抑制が第三十一条第一項に規定する判断の基準となるべき事項に照らして著しく不十分であると認めるときは、当該周辺地域内事業者に対し、その判断の根拠を示して、その事業活動に伴う当該指定地区における自動車排出窒素酸化物等の排出であつて、周辺地域内自動車に係る

ものの抑制に関し必要な措置を執るべき旨の勧告をすることができる。

2 前項の規定による勧告をした都道府県知事は、同項に規定する勧告を受けた周辺地域内事業者が、正当な理由がなくてその勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(事業者の努力)

第四十条 事業者は、その使用する周辺地域内自動車に窒素酸化物対策地域内又は粒子状物質対策地域内において運行する場合にあつては、第十四条の規定による道路運送車両法第四十一条に基づく技術基準に適合したものを使用するよう努めなければならない。

2 窒素酸化物対策地域内又は粒子状物質対策地域内において、貨物自動車運送事業法(平成元年法律第八十三号)の規定による貨物自動車運送事業者又は貨物利用運送事業法(平成元年法律第八十二号)の規定による第二種貨物利用運送事業者を営業者とする者(以下「貨物自動車利用運送事業者」という。)は、当該指定地区をその区域に含む都道府県の知事に、当該指定地区における自動車排出窒素酸化物等の排出の抑制について必要な指導及び助言をすることができる。

第三十一条第一項に規定する判断の基準となるべき事項の定めるところに留意して、計画的な運送の委託を行うことによる定量で提供される輸送力の利用効率の向上その他の措置を適確に実施することにより、貨物の運送に係る自動車排出窒素酸化物等の排出の抑制に資するよう努めなければならない。

第十八条中「第二十条第一項」を「第四十一条第二項」に改め、同条を第三十四条とする。
第十七条の見出し中「事業者」を「対象自動車を使用する事業者」に改め、同条中「第十五条第一

項」を「第三十一条第一項」に、「第十九条第一項」を「第三十五条第一項」に改め、同条を第三十三条とする。

第十六条を第三十二条とし、第十五条を第三十一条とし、第十四条の次に次の一節及び節名を加える。

第二節 窒素酸化物重点対策地区等に関する措置

(窒素酸化物重点対策地区)

第十五条 都道府県知事は、窒素酸化物対策地域における自動車排出窒素酸化物の総量の削減に資するため、窒素酸化物総量削減基本方針に基づき、自動車排出窒素酸化物による大気汚染が窒素酸化物対策地域内の他の地区に比較して特に著しい地区であつて、当該地区の実情に応じた自動車排出窒素酸化物による大気汚染の防止を図るための対策(以下「窒素酸化物重点対策」という。)を計画的に実施することが特に必要であると認める地区を、窒素酸化物重点対策地区として当該窒素酸化物対策地域内に指定することができる。

2 都道府県知事は、窒素酸化物重点対策地区を指定しようとするときは、関係市町村長(特別区の区長を含む。)の意見を聴くとともに、都道府県公安委員会及び関係道路管理者に協議しなければならない。

3 都道府県知事は、窒素酸化物重点対策地区を指定したときは、その旨を公表するとともに、当該窒素酸化物重点対策地区をその区域に含む市町村(特別区を含む。)の長に通知しなければならない。

4 前二項の規定は、窒素酸化物重点対策地区の

指定の解除及びその区域の変更について準用する。

(窒素酸化物重点対策計画)

第十六条 都道府県知事は、前条第一項の規定により窒素酸化物重点対策地区を指定したときは、窒素酸化物総量削減計画において、当該窒素酸化物重点対策地区に関する窒素酸化物重点対策を実施するための計画(以下「窒素酸化物重点対策計画」という。)を定めなければならない。

2 窒素酸化物重点対策計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 窒素酸化物重点対策の実施に関する目標
二 窒素酸化物重点対策地区における自動車排出窒素酸化物による大気汚染を防止するための具体的方策

三 窒素酸化物重点対策地区内に自動車の交通需要を生じさせる程度の大きい用途に供する建物の設置をする者が配慮すべき事項
四 前三号に掲げるもののほか、窒素酸化物重点対策の実施のために必要な措置に関する事項

(粒子状物質重点対策地区)

第十七条 都道府県知事は、粒子状物質対策地域における自動車排出粒子状物質の総量の削減に資するため、粒子状物質総量削減基本方針に基づき、自動車排出粒子状物質による大気汚染が粒子状物質対策地域内の他の地区に比較して特に著しい地区であつて、当該地区の実情に応じた自動車排出粒子状物質による大気汚染の防止を図るための対策(以下「粒子状物質重点対策」という。)を計画的に実施することが特に必要

要であると認める地区を、粒子状物質重点対策地区として当該粒子状物質対策地域内に指定することができる。

2 第十五条第二項及び第三項の規定は、粒子状物質重点対策地区の指定及び指定の解除並びにその区域の変更について準用する。

(粒子状物質重点対策計画)

第十八条 都道府県知事は、前条第一項の規定により粒子状物質重点対策地区を指定したときは、粒子状物質総量削減計画において、当該粒子状物質重点対策地区に関する粒子状物質重点対策を実施するための計画(以下「粒子状物質重点対策計画」という。)を定めなければならない。

2 粒子状物質重点対策計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 粒子状物質重点対策の実施に関する目標
- 二 粒子状物質重点対策地区における自動車排出粒子状物質による大気汚染を防止するための具体的方策
- 三 粒子状物質重点対策地区内に自動車の交通需要を生じさせる程度の大きい用途に供する建物の設置をする者が配慮すべき事項
- 四 前三号に掲げるもののほか、粒子状物質重点対策の実施のために必要な措置に関する事項

(住民の理解を深める等のための措置)

第十九条 都道府県は、広報活動等を通じて、窒素酸化物重点対策計画及び粒子状物質重点対策計画の意義に関する窒素酸化物重点対策地区内及び粒子状物質重点対策地区内の住民の理解を深めるとともに、窒素酸化物重点対策計画及び

粒子状物質重点対策計画の実施に関する窒素酸化物重点対策地区内及び粒子状物質重点対策地区内の住民の協力を求めるよう努めなければならない。

(特定建物の新設に関する届出等)

第二十条 窒素酸化物重点対策地区内又は粒子状物質重点対策地区内において、劇場、ホテル、事務所その他の自動車の交通需要を生じさせる程度の大きい用途で政令で定めるもの(以下「特定用途」という。)に供する部分のある建物で特定用途に供する部分(以下「特定部分」という。)の延べ面積が当該窒素酸化物重点対策地区内又は粒子状物質重点対策地区内の道路及び自動車交通の状況を勘案して都道府県の条例で定める規模以上のもの(大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第二条第二項に規定する大規模小売店舗を除く。以下「特定建物」という。)の新設(建物の延べ面積を変更し、又は既存の建物の全部若しくは一部の用途を変更することにより特定部分の延べ面積が当該規模以上となる場合を含む。以下同じ。)をする者(特定用途以外の用途に供し又は供させるためその建物の一部の新設をする者があるときはその者を除くものとし、特定用途に供し又は供させるためその建物の一部を新設する者又は設置している者があるときはその者を含む。以下同じ。)は、環境省令で定めるところにより、次に掲げる事項を都道府県知事に届け出なければならない。

- 一 特定建物の名称及び所在地
- 二 特定建物を設置する者及び当該特定建物において事業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

三 特定建物の新設をする日

四 特定建物の用途

五 特定建物の特定部分の延べ面積の合計

六 特定建物の自動車の駐車のための施設の配置に関する事項であつて、環境省令で定めるもの

七 特定建物の特定用途に係る事業活動に伴う自動車排出窒素酸化物等について、環境省令で定めるところにより算定される総量の予測

八 特定建物の特定用途に係る事業活動に伴う自動車排出窒素酸化物等の排出の抑制のための配慮事項

2 前項の規定による届出には、環境省令で定める事項を記載した書類を添付しなければならない。

3 第一項の規定による届出をした者は、当該届出の日から起算して八月を経過した後でなければ、当該届出に係る特定建物の新設をしてはならない。

(経過措置)

第二十一条 一の地区が窒素酸化物重点対策地区又は粒子状物質重点対策地区として指定された際それらの地区内において特定建物を現に設置している者は、当該特定建物について前条第一項第四号から第六号までに掲げる事項の変更であつてその指定の日以後最初に行われるものをしようとするときは、その旨及び同項第一号、第二号又は第四号から第八号までに掲げる事項で当該変更に係るもの以外のものを、環境省令で定めるところにより、都道府県知事に届け出なければならない。

2 前項の規定による変更に係る事項の届出は、

第二十三条第二項の規定による届出とみなす。

3 第一項の規定による届出のうち変更に係る事項以外のものの届出は、第二十三条第一項、第二項及び第五項、第二十六条第一項並びに第二十七条の規定の適用については、前条第一項の規定による届出とみなす。

第二十二条 一の地区が窒素酸化物重点対策地区又は粒子状物質重点対策地区として指定された日から起算して八月を経過するまでの間に、それらの地区内において特定建物の新設をする者であつて、第二十条第一項の規定による届出をしたものについては、同条第三項及び第二十四条第六項の規定は、適用しない。

(変更の届出)

第二十三条 第二十条第一項の規定による届出があつた特定建物について、当該届出に係る同項第一号又は第二号に掲げる事項の変更があつたときは、当該特定建物の新設をする者又は設置をしている者は、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

2 第二十条第一項の規定による届出があつた特定建物について、当該届出に係る同項第三号から第八号までに掲げる事項の変更があるときは、当該特定建物の新設をする者又は設置をしている者は、あらかじめ、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。ただし、環境省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

3 第二十条第二項の規定は、前項の規定による届出について準用する。

4 第二十条第一項第四号から第六号までに掲げる事項に係る第二項の届出をした者は、当該届

出の日から起算して八月を経過した後でなければ、当該届出に係る変更を行ってはならない。

5 第二十条第一項の規定による届出があつた特定建物について、特定部分の延べ面積を同項の規定に基づく都道府県の条例で定める規模未滿とする者は、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

(都道府県知事の意見等)

第二十四条 都道府県知事は、第二十条第一項又は前条第二項の規定による届出があつた日から起算して八月以内に、当該届出をした者に対し、窒素酸化物重点対策計画又は粒子状物質重点対策計画を勘案して、当該届出に係る特定建物の特定用途に係る事業活動に伴う自動車排出窒素酸化物等の排出の抑制の見地からの意見を有する場合には当該意見を書面により述べるものとし、意見を有しない場合にはその旨を通知するものとする。

2 都道府県知事は、前項の規定により意見を述べようとするとき、又は意見を有しない旨を通知しようとするときは、あらかじめ、都道府県公安委員会に協議しなければならない。

3 都道府県知事が第一項の規定により意見を有しない旨を通知した場合には、第二十条第三項及び前条第四項の規定は、適用しない。

4 第二十条第一項又は前条第二項の規定による届出をした者は、第一項の規定による意見が述べられた場合には、当該意見を踏まえ、都道府県知事に対し、当該届出を変更する旨の届出又は変更しない旨の通知を行うものとする。

5 第二十条第二項の規定は、前項の規定による届出について準用する。

6 第一項の規定により意見が述べられた場合には、第二十条第三項又は前条第四項の規定にかかわらず、第二十条第一項の規定による届出又は同項第四号から第六号までに掲げる事項に係る前条第二項の規定による届出をした者は、第四項の規定による届出又は通知の日から起算して二月を経過した後でなければ、それぞれ、当該届出に係る特定建物の新設をし、又は当該届出に係る変更を行ってはならない。

7 前条の規定は、第四項の規定による届出については、適用しない。

(都道府県知事の勧告等)

第二十五条 都道府県知事は、前条第四項の規定による届出又は通知の内容が、同条第一項の規定により都道府県知事が述べた意見を適正に反映しておらず、当該届出又は通知に係る特定建物が所在する窒素酸化物重点対策地区内又は粒子状物質重点対策地区内の自動車排出窒素酸化物等による大気の汚染を更に著しくする事態の発生を回避することが困難であると認めるときは、当該届出又は通知がなされた日から起算して二月以内に、当該届出又は通知をした者に対し、窒素酸化物重点対策計画又は粒子状物質重点対策計画を勘案して、理由を付して、当該特定建物の特定用途に係る事業活動に伴う自動車排出窒素酸化物等の排出の抑制に関し必要な措置を執るべき旨の勧告をすることができる。

2 前項の規定による勧告の内容は、同項に規定する事態の発生を回避するために必要な限度を超えないものであり、かつ、第二十条第一項又は第二十三条第二項の規定による届出をした者の利益を不当に害するおそれがないものでなければならぬ。

ればならない。

3 都道府県知事は、第一項の規定による勧告をしようとするときは、あらかじめ、都道府県公安委員会に協議しなければならない。

4 都道府県知事から第一項の規定による勧告を受けた者は、当該勧告を踏まえ、都道府県知事に、必要な変更に係る届出を行うものとする。

5 第二十条第二項の規定は、前項の規定による届出について準用する。

6 第二十三条の規定は、第四項の規定による届出については、適用しない。

7 都道府県知事は、第一項の規定による勧告をした場合において、その勧告に係る届出をした者が、正当な理由がなくてその勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(自動車排出窒素酸化物等の排出の抑制についての配慮)

第二十六条 第二十条第一項、第二十三条第二項、第二十四条第四項又は前条第四項の規定による届出をした者は、その届け出たところにより、その特定建物の特定用途に係る事業活動に伴う自動車排出窒素酸化物等の排出の抑制についての適正な配慮をして当該特定建物を維持し、及び運営しなければならない。

2 前項に規定する届出に係る特定建物において特定用途に係る事業を行う者は、当該届出に係る事項の円滑な実施に協力するよう努めなければならない。

(承継)

第二十七条 第二十条第一項若しくは第二十三条第二項の規定による届出、第二十四条第四項の

規定による届出若しくは通知又は第二十五条第四項の規定による届出をした者から当該届出又は通知に係る特定建物を譲り受けた者は、当該特定建物に係る当該届出又は通知をした者の地位を承継する。

2 第二十条第一項若しくは第二十三条第二項の規定による届出、第二十四条第四項の規定による届出若しくは通知又は第二十五条第四項の規定による届出をした者について相続、合併又は分割(当該届出又は通知に係る特定建物を承継させるものに限る。)があつたときは、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により当該特定建物を承継した法人は、当該届出又は通知をした者の地位を承継する。

3 前二項の規定により第二十条第一項若しくは第二十三条第二項の規定による届出、第二十四条第四項の規定による届出若しくは通知又は第二十五条第四項の規定による届出をした者の地位を承継した者は、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

(報告の徴収)

第二十八条 都道府県知事は、第二十条から前条までの規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、特定建物を設置する者に対し、報告を求めることができる。

2 都道府県知事は、前項の規定により特定建物を設置する者に対して報告を求める場合において、特に必要があると認めるときは、その必要な限度において、政令で定めるところにより、当該特定建物において事業を行う者に対し、参考となるべき報告を求めることができる。

(自動車排出窒素酸化物等の排出の抑制についての配慮)

第二十九条 一の地区が窒素酸化物重点対策地区又は粒子状物質重点対策地区として指定された際その地区内において特定建物を現に設置している者は、その特定建物の特定用途に係る事業活動に伴う自動車排出窒素酸化物等の排出の抑制についての適正な配慮をして当該特定建物を維持し、及び運営しなければならない。

2 前項に規定する特定建物において特定用途に係る事業を行う者は、当該特定建物を設置する者が同項の規定により適正な配慮をして行う活動に協力するよう努めなければならない。

(環境省令への委任)

第三十条 この節に定めるもののほか、特定建物に係る変更の届出の手續その他この節の規定の施行に必要事項は、環境省令で定める。

第三節 事業者に関する措置

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(検討)

第二条 政府は、窒素酸化物総量削減基本方針において定める窒素酸化物対策地域における自動車排出窒素酸化物の総量の削減に関する目標及び粒子状物質総量削減基本方針において定める粒子状物質対策地域における自動車排出粒子状物質の総量の削減に関する目標の達成状況に応じ、この法律による改正後の自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域にお

ける総量の削減等に関する特別措置法の規定に検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

理 由

窒素酸化物対策地域等のうち大気汚染が特に著しい地区において、自動車から排出される窒素酸化物等による大気汚染防止対策の強化を図るため、当該地区について都道府県知事が窒素酸化物重点対策計画等を策定するとともに、自動車の交通需要を生じさせる用途の建物を新設する際の届出制度、窒素酸化物対策地域等の外に使用の本拠の位置を有する自動車を使用する事業者による取組の導入等事業活動に伴う自動車排出窒素酸化物等の排出の抑制のための措置を拡充する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法の一部を改正する法律案
(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、窒素酸化物対策地域又は粒子状物質対策地域(以下「対策地域」と総称する。)のうち大気汚染が特に著しい地区において、自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質(以下「自動車排出窒素酸化物等」という。)による大気汚染防止対策の強化を図るため、所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 都道府県知事は、対策地域内において大気

汚染が特に著しい地区を、窒素酸化物重点対策地区及び粒子状物質重点対策地区(以下「重点対策地区」と総称する。)として指定することができることとし、指定された地区について、窒素酸化物重点対策計画又は粒子状物質重点対策計画を定めなければならないものとする。

2 重点対策地区内において特定の用途に供される建物を新設する者に対して、事業活動に伴う自動車排出窒素酸化物等の排出の抑制のための配慮事項等に関する届出を義務付け、当該届出に係る勧告等の制度を設けるものとする。

3 重点対策地区のうち指定された地区において、対策地域の周辺の地域内に使用の本拠の位置を有する特定の自動車(以下「周辺地域内自動車」という。)を運行する一定の事業者に対して、自動車排出窒素酸化物等の排出の抑制に関する計画の作成等を義務付けるものとする。

4 対策地域において、周辺地域内自動車を運行する事業者等は、自動車排出窒素酸化物等の排出の抑制等に努めなければならないものとする。

5 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

二 議案の可決理由

本案は、自動車から排出される窒素酸化物等による大気汚染防止対策の強化を図るための措置として妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

平成十九年四月十三日

環境委員長 西野あきら

衆議院議長 河野 洋平殿

(別紙)

自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

一 大都市地域における自動車排出窒素酸化物等による局地的な大気汚染により、環境基準が長期にわたり未達成であることから、早期にすべての地点で環境基準が達成できるよう、自動車交通量の抑制を図るための有効な施策の早期導入を検討すること。

二 対策地域に流入する排出基準非適合車は、対策地域の周辺のみならず全国各地より流入している現状を踏まえ、対策地域内を走行する排出基準非適合車の走行抑制が効果的に行われるよう、容易に排出基準適合車であるかを確かめ確認できるステッカー制度等の早期導入を検討すること。

三 重点対策地区の指定に当たっては、社会情勢、経済情勢の変化等により環境基準の達成が危ぶまれる地域を幅広く積極的に指定していくよう適切な助言を行うこと。

四 重点対策計画の策定・実施に当たっては、交通流の円滑化対策、交通量の抑制対策のみなら

ず、交差点改良、道路拡幅、立体化、環境施設帯・植樹帯の設置などの道路構造対策等、さらには都市構造の改善も含んだ抜本的、総合的なものとするため、関係地方公共団体及び道路管理者等と緊密に連携して実施するよう、都道府県知事に対し適切に助言すること。

五 貨物自動車運送事業者に対策地域外から対策地域内への運送を行わせる荷主等に対しては、自動車排出窒素酸化物等の排出の抑制に積極的に努めるよう、促すこと。また、都道府県知事は、特定建物の設置者に対して、その維持及び運営に当たり、自動車排出窒素酸化物等の排出の抑制について適正な配慮がなされることとなるよう、的確に要請等を行い、必要な場合には積極的に報告を求めるよう、都道府県知事に対して適切に助言すること。

六 自動車走行量の抑制及び総量排出削減のための交通流対策や、道路構造対策及び都市構造対策等の施策の推進に当たっては、地球温暖化の防止等のための二酸化炭素の排出削減の観点も踏まえ、関係各省の連携の下で総合的かつ抜本的な対策の実施に努めること。

七 総量削減基本方針の改定に当たっては、既に実施されている施策の施行状況が十分に点検・分析されていない状況等にかんがみ、地方公共団体、市民団体及び貨物自動車運送業界等からの意見も踏まえ、関係者による実効ある対策を実施することを促し、かつ、実施した施策の効果を十分に点検・検討することを促すものとなるよう創意工夫すること。

八 国は、地方公共団体が条例において独自に実施している排出基準非適合車の流入規制等の取

組を十分尊重するとともに、地方公共団体が行う対策に対し積極的な支援・協力を行うよう努めること。

九 浮遊粒子状物質の中でも特に粒径の小さい、いわゆるPM_{2.5}については、健康影響が指摘され、既に諸外国において環境基準が設定されていること等の状況を踏まえ、諸外国における科学的知見や基準の設定状況も参考にしつつ、国内の健康影響に関する知見をとりまとめ、早期に環境基準の設定を行うこと。

十 「局地的大気汚染の健康影響に関する疫学調査(そらプロジェクト)」の着実な実施、かつ、その調査結果の速やかな評価・解明を図り、その結果に基づき、必要な措置を速やかに講ずること。

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所	
東京一〇五―八四四五番四号区虎ノ門二丁目	独立行政法人国立印刷局
電 話	
03 (3587) 4294	
定 価	
本体	本号一部
三三〇円	三四五円